

平成23年第4回名寄市議会定例会会議録
開議 平成23年12月13日(火曜日)午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

事務局長 田中 澄 昭
書記 佐藤 葉 子
書記 三澤 久美子
書記 高 久 晴 三

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

1. 説明員

市長 加藤 剛 士 君
副市長 中尾 裕 二 君
副市長 久保 和 幸 君
教育長 小野 浩 一 君
総務部長 佐々木 雅 之 君
市民部長 扇 谷 茂 幸 君
健康福祉部長 三 谷 正 治 君
経済部長 寺 崎 秀 一 君
建設水道部長 野間井 照 之 君
教育部長 鈴 木 邦 輝 君
市立総合病院事務部長 松 島 佳 寿 夫 君
市立大局学局長 鹿 野 裕 二 君
営業戦略室長 湯 浅 俊 春 君
上下水道室長 石 橋 正 裕 君
会計室長 竹 澤 隆 行 君
監査委員 手間本 剛 君

1. 出席議員(19名)

議長 18番 黒 井 徹 議員
副議長 14番 佐 藤 勝 議員
1番 川 村 幸 栄 議員
2番 奥 村 英 俊 議員
3番 上 松 直 美 議員
4番 大 石 健 二 議員
5番 山 田 典 幸 議員
6番 川 口 京 二 議員
7番 植 松 正 一 議員
8番 竹 中 憲 之 議員
9番 佐 藤 靖 議員
10番 高 橋 伸 典 議員
11番 佐々木 寿 議員
12番 駒 津 喜 一 議員
13番 熊 谷 吉 正 議員
15番 日 根 野 正 敏 議員
17番 山 口 祐 司 議員
19番 東 千 春 議員
20番 宗 片 浩 子 議員

1. 欠席議員(1名)

16番 谷 内 司 議員

1. 事務局出席職員

○議長（黒井 徹議員） 本日の会議に16番、谷内司議員から欠席の届けがありました。

ただいまの出席議員数は19名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

7番 植 松 正 一 議員

12番 駒 津 喜 一 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

地域農業の現状と課題について外2件を、山田典幸議員。

○5番（山田典幸議員） おはようございます。議長より御指名をいただきましたので、通告に従いまして、大項目3点について順次質問をしてみたいと思います。

初めに、大きな項目の1点目、地域農業の現状と課題について、4点にわたってお伺いいたします。先般政府は、TPP、環太平洋連携協定について、交渉参加に向けて関係国との協議に入ると事実上の交渉参加を表明しました。例外なき関税撤廃を原則とするTPPに参加した場合、農水省の試算によると国内農業生産額は年間4兆1,000億円減少し、食料自給率は13%まで低下すると言われており、また北海道農業においても農畜産業と関連産業の総生産額において2兆1,000億円が減少すると言われております。具体的な農業支援対策や財源確保の対策が示されない中での交渉参加表明は、到底容認できるものではなく、農業を基幹産業とする本市においてもその影響は非常に大きく、地域経済に大きな打撃を与えるの

は間違いありません。そこでまず初めに、改めましてTPP交渉参加に対する本市としての考え方、1次産業を初めとする地域経済への影響、さらに今後の対応などについての見解をお聞かせいただきたいと思っております。

2点目に、近年の異常気象への対応についてお伺いいたします。まず、本年の主要農作物の状況ですが、春先の天候不順により全般的に作業がおくれ、その後の生育が心配されましたが、さきの行政報告にもあったとおり水稲に関しては7月中旬以降の天候回復により品質、収量とも昨年を上回る状況となりました。一方、畑作については春作業のおくれが回復しないまま、また9月以降長雨の中での収穫期を迎え、各作物総じて収量は平年を下回る結果となりました。本年の春、秋の天候不順に限らず、ここ数年局地的な集中豪雨、加えて極端な高温、低温など異常気象の影響による減収、品質の低下により、農家経済は大変厳しい状況に置かれており、同時に長期間にわたる降雨のため悪条件の中での作業を余儀なくされ、その影響で農地の物理性が非常に悪化してきている状況です。農地の物理性の悪化は、生産性の低下、作業効率の低下など農家経済に大きく影響することから、このような状況に対応するための土地改良事業が必要であると考えます。現在本市においても国及び道の事業として、農地基盤整備事業が行われておりますが、事業の対象にならない小規模な土地改良や緊急性を要する部分的事業も必要であり、生産性の向上や今後の農業環境の維持、安定のためにも何らかの形で支援を検討していくべきと考えますが、お考えをお聞かせいただきたいと思っております。

3点目に、有害鳥獣対策についてお伺いいたします。平成22年度北海道におけるエゾシカによる農作物被害額は、59億4,000万円と過去最高を記録し、上川管内においても約6億円、名寄市でも約3,000万円強の被害が発生しております。昨年時点の調査において、道内におけるエゾ

シカの生息数は過去最多の約65万頭に上ると言われ、農作物への被害は深刻な問題であり、早急な対策が求められます。また、本年は市内各地においてヒグマの出没が相次ぎ、農作物にも一部被害が見られたということですが、本年の本市における有害鳥獣による被害状況と今後の対策についてお知らせをいただきたいと思います。

4点目に名寄市農業の将来像についてということでお伺いいたします。現在地域農業は、前段でも述べさせていただいたTPP問題、ここ数年の異常気象、有害鳥獣による被害を初めとして農家戸数の減少、高齢化、農産物価格の低迷による農業所得の減少などさまざまな問題を抱えています。これらの問題の解決に向けてはもちろんですが、若い担い手が将来に希望を持てる農業にしていくため、次の次代を担う子供たちにとって魅力のある農業にしていくため、今こそ将来の地域農業の方向性、あるべき姿を明確に示していくことが重要であると考えますが、お考えをお伺いしたいと思います。

続いて、大きな項目の2点目、教育行政にかかわって4点にわたってお伺いいたします。1点目、スポーツ基本法制定に伴う本市としての考え方についてお伺いをいたします。本年8月、従来のスポーツ振興法を50年ぶりに全面改正したスポーツ基本法が施行されました。このスポーツ基本法の大きな特徴は、まずスポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことはすべての人々の権利であると前文において規定したということです。そして、国家戦略としてスポーツ立国を目指すとし、総合的、計画的な推進を示したこと、さらに障害者スポーツの推進、学校における体育の充実などを明確にうたったところにあります。本市においても生涯スポーツの振興ということでさまざまな取り組みがなされておりますが、今回のスポーツ基本法制定に伴い、今後の名寄市のスポーツ振興の考え方についてお考えをお聞かせください。

2点目に、学校教育における天文台の活用につ

いてお伺いいたします。昨年4月のオープン以来、予想を上回る入場者を数えている市立天文台ですが、交流人口の拡大を牽引する観光施設としての役割はもちろん、宇宙や天体を通して市民が自然や科学を学び、名寄市の文化、教育水準の向上に貢献する教育施設としての役割は非常に重要であり、今後の運営にも一層期待がかかるところです。本市の恵まれた自然環境や施設を有効に利用し、子供たちの天文に対する興味、関心を高め、また情操教育に役立てていくためにも学校教育の中での活用を今後より推進していくべきではないかと考えますが、お考えをお聞かせいただきたいと思います。あわせて、現状の幼児、小中高生の利用状況についてもお知らせいただきたいと思います。

3点目に、子どもの読書活動推進計画についてお伺いをいたします。情報化社会が進み、またインターネットの普及により子供の読書離れが言われて久しくなっております。本市においても2007年度から5カ年間の第1次子どもの読書活動推進計画に基づき、さまざまな取り組みがされてきたところです。今年度は、第1次推進計画の最終年度に当たり、1次計画の検証を踏まえ、来年度からの第2次子どもの読書活動推進計画の策定に入る段階だと思っておりますが、第1次推進計画の検証結果と第2次推進計画への反映、計画策定の進捗状況についてお知らせを願います。

4点目に、ブックスタートの普及についてお伺いいたします。ブックスタートは、絵本を介した触れ合いのひとつを通じて親子のきずなを深めてもらうため、地域に生まれたすべての赤ちゃんとその保護者を対象にメッセージを伝えながら絵本を手渡しする事業です。1992年、イギリスで始まり、日本でも2001年、NPO法人ブックスタートが設立され、普及が広がり、本年11月末現在全国805の自治体が実施をしており、道内においても既に96市町村、道北地方でも26の市町村で実施されております。絵本を読み聞

かせることは、親子の触れ合いを深め、赤ちゃんが言葉を覚え、想像力、感性が豊かになるなど人格形成にとって欠かせない大変重要なことであると思います。その意味からも当市においてもブックスタート事業を普及すべきと考えますが、お考えをお聞かせください。

最後に、大きな項目の3点目、福祉行政にかかわって2点についてお伺いいたします。1点目、高齢者の生きがいづくりのためにということでお伺いいたします。名寄市においては、行政の各方面において高齢者医療や介護など高齢者に配慮した福祉施策が実施されており、高齢化社会が進む中にある各施策の一層の充実が求められます。しかし、その一方で、それらを必要としない元気で健康なお年寄りが数多くこのまちで活躍してもらうために、生きがいづくりの施策の充実も重要であると考えます。生きがいづくりのために大事なものは、やはり地域や子供たちとのかかわりではないかと思えます。豊富な知識や経験を地域での活動に生かし、子供たちや若い世代との世代を超えた交流の中で、高齢者がより一層子供たちや地域に愛着を感じ、子供たちが高齢者を敬い、地域のよさや歴史、文化を知る、そのような機会を多くつくるのが高齢者の生きがいのある豊かで充実した生活につながるものと考えます。当市の自然環境や文化を生かした施策を推進すべきと考えますが、お考えをお伺いいたします。

最後に、保育料未納問題についてお伺いいたします。少し前になりますが、新聞にも取り上げられていました保育料の未納状況ですが、保育サービスの公平性という面から何らかの対策が必要というふうに思います。未納者の実態と今後の対策についてお知らせを願いたいと思います。

以上、この場からの質問とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 寺崎経済部長。

○経済部長（寺崎秀一君） おはようございます。ただいま山田議員から大きな項目で3点にわたり御質問をいただきました。1点目は私から、2点

目は教育部長から、3点目は健康福祉部長からの答弁となりますので、よろしくお伺いいたします。

まず、大項目1、地域農業の現状と課題についての小項目1、TPP交渉参加に対する名寄市の考え方について申し上げます。野田総理は、TPPの交渉参加に向けて関係国と協議に入ることを表明しましたが、農業を基幹産業としております名寄市にとって参加を断念しなかったことは極めて問題であると考えております。農業の果たす役割は、ただ単に食料の生産、供給にとどまらず、国土の保全、水源の涵養など多面的機能を数多く有しております。地域経済に与える影響は極めて大きいものがありますが、名寄市の農業生産額では約80億円が約35億円になるとの試算もあり、農畜産関連企業の生産、販売や雇用にも影響があるものと考えております。さらに、農業分野だけではなく、他産業への影響もあり、名寄市経済にとっては厳しい状況になるものと予想されております。名寄市議会におきましても平成22年第4回定例会においてTPP参加の即時撤回を求める決議を全会一致で行っていただいておりますので、今後も農業関係機関、団体などと連携し、交渉参加阻止に向けて対応してまいりたいと思います。

次に、小項目2、近年の異常気象への対応について申し上げます。議員御指摘のとおり、ここ数年の異常気象により畑作物を中心に3年連続の不作となっており、畑の排水機能の低下もその原因の一つと考えられます。農作物の生産性向上には、暗渠排水の整備が効果的であることは言うまでもありませんが、現在主流の砂利暗渠の施工費が反当20万円から25万円となることから、補助率のよい国営または道営の事業を計画的に行うことが農家負担を少なくすることとなります。ただし、緊急性を要する部分的な暗渠の要望もあり、昨年からは、道の単年度限りの対策が行われております。昨年は、道の対策として50%補助となる緊急農地排水対策支援事業が行われ、30.6ヘクタール施行しております。ことしは、国の対策とし

て55%補助となる戦略作物生産拡大関連基盤緊急整備事業が行われ、22.4ヘクタールの施行と道の地域づくり総合交付金事業を活用した50%補助となる対策で4.5ヘクタールを施行しております。いずれもJA道北なよろで取りまとめを行っていきまして、ことしの当初取りまとめでは約180ヘクタールの申し込みがありましたが、最終的には合わせて26.9ヘクタールの施行にとどまっております。理由としては、55%補助でも農家負担が大きいことと春の農作業のおくれで収穫後の暗渠施行に不安を感じてのことと分析しております。市単独での支援策で50%を超える補助は、財政的にも非常に難しいと考えています。平成24年度において国、道の緊急的な対策が行われるかは未定ですが、注視してまいりますので、御理解願いたいと思います。

次に、小項目3の有害鳥獣対策について申し上げます。エゾシカによる農業被害につきましては、本年度の最終集計はまだ出ておりませんが、春先の天候不順で定植作業のおくれもあり、昨年よりは少ない被害額が予想されます。農業被害防止のため、猟友会に駆除をお願いし、今年度は329頭を駆除したところでございます。また、ここ数年ヒグマによる農業被害も散見されております。特にことしにおいては、目撃情報も例年より数多く寄せられており、9月にはホームページで、広報については12月号で市民周知を行ったところであります。ヒグマによる農業被害額は、スイートコーンを中心に約100万円と試算をしております。被害を受けた農地のところにわなを仕掛けましたが、残念ながら捕獲することができませんでした。エゾシカによる農業被害防止のためには、個体数を減らすことが必要と考えますが、一自治体での対応には限界があります。国、北海道の抜本的な対策を関係団体と連携し、要望してまいりたいと思います。また、定住自立圏構想においても被害防止対策の推進として関係機関、団体と連携して被害状況や被害防止対策等の情報交換を行い、効

果的な対策を広域で推進することとしております。

次に、小項目4の名寄市農業の将来像について申し上げます。御質問にもありましたが、名寄市の農家戸数も減少の一途をたどっており、担い手の育成や新規参入など課題も多くあるところがございます。現在の農業・農村振興計画が本年度で前期が終了し、次年度から後期5年が始まりますが、この中でも一定程度を示させていただきたいと考えております。地域担い手への農地の集積化についても一戸の農家では経営規模の限界もあることから、法人化による共同作業の樹立など検討していかなければならないと考えております。新規参入につきましてもあらゆる機会を利用し、積極的に名寄市農業をPRしてまいりたいと思います。これらの問題解決には特効薬がないため、地道に関係機関、団体とも十分連携し、検討してまいりますので、御理解願います。

以上、私からの答弁となります。

○議長(黒井 徹議員) 鈴木教育部長。

○教育部長(鈴木邦輝君) 私のほうからは、大項目2、教育行政にかかわりまして小項目1から4までお答えをさせていただきます。

まず、小項目1、スポーツ基本法制定に伴う当市の考え方についてお答えをいたします。スポーツ基本法は、昭和36年に制定されましたスポーツ振興法を50年ぶりに全面改定し、スポーツに関しましての基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力などを明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めたものとして本年8月に改正をされました。法の改正に伴いまして、さきの9月開会の第3回の市議会定例会におきまして議決をいただき、従来のスポーツ振興審議会をスポーツ推進審議会と、体育指導員をスポーツ推進委員に名称の変更をしたところであります。改正法では、スポーツを国民の文化として国民がスポーツを楽しむ、親しむ権利を保障して発展させ、地域スポーツ、障害者スポーツの推進、競技力の向上と国

際平和に貢献するための国際競技会の開催の推進などスポーツ立国の実現を目指した施策を推進することとされております。本市といたしましては、これまでも生涯スポーツの振興として市民皆スポーツを目指し、生涯を通じて年齢や体力に応じたスポーツ活動に親しみ、相互の交流を深め、健康維持増進ができるようスポーツ施設の整備や改修、管理運営の充実に努めてまいりました。また、健康づくりの啓発、普及活動としてスポーツ推進委員によるニュースポーツの出前講座や技術力の向上を図るためのアスリートとの交流事業やスポーツセミナーなどを開催するとともに、体育協会や地域スポーツクラブと連携を図りながら、スポーツ団体の育成、指導者の養成、確保、スポーツ教室やスポーツ大会の支援、充実に努めてまいりました。今後も引き続き生涯スポーツの振興を図るとともに、今回の法改正におきまして技術水準の向上を目指し、あわせて障害者などの利便向上を図るようスポーツ施設の整備及び施策を講じるよう努めることとされたことを受けまして、現在策定しております総合計画後期計画におきましても今後の検討をすべきものとしております。

また、改正法では従来スポーツ振興法におけるスポーツの振興に関する計画の名称を地方スポーツ推進計画と改め、作成については努力義務となり、その手続については廃止をいたしました。本市では、スポーツの振興に関しましては教育委員会が策定しております社会教育中期計画で定めておりますが、現中期計画の期間は平成20年から24年度までの5カ年としていることから、平成24年度中に新たに平成25年から29年度までの5カ年の中期計画を策定することとなっておりますので、新たに策定する中期計画におきましてスポーツ基本法の理念、施策を十分反映させたいと考えております。また、中期計画の策定に当たりまして平成12年度に実施いたしました市民のスポーツ意識実態調査を審議会におきまして平成24年度に再び実施することとしており、調査

結果を参考としながらスポーツ振興に関し新たに作成する中期計画に反映する考えであります。

次に、小項目2、学校教育における天文台の活用についてお答えをいたします。議員御指摘のとおり、市立天文台につきましては本年11月末までに本年度の実績として1万5,643名の入館をいただき、既に前年度までの入館者数を上回ったところでございます。まず最初に、平成22年度の市内の小学校、幼稚園の利用状況であります。小学校では16回、617人、幼稚園につきましては5回、272人で、市外の小学校、幼稚園につきましては小学校が2回、16人、幼稚園では2回、34人で、市内、市外合わせまして939人の児童、園児が利用いたしました。次に、平成23年度におきましては、11月末までの利用状況ですけれども、市内の幼稚園、小中高大学生につきましては幼稚園が6回、309人、小学校が9回、336人、中学校4回、103人、高校1回、38人、大学3回、126人、市外の幼稚園、小中高大学につきましては幼稚園3回、72人、小学校3回、55人、中学校1回、9人、高校1回、35人、大学1回、26人で、市内、市外合わせまして1,109人の園児から大学生までが利用したところであります。

学校教育の中での天文台の活用方法についてですが、小中学校の学習指導要領では地球についての基本的な考え方や概念を柱とした内容のうち、地球の周辺にかかわる事柄として小学校3年生では太陽の動き、4年生では月や星の動きや明るさ、6年生では月の形の見え方や太陽との位置関係、また中学3年生では天体の動きと地球の自転、公転、太陽系と構成についての学習を行いますが、これらの学習の中に天文台の活用場面を取り入れながら、天体についての興味を高めるよう支援をしてみたいと考えております。

また、現在天文台では小学生を対象に季節に応じた天文教室を実施しており、さらには10月末より理科教育の一環として小学生による小

惑星発見プロジェクトを実施をしております。これは、市内の小学生が天文台職員の助けを受けながら、望遠鏡やカメラを操作をして撮影した写真から小惑星の軌道を計算し、未発見のものかどうかを確認して発見を目指す取り組みで、このプロジェクトにつきましては市内全小学校の児童が参加できるよう今後も継続していきたいと考えております。

次に、小項目3、子どもの読書活動推進計画についてでございます。名寄市では、国や北海道における子供の読書活動推進の基本的な考え方を踏まえ、平成19年4月に名寄市子ども読書活動推進計画を策定し、体制、環境整備、読書習慣を身につけるための取り組みを推進してまいりました。本年度が計画の最終年度となることから、現在第2次計画を作成しているところでございます。子供の読書活動を推進するために計画を策定し、推進することはもちろんですが、最も大切なことは策定作業に多くの関係者がかかわり、活動の状況報告や計画内容の意見交換を行うことで、読書活動を推進していく意識を高め、名寄市全体で取り組むよう推進できる体制をつくることと考えております。これらから、策定作業につきましては行政の各担当から9人と図書館職員4人の13人で市内の策定委員会をつくり、また各幼児施設、学校、読み聞かせボランティアなどから21人の市民ワーキンググループの委員をお願いをし、2段階で策定作業を進めております。

また、現在の計画の検証を行うために幼児の保護者20施設、545人や児童生徒全部で2,002人、幼児施設24もあります、や15の小中学校を対象に名寄市子供の読書活動に関するアンケート調査を実施をいたしました。この調査では、ほとんどの保護者の方が子供が成長していく上で読書の重要性というのを感じており、家庭での読書習慣を身につけるためには幼児期から本に接したり、読み聞かせを聞いたりすることが大切であること、各幼児施設独自では図書資料の整備が十

分に行えないことから、図書館の団体貸し出しや移動図書館などが必要であること、また保護者も子供も図書館に来館する時間がとれないなどの意見もいただいたところです。市民ワーキンググループの会議では、学校図書がシステム化され、子供たちも楽しんで利用しており、貸し出しもふえた。朝読書については、具体的な計画を立てて取り組んできたことから、計画の当初と比べその広がりができたこと。図書館にも案内したり、アドバイスや見守ってくれる人がいたら、子供も安心して利用できるのではないかなどの意見も出されております。これらを踏まえまして、第2次計画では子供や保護者に本の楽しさやすばらしさを伝えるため、読み聞かせや子供たちにテーマに合った本を紹介するブックトークへの積極的な取り組み、図書館資料の活用の拡大や学校図書室への支援、図書や読書に関する情報の提供、図書館の利用促進のため施設や体制の整備などを重点に推進してまいります。今後は、図書館協議会初め社会教育委員の会など関係機関への報告や名寄市パブリック・コメント手続条例に基づき、市民の方からの意見をいただき、新年度からこの計画に基づく取り組みを進めてまいりたいと考えております。

最後に、小項目4、ブックスタートの普及についてでございます。議員の御指摘のとおり、ブックスタート事業というのは絵本を読み聞かせる時間を通じまして親子のきずなを深めてもらうために、赤ちゃんと保護者に絵本を贈る事業でございます。現在上川管内で何らかの形で実施をしている市町村が2市14町村、合わせて16市町村、実施していないのは名寄市を含め2市5町村となっております。実施している市町村では、事業の趣旨から主に乳幼児の健診時に絵本を渡す方法がとられており、実施主体も教育委員会または保健福祉担当とに分かれておりまして、対象を6歳児まで拡大しているところもございしますが、大部分は初回のみの実施となっております。

名寄市では、平成14年度に保健センターを中

心に市立図書館と連携をし、図書コーナーの設置や健診時における絵本の読み聞かせを行ってきております。また、図書館では赤ちゃんに読んであげたいお勧め絵本、または3歳から6歳向けのお勧め絵本のブックリストを作成をし、保健センター、保育所、幼稚園や子育て支援施設に配付しております。これらに加え、本館、分館では図書館ボランティア団体の協力も得まして絵本の読み聞かせを通年事業として実施しております。ブックスタートは、配付時のみの対応でその後の継続性がない事例が多く見られることから、単に絵本を贈るというだけではなく、図書館、保健センター、子育て支援センターなどの施設機関の連絡を密にし、またボランティア団体とも連携した現在の事業展開のほうが子供たちにとっても有効な方法と考えているところですので、御理解のほどをお願い申し上げます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 私のほうからは、大項目3、福祉行政にかかわっての小項目1の高齢者の生きがいづくりのためにについて申し上げます。

地域や子供たちとのかかわりにつきましては、少子高齢社会が進む中、安心して子供を産み育てることのできる社会づくりのため、地域全体での支援が必要になってきています。また、核家族の進行に伴い、子供たちと高齢者のつながりが希薄になっている状況において、地域の活動の中でつながりを強めていくことが大切であると考えております。平成22年10月、名寄市立大学4学科連携による子育て支援システムの構築の事業として、「育児や介護の孤立をなくすために～お茶の間から地域交流と多世代支援を考える」のテーマで多世代による地域シンポジウムが開催されました。また、それに連動し、平成22年11月、平成23年1月に多世代交流サロンひまわりが名寄市立大学で開催され、担当職員が参加をしてきま

した。その中で20代、30代の子育て家庭と50代から70代の年配者の交流では、年配の方がいてくれるだけで安心、子供の声が聞こえるだけでいやされるの意見が出され、さまざまな世代の方々が家庭の枠から一步踏み出し、同じ場所と時間を共有することの大切さ、笑顔でいられる時間の必要性を改めて認識したところでありました。また、高齢者が長年にわたって培ってきた知恵や知識を子育て家庭に提供し、子供たちは高齢者のいやしの存在となり、子供を見る目がたくさんある環境が子育て中の親として安心できることを強く実感してきたところでありました。

また、名寄市では気軽に遊べる場、育児不安の相談、子育て家庭の交流の場として地域子育て支援センターを東保育所、大谷認定こども園、風連さくら保育園に開設し、転勤者の多い当市において多くの子育て家庭に利用をいただいております。今後子育て支援センターでは、多世代交流を含めた内容の充実が求められていると考えておりますので、今までの来ていただく支援とあわせて関係機関と連携しながら、孤立しがちな家庭への訪問などこちらから出向いていく支援が必要と考えております。

次に、当市の特色を生かした施策につきましては、市といたしましてもこの状況を踏まえ、豊かな自然と遊休の公共施設などを活用した世代間交流について検討を進めているところです。子育て支援センターを利用されている親子、幼稚園、保育所の児童も利用ができ、自然を満喫し、高齢者の方々にもおいでいただき、交流を図り、そのことにより高齢者に対する敬意、子供たちの心の成長や子育て家庭の手助けになるのではないかと考えております。名寄ひまわり子育てプラン、「ここで育て、ここで育ててよかったといえるまちをめざして」の目標を一つ一つ実践し、子育て世代の親が子育てを楽しみ、世代間交流が行われるよう努力してまいりたいと考えております。

次に、小項目2の保育料未納問題について申し

上げます。保育料未納の実態につきましては、平成22年度現年度分収入状況は98.06%で、平成23年4月から10月末日までの月平均は96.85%の収入状況になっております。平成23年度現年度分の未納者の実態としましては、保育所入所世帯数10月末現在170世帯のうち7%の12世帯の未納者がおり、そのうち50万円以上の高額未納者が4世帯になっております。この4世帯の高額未納者につきましては、市税及び住宅料等の未納に加え、民間の負債も抱えている状況にあります。これらの世帯に対しましては、面談、相談を行い、納付計画を立て、生活に係る額を引いた中から納付額を決定し、分納などを行っております。また、未納者には2カ月ごとに保育料未納のお知らせを通知しており、納入状況を確認しながら、守られない未納者には面談を繰り返し、納入を促しているところであります。また、退所した未納者につきましても2カ月ごとに保育料未納のお知らせを通知し、納入を促しております。滞納を減らすための対策として、平成21年度からこの通知を保育所長より直接手渡し、納入をお願いするとともに、保育所で保育料を取り扱うようにいたしました。

次に、今後の対策につきましては、現年度分は原課でしっかり対応を図ることで未納を最小限度に抑え、子ども手当、児童扶養手当などの手当受給前の月には面談を行い、納入の促進を図ってまいります。また、過年度分の未納者につきましては、税務課納税係と連携をとりながら進め、今後とも在籍未納者に対して面談、相談を行い、納付計画を作成し、計画の遵守に努めるとともに、定期的に保育料未納のお知らせを通知し、納入を促す取り組みを進めたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長(黒井 徹議員) 山田議員。

○5番(山田典幸議員) それぞれ御答弁をいただきましたので、何点か再質問をさせていただきます。残り時間少なくなりましたので、

何点かに限らせていただきたいなと思います。

まず、T P Pに関してなのですが、これ私からいろいろと今さら言うまでもないかと思えます。影響は、農業だけではなくほかの分野にもわたりますので、ここは行政としても今後関係団体としっかりと連携していただいて、正しい判断を国に求めていっていただきたいなと思います。

異常気象の対応についてということで、本当に毎年異常気象だということでは言われていますけれども、異常が異常でなくなっている状況なのかなと思います。間違いなく気象条件も変わってきているのかなと思いますので、今後こういうことは当然のように起こるという前提で、個々の農家の経営はもちろんなのですが、行政側としても対応を考えていかなければならない段階に来ているというふうに思います。現実問題として、本当に畑の状態悪化してきています。実際こういう状況ですので、やはり農家の方々の声としては本当に小規模なものですとか、部分的にですとか、早急に対応したいという声はたくさん聞くわけなのですが、例えば暗渠のお話いただきましたけれども、本暗渠でなくても補助暗渠で、もみ殻暗渠なんていうのもございますし、また有材心土改良であれば通常どり砂利、火山れき使うものなのですが、それにかわるような資材ですとか、そういったものを農業振興センターなんかで研究、実証実験なんかをして、できるだけ低コストで効果のある土地改良、こういうものを市独自の支援ということで体制づくりぜひ今後検討していただきたいなと思いますが、提案みたいになります、ちょっとお考えいただきたいなと思います。

○議長(黒井 徹議員) 寺崎経済部長。

○経済部長(寺崎秀一君) 暗渠排水の関係なのですが、議員おっしゃるとおりに違う工法での対応もあるのでないかということなのですが、私どももカッティングドレーン工法という、昔でいえば弾丸暗渠です。そういう工法だと、粘土地だと有効なのかなと考えておりますけれど

も、ヘクタール8メーター間隔で、ヘクタールの単価で12万円程度、反当1万2,000円程度とか、そういう工法もありますので、生産者の方とほかの対応をいろいろ考えながら、支援できるものがあれば検討していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○5番（山田典幸議員） やはりそういったいろんな情報、技術的な情報ですとか、答弁もいただきましたが、道の事業を注視いただいて、情報は生産者のほうに速やかにお知らせいただきたいなと思いますし、資金に対しての、例えばこういった被害に対して行政として資金の利子補給ですとか支援いただいているわけなのですが、大変ありがたいと本当に思っています。ただ、無利子とはいえ借金は借金なわけで、やはりできるだけそういうことにならないように支援をしていくということが行政としての本当の支援のあり方だと私は思っていますので、ぜひ農業振興センター、そういった活用をして、実証実験ですとか、今後そういった研究もしていただきたいなと。これは、強く求めておきたいなと思います。

エゾシカ対策についてです。これは、本当にもう行政の単位では限界があるのかなと思います。電牧さく張ったにしても、そこは入れなくなるのですが、どんどん移動してきますので、ましてや越境もしてきます、市町村またいで。やはり個体数を減らすということ、一番だと思しますので、猟友会ですとかハンターさん、いろんな部分でしっかり協議していただいて進めていただきたいなと思っております。

将来像については、ちょっとここ深く入っていくと長くなりますので、時間もありますので、詳しくは次回の機会にと思っております。

続いて、教育行政について何点か再質問をさせていただきます。天文台のほう、ちょっと活用についてということなのですが、先般7月、市政クラブで仙台市天文台を視察させていただきました。

ここでは、運営事業の中で学校教育支援業務ということで幼稚園、小中学校、高校の天文分野の学習支援を行ってございまして、特に小中学校は学習指導要領に基づいた形で4年生と6年生、そして中学校は1年生が学校授業の中で天文台を利用しているということなのです。特に中学校に関して、1年次は天文学習は市の教育事業の一環としてしっかりときちんと位置づけられていて、市内全校が授業で利用しているそうです。また、小学校も9割超、ほぼこれも全校だそうで、市外の学校も相当数利用しているということなのです。視察させていただいて、これは本当に名寄でも取り組むべきだなと私思ひまして今回質問させていただいたのですが、学都仙台に倣ってということではないのですけれども、教育都市宣言名寄市もしております。また、こんな星がきれいに見えるまちですばらしい施設があるわけですから、これこそ施設の有効利用と私は考えておりますので、ぜひ授業の中でということで取り組み今後検討していただきたいなと思ひますが、ここを改めて、済みません。教育長にちょっとお考えをお聞かせいただきたいなと思ひますが、いかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 今天文台の活用についてのお話でございましたけれども、天文台に限らず図書館、博物館などの文化施設でありますとか、カーリング場、ピヤシリスキー場などのスポーツ施設などにつきましては、地域に根差した教育活動を進めるために大切な地域の教育資源であると考えております。したがって、教育委員会といたしましても先ほど部長のほうから説明いたしましたけれども、天文台の活用方法と学習指導要領の内容との関連を明確にしますとともに、子供たちの学力の向上と直結するように学校の教育課程に適切に位置づけていくよう指導してまいりたいと考えております。また、現在天文台が有効活用されるように天文台の運営委員会が組織されておりますけれども、このような組織も有効に活用

して、今後学校として天文台の有効活用に弾みをつけていきたいと、そんなふうに考えております。

以上でございます。

○議長(黒井 徹議員) 山田議員。

○5番(山田典幸議員) ありがとうございます。やっぱり名寄の子供たちは、ほかのまちのどこの子供たちよりも星や星座に関して詳しいですとかどこかで言われたりとか、そんなことを言われたら天文台をつくったかいもあるのではないかなと思いますし、例えば将来このまちの子供たちから天文学者が生まれたりとか、そんな夢も出てくるのではないかなと思います。これは、ぜひ学校授業での実施に向けてそれぞれ市内の各学校とも御協議いただいて、強く本当にお願ひしておきたいなと思います。

続いて、ブックスタートについてなのですが、これは赤ちゃんのころから本に親しむ環境をつくって、読書の習慣につなげるということよりも、やはりこの少子化の中で名寄というまちに生まれてきてくれてありがとうと、そういう気持ちで差し上げることが大事なことだと思うのです。御存じかと思いますが、「君の椅子」プロジェクトという取り組みがありまして、これは旭川大学の大学院のゼミの中から始まった取り組みなのですが、生まれてきた赤ちゃんにオリジナルの手づくりのいすをプレゼントするというようなことなのです。この取り組みもまさに生まれてきてくれてありがとう、そして君の居場所はここだよという気持ちなのです。本当にすばらしい取り組みだなと思いますし、生まれてきた新しい命を地域、まち全体で支えて、その誕生に心からありがとうと言えるまちであるべきだなと私は考えています。こういった取り組み、これ以上のことを例えば名寄でやっていきたいということであればそれはすばらしいことなのですけれども、まずはもう既に本当に道内たくさん、もう半分以上です、自治体で取り組んでおられるブックスタート、取り組みやすさもあるのかなと思ひまして、ぜひ名寄でもとい

うことなのですが、ここのところ改めてちょっとお考えお聞かせいただけないでしょうか。

○議長(黒井 徹議員) 鈴木教育部長。

○教育部長(鈴木邦輝君) ただいま山田議員のほうから御指摘をいただきました。名寄市、昨年度の新生児232名ほどと聞いております。これらの方、新しい命が名寄に生まれて、行政としても何らかの意味で謝意を表するということは大変大事なことでないかと考えております。御指摘のブックスタートという手法をとらずとも、名寄市は継続的に子供たちと、幼児と、それから保護者に対しての本を通じた取り組みを進めているところでありますけれども、これにつきましては全道的なことも含めまして各市の状況等も見ながら考えていきたいと考えております。特に名寄市では、大学がございます。大学には、幼児の児童学科がございます。前回はブックスタートの取り組みの中で名寄大学とのかかわりを模索してはどうかという部分がございますので、一度大学の先生ともお話をさせていただいた経過がございます。ブックスタートのかかわりでは、大学の子供たちに手づくり絵本等プレゼントするというような手法もあろうかと思いますが、現在の段階では時間的、物理的に若干の制約があるということでもあります。ただ、先生の提案としては、親御さんが子供の思い出を絵本にする赤ちゃん日記のようなものを手づくり絵本として取り組むような普及事業を図書館等で主催をして行えるのではないかとこの有益な提案もいただきましたので、このことも含めまして部内で研究を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただければと思います。

○議長(黒井 徹議員) 山田議員。

○5番(山田典幸議員) ありがとうございます。私は、こういう取り組み、本当に生まれてきてくれてありがとうという気持ちがまずあってこそ、子供を安心して産み育てられるまちづくりというものにつながっていくのではないかなと思ひしておりますので、これ児童学科というお話出ましたけ

れども、大学のほうともいろんな関係団体とも協議して取り組んでいただくよう御検討をぜひお願いしておきたいなと思います。

時間が迫ってまいりましたが、ちょっと順序が逆になったので、スポーツ基本法についてです。前文の中での解釈ということで、この地域から生まれた優秀な選手が地域に戻って指導してくれるという循環を目指すという解釈をできる条文が基本法の中にありました。特に子供たちのスポーツについては、やはり指導者という部分なのだと思います。こういったよい循環の環境づくり、それと指導者の確保とか育成、御答弁の中でもいただきましたけれども、もうちょっとその辺詳しくお考えを改めてお聞かせいただきたいなと思います。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 名寄出身としてスポーツ界で活躍をされた方がいわゆるJターンとかUターンという形で名寄に戻っていただいて、地域のスポーツを指導していただけるということは大変理想的なことでありまして、例えば子供たちのクロスカントリー競技などにおいては何例かの実例がございますが、すべての分野においてそれを対処することはなかなか難しい現状でございます。現在名寄市の教育委員会としては、スポーツ指導者の養成事業そのものにつきましては実行委員会形式ですけれども、スキー指導者の研修会であるとか、それから指定管理者であります体育協会の事業として市の補助金300万円ほど支出をして体協関係と少年団関係に各種スポーツ教室の開催や指導者の派遣事業、それから少年団の育成事業等底辺の拡大、またアスリートの養成等の競技力の向上に向けての事業を実施しておりますので、そういった中でより継続性のある指導者の養成につきまして教育委員会としても配慮していきたいと考えておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 以上で山田典幸議員の

質問を終わります。

平成24年度予算編成から外2件を、大石健二議員。

○4番（大石健二議員） 議長より御指名をいただきましたので、これより通告順に従い、3件4項目について質問を行います。

最初に、平成24年度予算についてお尋ねをいたします。さきの平成22年度決算では、形式収支から繰越明許費を引いた実質収支は2億1,358万円、特別会計との合計額では3億8,500万円の黒字決算となり、財政健全化比率の指数も一定の改善が見られたものの、今後も総合計画と行財政改革に基づいた事業の厳選と適正な公債管理が求められています。名寄市の平成24年度予算は、本年11月1日付の訓令で加藤市長より編成作業に対する考え方が、また同日付で総務部長名で平成24年度予算の概算要求に当たっての基本的な考え方がそれぞれ示されています。また、同じく新年度が初年度となる新名寄市総合計画後期計画のスタートともあわせて平成24年度予算の現在の進捗状況と及び予算規模と主要な施策についてお知らせ願います。

次に、名寄市の行財政運営から、第三セクターと地域政策についてお尋ねをしております。最初に、第三セクターについてお聞きをいたします。名寄市は、国の財政健全化法や第三セクター等の抜本的改革指針を受けて、名寄市第三セクター庁内検討委員会を設置して今後の方向性を示す名寄市第三セクター等改善計画を策定しています。この計画の対象となる法人は、平成18年3月の合併以降4法人が存在していましたが、このうち株式会社ふうれん望湖台振興公社は22年度末で解散をし、現在株式会社名寄市土地開発公社と株式会社名寄振興公社、そして株式会社ふうれんの3法人が事業活動を行っております。今定例会で報告された行政報告の中でも触れていますが、解散した株式会社ふうれん望湖台振興公社から株式会社名寄振興公社が引き継いで管理運営をしている

望湖台施設は23年度末をもって営業を終了いたしますが、いまだ同施設利用者の便益を図る代替施設の見通しが立っておりません。限られた時間の中で営業終了後の施設対応策及び利用者への代替施策についてお考えをお知らせ願います。

また、簿価で3億3,300万円余の保有地を抱える株式会社名寄土地開発公社は、平成26年度までにその保有地を売却し、公社を解散するとしていますが、保有地売却等の具体的な販売施策や売却先など具体的な計画についてお知らせください。

次に、同じく名寄市の行財政運営から、地域政策についてお聞きをいたします。平成20年、2008年11月に南小学校区域を皮切りに小学校区域を基本とした新たな地域組織として地域連絡協議会が7地区で立ち上がりました。この地域連絡協議会の発足に先立って、平成17年2月に名寄市と風連町で交わした合併協定書の合併特例区及び地域自治区の取り扱いの項目中にある2項の名寄市に地域自治区を設置する、さらに合併特例区設置期間終了後は合併前の風連町に地域自治区を設置するとそれぞれ地域自治区設置について明記されています。既に本年3月末をもって合併特例区設置期間が終了した今現在、さきに述べた地域組織の地域連絡協議会と合併協定書に記された地域自治区のそれぞれの今後とかわりについてお知らせを願います。

最後に、名寄市立大学の地域連携についてお聞きをいたします。名寄市立大学は、地域に貢献し、地域に開かれた大学であることを目標に保健、医療、福祉という支援サービスに携わる人材をはぐくむ大学として、全人教育と広い視野に立った職業人の育成、地域社会の教育的活用と地域貢献などを基本理念に掲げています。大学は、周知のとおり多種多様な知的、人的資源を持つ機関でもあり、研究活動を活性化する取り組みとして基礎研究の推進、知的財産戦略の推進を図ることで大学と地域社会、大学と地域産業の地域貢献事業に寄

与するものと考えます。名寄市立大学がこれまでに取り組んでこられた産学官地域連携などを初めとする名寄市立大学の地域貢献についてお知らせを願います。

以上でこの場からの質問とさせていただきます。

○議長(黒井 徹議員) 佐々木総務部長。

○総務部長(佐々木雅之君) ただいま大石議員から大きな項目で3点の質問をいただきました。

1点目、2点目は私のほうから、3点目は大学事務局長からの答弁となります。

大きな項目1点目の平成24年度予算編成からの予算編成についてお答えをします。平成24年度予算査定の進捗状況と想定される予算規模について申し上げます。平成24年度予算につきましては、11月1日付で市長訓令、総務部長事務連絡を出しまして、12月2日に各課からの要求を締め切りました。12月7日より財政課長査定作業に入っているところであります。12月2日締め切り日での要求額を積み上げた結果、一般会計では歳入195億円、歳出で202億円となり、収支の差額は7億円となっています。お尋ねの想定される予算規模につきましては、今後予算査定の中で精査をし、総額を固めていきますので、明確には申し上げられませんが、現段階での予算総額の見込みは198億円程度になるものと想定をしております。

次に、主要な施策の状況について申し上げます。平成23年度より継続されている事業、例えば(仮称)複合交通センターや(仮称)市民ホール建設事業、食肉センター改修事業といった事業につきましては予算要求がされております。また、ソフト事業においても継続分は同様に要求が上がっております。これから予算査定の中でさらに事業内容について精査していくこととなりますが、特に大型事業につきましては財源確保や今後の維持管理経費等をも含めて検討していくことになると考えております。国の地方に対する財政対策の状況がいまだに不透明な状況にありますので、主

要事業の計上に当たりましてはできるだけ一般財源の支出を抑える形での予算組みが必要と考えております。

大きな項目の2、名寄市の行財政運営からにつきまして、第三セクターの関係につきましては一括して私のほうから答弁をさせていただきます。名寄市の第三セクターにつきましては、公共性を確保しながら行政が直接対応することが困難な事業を行政にかわって実施するために設立された団体でありまして、現在名寄市土地開発公社、株式会社名寄振興公社、株式会社ふうれんの3団体があります。いずれの団体も本市のまちづくりに大きく貢献をしてきましたが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成22年度決算から全面施行されたところから、名寄市第三セクター庁内検討委員会を立ち上げて、本年3月に名寄市第三セクター等改善計画をまとめ、解散を含めた各団体の一層の効率的な運営や安定的な経営を目指してきたところであります。名寄市土地開発公社につきましては、駅横再開発用地及び（仮称）複合交通センター建設に伴う用地の売却や文化センター横に建設を予定しております（仮称）市民ホールの用地売却を進めてきたところでありますが、今後も開発整備事業等の計画がない土地につきましては第三セクター等改善計画に基づき市への売却を計画的に進め、平成26年度をめどに解散を予定しているところであります。

なお、具体的に販売計画を想定しているのは、旧営林署跡地につきましては警察署の移転候補予定地としておりますので、この辺につきましては将来は販売ということを想定して市のほうに一たん売却をしようと考えております。

続きまして、株式会社名寄振興公社につきましては昭和48年に設立し、同年12月にオープンしたピヤシリスキー場の索道業務、ロッジの管理運営などを行い、その後名寄市及び北海道からの指定管理者としての指定を受け、なよろ健康の森、なよろ温泉サンピラー、道立サンピラーパーク、

トムテ文化の森などを中心に多様な分野にわたり維持、管理運営を行っています。なよろ温泉サンピラーは、四季を通じて市民の憩いの場として、また宿泊施設はスキー客やツアー、合宿等の誘致による交流人口の拡大や名寄市の観光振興、雇用の確保など幅広い事業活動によって大きな貢献をしております。なよろ温泉サンピラーの運営方針につきましては、独立採算で行っておりますが、平成9年のリニューアル後14年が経過をし、経年劣化により施設の傷みで運営上支障を来し、利用者の安全、安心の観点から、総合計画後期計画の中で特に緊急性を要する温泉施設、給水施設、機械施設の修繕を24年度に位置づけをし、順次必要な改修を行い、所管施設全般についてなお一層の効率的な管理運営に努めるとともに、健全経営を進めてまいりたいと考えております。

株式会社ふうれん望湖台振興公社につきましては、昭和63年に設立をし、その後整備をされた自然公園施設や望湖台センターハウスの管理運営を行い、名寄市から指定管理者としての指定を受け、業務を行ってきましたが、平成22年度末をもって解散となり、清算結了登記も完了しております。平成23年度1年間の管理運営につきましては、望湖台振興公社から引き継ぎをいたしました名寄振興公社が指定管理者として管理運営をしております。平成24年度以降の運営については、利用者を代替となるサンピラー温泉への交通誘導や老人クラブの例会場の確保について庁内で検討し、現在バス利用者へのアンケート調査や地域町内会や老人クラブなどの皆さんと協議を進めているところであります。

なお、隣接する自然公園の管理運営につきましては、これまでどおり管理運営していく計画で準備を進めております。

最後に、株式会社ふうれんにつきましては、風連町中心市街地活性化構想に基づく各種まちづくり事業に取り組むため、平成16年度に設立され、風連本町地区の再開発事業を平成19年度から着

手し、A、B、C、Dの4ブロックにふうれん地域交流センターを初めJA道北なよろ本所、店舗、事務所、住宅などを建設し、平成22年度までの事業期間をもって完了となったところです。平成23年度は、7月に全体完工式をとり行い、今後は事業精算を行い、国の事業審査などすべての事業完了をもって平成25年度に解散する予定となっております。

続きまして、小項目2の地域政策について、現状と今後の課題についてお答えをします。平成17年2月に調印された合併協定では、地方自治法第202条の4第1項の規定によりまして合併後合併前の名寄市に地域自治区を設置するとされておりました。合併後名寄地区における町内会役員への説明会で合併を契機とした新しいまちづくりを目指すということで御意見等をお伺いしたところ、地域自治区を設置することにつきましては現段階では時期尚早との意見が大半を占めたため、地域連絡協議会を市内7つの小学校区域を基本に設置いたしました。個々の町内会が担っている役割や地域ぐるみの力を大事にしながら、広い区域で取り組むことがより効果的、効率的である。具体的には、子供の見守りや防災活動などを想定して地域連絡協議会を設置いたしました。また、地域連絡協議会は市民の意見を反映する場としてまちづくりに参加する機会の一つになると同時に、まちづくりについて考える場になることを目指しております。

地域連絡協議会の活動につきましては、各協議会の自主的な活動に市がかかわり、支援をするということで進めてきましたが、それぞれの協議会によって温度差があり、進捗状況は異なってきました。例えば南地区では、通学路の清掃活動や防災関係の研修会、安全安心会議との連携のもとでの見守り、スノーランタンの集いの開催などの活動を行ってきており、各単一町内会事務局担当者の交流会を実施するなど、相互の交流を図り、町内会の状況、困っていることなど意見交換を行い

ながら、今後の活動を検討しております。中名寄地区では、地域の環境美化を中心とした清掃活動、世代間交流を中心とした子供の育成活動を実施しており、豊西小地域は要援護者の確認をしながらの防災マップを作成中で、地域への情報発信ということで会報の発行を行っています。協議会によっては、防災、独居高齢者見守りにかかわる意見交換を実施した後、活動がなかなか進んでいない状況もあり、市としてのかかわりが足りなかったことも反省をしております。一方、個々の町内会活動がしっかり行われていたこと、また学校安全安心会議の活動や地区のコミュニティ活動が効果的、効率的に行われており、活動組織の多層化が課題となっているのではとも考えております。総合計画後期計画策定委員会の総務部会でも町内会以外のコミュニティ組織を含めたり、農村地区では役員を町内会長中心から若い世代にも担わせるなど柔軟に取り組めるほうがよいのではという御意見もいただきました。今後各連絡協議会、その構成員である町内会とさまざまな機会を通じて広域的な課題を含め、連絡協議会の状況調査、町内会役員との意見交換をさせていただきながら、支援のあり方等につきましては協議を進めたいと考えております。また、来年度に向けては、町内会よりの意見としていただいております地域の子供たちとお年寄りとの交流と支援者の育成を目指して、学校などとの交流を含めた、例えばラジオ体操とかスポーツ交流とかの連携を連絡協議会のモデル事業の一つとして取り入れ、活動支援を行うことや市からの交付金についても協議会の主体性が発揮できるような仕組みについて検討してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長(黒井 徹議員) 鹿野大学事務局長。

○市立大学事務局長(鹿野裕二君) 私からは、大きな項目3の名寄市立大学の地域連携に関して、現状とその課題についてお答えをいたします。

本学の基本理念の一つでございます地域社会の

教育的活用と地域貢献につきましては、地域社会を積極的に活用する教育活動と過疎や高齢化が進行した地域を対象とした保健、医療、福祉にかかわる地域課題の解決に向けた研究活動及び地域でその実践に携わる人材の教育活動などを通じて、地域に貢献をしていこうとするものでございます。地域との連携につきましては、開学以来実施できるところから順次取り組みを進めてまいりました。平成22年度の実施状況についてお知らせ申し上げますと、北海道及び各市町村における各種審議会等の委員として66名の本学教員がその政策等の形成に参画し、指導、助言等を行ってまいりました。また、関係機関や団体への講演活動は道内各地へ129名の教員を講師として派遣をいたしてきております。また、高大連携事業の取り組みにつきましては、名寄高等学校の1年生を本学に迎え、大学の授業体験などを通じて生徒の進路選択の支援と高校と大学の相互の教育交流を実施してまいりました。また、道北地域研究所の事業といたしまして、市民公開講座を4回、地域シンポジウムを1回、講演会や講座を2回開催をいたしてきております。産学官地域連携につきましては、高オレイン酸ひまわりによる第6次産業化への取り組みの支援といたしまして、道北地域研究所は栽培に関する調査、分析やひまわり油の成分分析などを行い、農業者11名が名寄ひまわり生産組合を組織し、搾油事業者とひまわり栽培委託契約を締結し、約30ヘクタールの高オレイン酸ひまわりを栽培し、搾油事業者はひまわり油の搾油とその商品化に取り組み、事業化に結びつくこととなりました。本学では、道北地域研究所を中心に地域産業の振興や食育、観光、物づくりなどを一体化させた地域ブランドの育成に向けた研究を継続して取り組み、特に北星信用金庫との産学連携事業協定による研究は新品種ひまわりの栽培、搾油試験等を通じまして大学、高校、農業者、食品業者などが連携した実践的研究として成果を上げてきているところでございます。

本学は、保健、医療、福祉に関する研究と専門職養成を中心とする大学であることから、市民の健康と福祉の向上を目指した大学資源の有効な活用と地域の産業経済の発展に寄与する活動を積極的に行っていく必要があるものと考えておりますので、今後も地域の市町村との連携、関係機関との教員の派遣や専門職員との研究協力、公開講座や学術講演会の開催、地元企業との研究開発などの実施を推進してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） それぞれ御答弁をいただきました。お礼を申し上げます。ありがとうございます。それでは最初に、平成24年度予算についてお尋ねをしてまいります。

まず、1点目なのですが、御答弁いただいた平成24年度の予算規模は、歳入で今のところ195億円、歳出で202億円、収支の差額が7億円ということですが、今後の査定の中でさらに圧縮されていくのだらうと思うのですが、今のところ規模としては198億円を見込んでいるということですから、そうすると歳入で195億円、概算で198億円の予算総額を見込んでいるということになります。今後さらに査定を進めていけば圧縮されるのかもしれませんが、歳出が歳入を上回るとその穴埋めとしては財政調整基金のほうから取り崩しが行われるのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 議員おっしゃるとおりでありまして、過去予算編成したときに収支不足が生じたときには財政調整基金等を使って収支の差額を埋めております。なお、予算要求のときにつきましては歳出は、執行できる額を予算要求されておりますので、実際には決算をすると不用額が出てくることもありますので、当初予算の段階では歳入はかたく、歳出は執行できる予算額を見ているので、将来決算をすると一定程度の

不用額出ていることもあるのですけれども、当初予算では現段階では3億円、場合によっては市長査定によって総額が決まれば3億円ないし4億円とかという形で、収支差額分につきましては当初財政調整基金で収支調整をすることになります。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） 今佐々木総務部長のほうからも財政調整基金というお話が出たのですが、5月末現在で9億3,900万円ぐらいの残高かなというふうに記憶しているのですが、名寄市において、合併がありますから何とも言えないのですけれども、財政調整基金が最大のピーク時では幾らぐらい積み立てられていたのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 10億円を若干上回るような金額までいったことがあります。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） わかりました。今後の査定の中で十分調整されていくのだろうと思いますが、後ほどまたこの辺に関して御質問をさせていただきます。

続いて、主要施策についてるるお答えをいただきました。今後も複合交通センター、市民ホールとこれら主要の事業がメジロ押しなのですけれども、さきの平成22年度の決算委員会でもお尋ねしたのですけれども、これらの事業費とも将来的にはかかわっていくのだろうと思う市債の発行額に対するルールについて、平成24年度ではどのように考えているのかお知らせください。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） この後開かれる特別委員会のほうにも資料を用いて説明したいと思っておりますけれども、従来起債の上限額につきましては公債費が著しく累増しないようにということで、総合計画の期間5年間で臨財債という100%国から交付税補てんされる起債を除きまして50億円、合併してからは合併特例債の運用もありましたので、5年間で60億円と、そういう形

での作業を進めてまいりました。今回新しいルールをつくろうと考えておりますのは、期限が限られております合併特例債とか過疎債の有効活用をするにつきましては、これまでも市民の皆さん方にもお伝えしましたけれども、1億円借りると7,000万円が国の補助金と同じ効果で3,000万円が自腹ということでありますので、有効活用をしながら、なおかつ公債費の累増を防ぐ一定のキャップをかけるということと考えておりました、これにつきましては名寄市が交付税措置を除いて実質負担する金額を5年間で50億円というキャップをはめたいなと思っています。それは、キャップというよりは基本としてガイドラインとして定めておきたいなと思っています。そのときの考え方につきましては、今後どうしても事業の進捗状況で50億円を超えることがあります。その危険性もありますので、30%の自腹の合併特例債と過疎債について、実質は30%の自腹なのですけれども、そこをリスクを入れまして50%自腹を想定するという条件のもとで臨財債を除いて5年間で自腹分で50%のものをかましまして、総額自腹負担を5年間で50億円という、こういう設定をガイドラインとして設けていきたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） るるお話がありましたが、たまたまきのうインターネットで見ましたら、いろいろ議会と行政側がもめている河村さんのところのコメントを読んでいたのですが、名古屋市の地方債の発行額がたしか304億円という数字が出ていました。名寄市は、22年度の決算の段階で407億円でした。随分開きがあるのだなというふうに画面を眺めていたのですが、今部長のほうから臨時財政対策債という地方交付税で100%面倒見てくれるという市債もありましたけれども、これは最初から抑制の対象にはならないのですよね。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 臨時財政対策債につきましては、平成13年のときに、小泉内閣のときに交付税の総額を絞り込むと。そういうこともありまして、その時点以前におきましては国のほうで借金をして、その分交付税を潤沢に地方のほうに流すと。その段階で平成13年以降については、臨時財政対策債という形での新たな起債を発行して、それを地方の借金とするよと。借金としておきながら、その償還については国のほうが後年度の交付税措置の中で全額補てんするというふうになっていますので、そこには基本的には自腹という発想は出てきませんので、それを除いた形で起債の上限額を定めようと思っています。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） そして、自主規制みたいな5年間で50億円という話なのですが、これは年次的に例えば前年の何%に抑えるだとかと、そういう目に見えるようなギャップというのはないのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） これからの後期5カ年計画の事業につきましては、特別委員会で詳細な資料をお見せしようと思っていますけれども、年度によって事業の多寡が異なってきますので、その有効な財源という形で使いますので、ある年度には例えば20億円になってみたり、ある年度については10億円になってみたりということありますので、今までのルールの設定につきましても前期5カ年間でどの程度の規模というキャップをはめさせていただいていますので、今回も年度間によって事業の実施の差によって借入額については差が生じておりますので、5年間トータルでの金額を幾らということで考えております。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） 時間が限られていますので、次に進んでまいります。名寄市の平成24年度予算を知ろうと思ひまして名寄市のホームページを参照いたしました。そうすると、名寄市

の平成24年度予算に関する公開情報というのが先ほども申し上げた加藤市長の平成24年度予算編成についてと、あと総務部長名で出されている依命通達ですか、事務連絡ですか、平成24年度予算の編成資料の提出についてという、たったこの2項目しかないのです。佐々木部長の事務連絡の中にこのような文章がありました。特に市民と行政の協働によるまちづくりを進めるために、多くの市民の意見を集約し、予算に反映させることと。これは、ホームページの中でしか情報を知ることができないのですが、市長の訓令と総務部長の事務連絡、これで果たして市民の意見というのが集約して予算編成に反映されるのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 前にも同じような質問を別な議員からいただいたことがあるのですが、市長訓令もしくは総務部長事務連絡というのは、予算編成するに当たって地方財政法、地方自治法の基本理念であります住民の福祉の増進のために最少の経費で最大の効果を上げるよとということ訓示規定的に使っておりまして、市の職員はさまざまところで地域住民の皆さん方と意見をいただく機会を持っておりますので、それら年間を通じていただいている意見につきまして予算編成のときにしっかり無駄な事業の見直しも含めて住民ニーズの高い事業については積極的に取り組むよと。その関係においては、経費の問題もありますので、財源確保についても一層の努力をしてくださいという訓示規定でありますので、御理解賜りたいと思っています。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） ただ、生のというところかと思いますが、本当に関心を持っている市民の方の御意見を予算編成に反映していく手法として、情報の公開はもっと拡大していいだろうと私は思っています。例えば12月2日に各課からの予算要求を締め切ったという答弁があったように記憶しておりますが、予算要求を各課、各部で集

約をして、その上がってきている事業の項目、あるいは要求の概要、あるいは継続事業が入っているのであれば23年度の予算額と今回の新年度予算額の対比をあわせて載せるだとか、もっと新年度予算に関する市民の関心を、あるいは市政参加を促すためにも予算要求を集計といいますか、集約をして、情報公開しても構わないのではないかと私は思いますが、いかがですか。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 11月の訓令を出してから総合計画の議論も進めている中で、一定程度の大きな事業も含めて原課のほうでそれぞれ予算積算をさせていただいて、12月2日に締め切りましてこのような数字の集計だけさせていただきました。そもそも予算の構築につきましては、さまざまな機会、逆に言うところの4月から行政の運営をしていながら、その都度、その都度例えば町内会連合会であるとか、町内会連合会で主催されるまちづくり懇談会とか、町内会長会議とか、さまざまな機会を通じて、特に今回におきましては市長みずからが表に出ましてさまざまな団体の方々と意見交換をさせていただいています。そういう情報を職員のほうにフィードバックをさせていただきまして、それらに基づきましてさまざまなニーズを組み入れ、財源調整等も含めて原課のほうでは予算要求をさせていただいております。問題は、予算要求するに当たっては職員に向かって発した訓令でございまして、具体的な予算の細かな積み上げに至るにつきましてはそれぞれの関係部署が関係機関、団体、市民の皆さん方と意見をいただきながら予算要求をしていますので、なお市民の皆さんには例年でいくと来年の2月18日ごろに予算編成の結果ということで記者発表させてもらって、総合計画とのリンクもした細かな事業の内容と金額までお知らせさせていただいていますし、分析結果についても来年の予算審議が終わった後にも市民の皆さん方に開放させていただきますので、現時点では内部の予算要

求の状況でございますので、しかるべきときにはしっかり市民の皆さん方にお知らせをしたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） たまたま昨年の4月に自治基本条例が制定されています。この自治基本条例の中身を読んでいきますと、情報公開に対する条文、あるいは市政参加を促す市民の役割と責務などいろんな条文がございます。ここに列挙しているのですが、時間がないので、割愛をしますが、ことし10月の後半から11月にかけて実は総務文教常任委員会で横須賀のほうへ行ってきました。そこで非常に先進的な取り組みというか、行われていまして、事業仕分けが行われています。いきなり名寄市に事業仕分けだ、政策仕分けだなんて求めるつもりは全くないのですが、もちろんそういうノウハウもスキルも持ち合わせていないでしょうから、あえて申し上げなかったのですけれども、ただ市民、自治基本条例からも勘案して、2月の記者発表まで予算の中身がかなり深いところまではわかっていないというところでは市民の市政参加を促すまでには至っていないというふうに思いますので、ぜひとも自治基本条例に照らしてできるところから名寄市の予算にかかわる市民の市政参加を促すべきだろうと私は思いますが、加藤市長、いかがお考えでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） どこまで公開をして、どこまで市民の皆さんに意見を求めてそれを反映させていくのかというのは、非常に難しい問題だというふうに思いますけれども、これまでも今総務部長からお話あったとおり、さまざまな場面で市民の皆さんからの御意見をいただきながら予算を査定を進めているというふうに思っています。事業仕分けの話もありましたけれども、総合計画の市民推進委員会でもそこまではいかないかもしれませんが、一定程度の事業、あるいは政策に関しても評価をしていただくというようなこ

とも今現在取り組んでおりますので、できるだけ当然市民の皆さんと一緒に参加をして主体的にまちづくりを進めていくという理念はそのとおりだというふうに思いますので、そこをしっかりと肝に銘じながら、今後とも一歩ずつでも前に進めていけるように努力をしていきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） ちょっと順序の入り練りがありますが、お許してください。名寄市の行財政運営から、地域政策についてお伺いをいたします。

先ほど地域連絡協議会と地域自治区についてそれぞれ御答弁いただきました。最初に、地域連絡協議会のほうから分けてお伺いをしてまいります。確認なのですが、先ほどちょっと言葉の揚げ足をとるわけではないのですが、地域連絡協議会を設置したというふうにも話されていたと思うのですが、それでよろしいですか。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） ちょっと質問の意味がよくわからないのですが、地域連絡協議会を小学校区域、名寄地区においては7カ所に設置というか、立ち上げをしまして、活動を開始しているという意味で使わせていただきましたので、言葉が足らなかつたらおわびいたしたいとします。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） ちょっと説明が足りませんでした。佐々木部長は、このように述べておられました。小学校区域を基本とした地域連絡協議会を設置したというふうにおっしゃっていました。実は、設置したというのは設置するぞという意思が働いているわけですよ、そこに。ですから、主体は多分名寄市にあるのだと思うのですが、設置したという主体は。ただ、設置した主体が名寄市にあるのであれば、2009年に発行されている広報なよろに設置したとは書いていない

のです。2ページ目のところで、地域連絡協議会は自主的な組織として設立されたというのです。ですから、これは広報のほうでは多分小学校区の町内会の方々が話し合って自主的に設立をされたのだと思うのですが、揚げ足取りではないのですが、先ほど設置したというと名寄市の主体的な意思がそこに働いているように思ったものですから、確認をしました。よろしいですか。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 地域連絡協議会の関係につきましては、合併協定にもあります地域自治区を目指して、そこに至る一つの形態として住民自治をより進めるための地域のコミュニティーの一つとして市と町内会連合会さん、町内会長さんたちと相談させていただきまして、小学校区に立ち上げをしまして進めるということにしておりますので、ちょっと言葉としては条例であるか法律に基づいての設置ではありませんので、任意で協議をして立ち上げた組織ということで御理解賜りたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） そうすると、この地域連絡協議会というのは地方自治法の202条の4から9にある地域自治区制度にのっとった組織ではないのですね。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 地域自治区の関係につきましては、行政が条例で設置をするというふうになっておりますので、そこに至る過程の組織ということで考えておりますので、それとは直接びたりとくつつくようなものではなくて、そこに至る過程の地域のコミュニティー組織だというふうに認識しております。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） そうすると、余計わかりませんが、地域連絡協議会の目的、所掌事務、運営、そういったものというのは何か取り決めがあるのですか。

○議長(黒井 徹議員) 佐々木総務部長。

○総務部長(佐々木雅之君) 地域自治を進めるために、地域の住民自治を進めるために今実際に行っているのは、地域自治区に移行するのを目指しまして、単一町内会では解決できないような課題解決も含めましてさまざまな地域課題を解決するために、地域の希薄になっているコミュニティーをどのように再構築をしていながら進めていくかということで考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

○議長(黒井 徹議員) 大石議員。

○4番(大石健二議員) 先ほど地域自治区にのっとった組織かというふうに確認をしたのですが、ちょっとあいまいで私はわからないのですが、そうしたルールというのは名寄市にもないし、それぞれの地域連絡協議会にもルールはないのですか。あるいは、事務局というものがあるのかどうかちょっとお聞きしたいです。

○議長(黒井 徹議員) 佐々木総務部長。

○総務部長(佐々木雅之君) 先ほども言いましたように、地域自治区を目指す一つの形態として、地域の町内会の皆さん方とお話をしましてつくった任意団体であります。そこの運営の関係につきましては、事務局については立ち上げをしてから一定の期間については町内会を担当する市の職員が中に入りまして、どのような活動を構築していくのか、その辺についても協議をして進めていくことにしておりますので、基本的には町内会の広域的なつながりを小学校区域に広げ、小学校区域に設定をしまして進めておりますので、基本は任意団体でありますので、それぞれ地域の課題を解決するための方法として、解決するためにつくった組織でありますので、そういう組織でありますので、特にこういうような規約を持っているとか、要綱を持っているとかという部分ではありません。

○議長(黒井 徹議員) 大石議員。

○4番(大石健二議員) そうすると、何をもとに活動されているかよくわからないのですけれど

も、地域連絡協議会がこれからの活動を円滑に進めていく上でも、私は事務局や組織などこういうルールを名寄市のほうに、こっちに引き受けて、名寄市の地域連絡協議会設置要綱でも何でもいいのですけれども、一たん人格を与えるようなものが必要ではないかというふうに思うのですが、ちょっと今のところ大変語弊がありますけれども、進む方向がわからないで有象無象しているような感じがするのですけれども、いかがでしょうか。

○議長(黒井 徹議員) 中尾副市長。

○副市長(中尾裕二君) 今議論になっております地域連絡協議会につきましては、法あるいは規定に基づく組織ということではなくて、いわば名寄市独自の対応としての組織というふうに理解をしていただければと思います。当初議員から御指摘ありましたように、設置をされたという部分につきましては市の行政組織なりで対応した組織ということではございませんので、御指摘のように設置された、もしくは設立されたというのが正解だと思います。もともと合併協議の中で想定したのは、平成16年に地方自治法が改正されました、平成の大合併をにらんで幾つかの自治体が一つの自治体を新たに形成したときに、もともとの自治体の歴史あるいは特色も生かしたままで融和をとということで地域自治という考えが出てきたわけでありまして、名寄の場合は合併当時風連地区に特例区をつくって、名寄地区にはしからば何をつくるのかという議論の中で地域自治区という構想が生まれて、その規模はということでちょうど風連地区の人口規模と比して小学校の通学区単位での規模がよろしいだろうということで協議を進めて、協定の中に盛り込まれたというふうに承知しております。しかし、地域自治区、この地域自治組織につきましてはあくまでも行政組織でありまして、議会との関係がどうなのか、あるいは市の行政組織と自治区との関係がどうなのかという、こうしたことも詰めて制度設計をしないと矛盾を起こすということで、もう一つは地域の受け

皿としての町内会の皆さん、あるいは地域の皆さんに相談をした結果、今の時点ではなかなかそこまではいかないと。こういうことで時期尚早ということで、改めて相談をさせていただきましようということではさばきましたけれども、しかし現行の単位町内会の規模ではどうしても子供の見守りであるとか、あるいはお年寄りの支えというのは手薄になっていると。そうすると、どういう組織で地域を支えていくのかというときに地域自治区の規模の構想が生まれて、それをもって地域連絡協議会という組織をつくったと。これは、これからどういうふうに関域の中で浸透して活動していくのかというのはまさに地域の皆さんと相談をしながら進めていくということですので、ぜひその点御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 先ほどのちょっと私の答弁が舌足らずでした。あくまでも行政の組織でなくて地域の任意団体ということでありますので、それぞれ各連絡協議会では要綱をつくって活動しております。行政には要綱を持っていませんけれども、団体側のほうで持っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） その確認なのですが、7地区の連絡協議会すべてが会則なりをつくっているのでしょうか。わかりました。

今中尾副市長のほうからお話をいただいたのですが、そうすると地域連絡協議会の今後は地域自治区という目標を見据えてどういうふうにかかわっていくのか、もう少しわかりやすい話でお願いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） 新たな地域における地域活動の組織としてのあり方につきましては、行政が決めるものではありませんで、やはり市民の皆さんがみずから協議をしてしっかりと構築をしていくと、こういうスタンスで、今回も総合計画

の後期計画を策定するに当たっての策定審議会の中で総務部会がございまして、こちらのほうで今後の名寄市における地域づくりはどのような組織体で、どういうまちづくりを進めていけばいいのかということで御議論いただきました。なかなか大きなテーマでして、一朝一夕に解決ができるということにはなりませんので、継続をして今後の地域のあり方について検討していくということで今回は終わっておりますけれども、それらにつきましてまた行政もしっかりと一翼を担いながら協議をして、今後のあるべき地域組織のあり方について検討してまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） 時間がなくなってまいりました。飛ばしますが、合併協定書なのですが、平成17年2月に交わされた合併協定書の協定項目6番に先ほども何度も出てきている合併特例区及び地域自治区の取り扱いというものがございまして。その中に先ほど来お話が出ていますが、地方自治法202条の4項の規定によって合併後名寄市に地域自治区を設置すると。これが協定で交わされているわけなのですが、いまだ設置されていないと。これは、先ほどの地域連絡協議会とは切り離して考えていただきたいのですが、協定は当事者同士で約束事としてサインをする。捺印をするということなので、約束事なのでしょうけれども、いまだに取り決め、協定事項が履行されていないということに対して、40人ぐらいの方が立会人として署名されていたように思うのですが、履行されていないということに対する市の考え方と立会人に対する説明が行われたのかどうかお知らせください。

○議長（黒井 徹議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） 御指摘のように、合併協定で交わされたことにつきましては、大変重たいものだというふうに承知しております。しかし、合併から6年が経過しまして、地域の状況も変わっているということも1つございまして。この

地域づくりにつきましては、協定をしっかりと見定めてということも当然でありますけれども、やはり担い手は市民の皆さんでありますから、市民の皆さんがどういうふうにと受けとめてこれを進めていくかというところがきちんと見えないとなかなか進めないということでございますので、将来的に地域自治区ということ想定をしながら、どういうふうにするとかこの地域における自治が進んでいくのかと。ぜひこの点につきましては、市民の皆さんと改めて相談をさせていただきながら、短期間でできるかどうか、これは実際に作業してみないとわからない部分ありますけれども、しっかりと進めていきたいと考えております。

○議長(黒井 徹議員) 以上で大石健二議員の質問を終わります。

13時まで休憩をいたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時00分

○議長(黒井 徹議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

エゾシカ処理施設建設の進捗状況について外2件を、奥村英俊議員。

○2番(奥村英俊議員) 議長の御指名をいただきましたので、通告順に従い、質問していきたいというふうに思います。

1点目は、行政報告にもありますエゾシカ処理施設の建設についてです。9月の定例会以降、類似施設の視察と地域の皆さんの理解をいただく取り組みがなされているとの報告ですが、合意形成に向けての状況についてお知らせください。

また、合意形成がなされた場合、既に12月も半ばになり、当初の建設予定から時間的に大きくずれてきていると思いますが、施設の完成予定はいつごろになるかお伺いします。

あわせて、例年4月から猟友会の皆さんに依頼して駆除が始まることになるとと思いますが、その場合、ことしはエゾシカの残滓は仮置きというこ

とで地中に埋めていましたが、今後はどうなるのかについてもお伺いいたします。

次に、加藤市長の市政運営について伺います。

1点目は、東日本大震災により生じた災害廃棄物、いわゆる被災地の瓦れき受け入れについてですが、11月19日の新聞を見て多くの市民の方がびっくりし、困惑したのではないのでしょうか。これも行政報告に記載されていますが、受け入れが新聞掲載されるまでの経過と改めて名寄市の考え方についてお伺いいたします。

次に、観光振興とにぎわいづくりについてですが、(仮称)名寄市観光振興計画が策定市民懇話会の皆さんや庁内検討委員会により年度内に策定されようとしています、この計画の目標の一つににぎわいづくりもあるのではないのでしょうか。これまでのにぎわいづくりの中心的な役割は、名寄地区のNPO法人なよろ観光まちづくり協会が担っていたと思いますが、なよろ観光まちづくり協会の10年の総括と果たした役割についてお伺いします。

観光振興計画には、基本理念や基本目標、基本事業などがうたわれることになるとと思いますが、それを実践するのがなよろ観光まちづくり協会の役割だと思いますので、なよろ観光まちづくり協会が振興計画とリンクして実践計画を策定し、具体的な取り組みを進めるべきだと思いますが、お考えをお聞かせください。

3点目は、リフォーム助成について伺います。平成19年から3年間実施された住宅リフォーム助成事業については、再開を求める質問が6月定例会、9月定例会とも出ましたが、いずれも新たな発想で研究、検討という同じ答弁となっております。この事業は、景気対策という観点からは十分成果を得た事業であり、利用する市民の方からもたくさんの再開を求める声を聞きます。そこで、さらに使いやすい制度にして再開すべきではないかと思いますが、再開の意思はあるのか、また研究、検討した内容があればどういう内容か、いつ

から事業を開始するかについて伺いたいというふうに思います。

最後に、行政改革における組織機構のあり方について伺いますが、1つ目には適正な人事配置についてです。現在新名寄市行財政改革推進計画後期の策定議論中だと思いますが、基本方針で簡素で効率的な行政運営をうたっています。この新名寄市行財政改革推進計画では、平成21年から平成26年までに73名の職員削減の目標があり、平成20年度には388人いた人員が今後320人を切る人員で市政の業務に当たることとなります。このことから少ない人数で効率的で効果的な市政運営をするための組織機構のあり方について早急に構築しなければならないと思います。その方法としては、これまでどおりの業務を続けていくことは職員の負担がふえ、市民サービスの低下につながることを考えられるので、職場における仕事の内容、業務量の見直し、やり方を見直しを進め、窓口や現場の職員を減らすのではなく、まずもって70名を超える管理職の削減を図るべきだと思いますが、いかがでしょうか。

また、このたび長年名寄市の行政運営に職員として、また現在は副市長として御尽力いただきました中尾副市長が退任されることとなり、加藤市長自身も2年の経験を経て折り返しに入っていくことですから、この際副市長1名体制にする、そういった絶好のタイミングだと考えます。この点についてもあわせてお考えをお聞かせください。

また、庁舎のあり方についてですが、この間部や課が横断的にかかわる事業について連携が不十分な事案が発生していると思いますが、これは分庁方式の影響が出ているのではないのでしょうか。職員同士の連携と部、課の横の連携を強化するために、合併後5年を経過したことから、分庁方式を解消することを検討すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

以上の点について答弁を求め、壇上からの質問を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 寺崎経済部長。

○経済部長（寺崎秀一君） ただいま奥村議員から大きな項目で3点にわたり御質問をいただきました。1点目は私から、2点目の小項目1については市民部長から、小項目2と3については営業戦略室長から、3点目は総務部長からの答弁となりますので、よろしくお願いいたします。

まず、大項目1、エゾシカ処理施設建設の進捗状況についての小項目1、住民合意形成の状況について申し上げます。9月の定例会において補正予算の審議の中でも合意形成後に予算執行するよう求められており、9月に2回ほど施設近郊町内に対する説明会を実施しましたが、焼却施設に対する十分な理解を得られなかったことから、農繁期を避けた時期に再度説明会を実施することとなり、その間現に焼却施設を設置している自治体、関係機関に対して行政側で現地調査7カ所を実施したところでございます。さらに、地区住民の方にも施設を見ていただきたいということで、周辺に居住している住民に対し直接足を運び、参加要請を行ったほか、施設近郊の農業者にも郵送で案内をしたところであります。現地見学会としては、名寄市の計画と同規模の施設を有する幌延町にあります北海道留萌家畜保健衛生所を見ていただき、担当者からも説明を受け、理解を深めていただいたところです。一昨日12月11日に施設近郊町内会での3回目の説明会を行い、一定の合意をいただきましたので、今後風連地域全体への説明も行い、理解をいただけてまいりたいと考えております。

次に、小項目2、施設の建設時期について申し上げます。まだ住民の合意形成が整っていないため、着手には至っておりませんが、同意が得られたときは速やかに着手してまいりたいと考えております。当初の予定では、明春4月稼働を目指しておりましたが、焼却処理施設の工事に約90日の期間が必要となりますので、今年度中の完成が厳しい状況となっております。その場合は、繰越

明許の対応とすべく手続を進めさせていただきま
す。いずれにしましても、4月のそう遅くならな
い時期に稼働できるものと考えておりますので、
御理解願います。

次に、小項目3、施設建設後の一時仮置きのア
リ方について申し上げます。平成23年度は、緊
急避難的に風連の廃棄物最終処分場に仮置きとい
う形をとらせていただきましたが、平成24年度
は大型冷凍コンテナの導入を考えており、農林水
産省に対し補助の概算要求を行っているところで
あります。例年5月の駆除頭数が多く、焼却施設
の1日当たりの処理能力を超える残滓の受け入れ
が予想され、この施設での保管を考えて順次焼却
処分をしておりますので、基本的に仮埋めしな
い見込みであり、御理解願います。

以上、私からの答弁となります。

○議長(黒井 徹議員) 扇谷市民部長。

○市民部長(扇谷茂幸君) 私からは、大項目2、
加藤市長の市政運営についての小項目1、被災地
の瓦れき受け入れについてお答えをいたします。

国では、東日本大震災で発生した膨大な災害廃
棄物の処理を進めるため、日本全土での広域処理
に係る災害廃棄物受け入れ検討状況調査を4月と
この10月の2回実施をしております。ともに広
域処理体制を構築するための受け入れ可能量を調
査するものでありましたが、10月調査では放射
能汚染に係る心配が表面化していたことから、名
寄市といたしましては放射能に汚染されていない
ことを条件に今後の埋め立て計画に影響の出ない
不燃ごみ、最大2,000トンの受け入れが可能と
の報告をいたしました。この間市長のブログで被
災地支援の必要性が述べられたことや一部の報道
で放射性物質に汚染された廃棄物も受け入れると
の誤解を生じたのも事実であります。しかし、現
在国、北海道においても災害廃棄物の広域処理に
係るより具体的な安全基準や運搬に係る手順が示
されておらず、また受け入れ要請もない現状では
一層慎重な状況判断が求められております。こう

したことから、改めて災害廃棄物に対する市の対
応につきまして市のホームページ及び市広報12
月号に掲載をして市民にお知らせするとともに、
行政報告におきましてもお示しをしております。
今後も国や北海道における対応を注視し、受け入
れ要請があった場合には放射性汚染の有無や風評
被害の想定、さらには近隣市町村への対応と市民
理解などさまざまな問題を想定し、慎重に対応し
てまいります。

以上、答弁といたします。

○議長(黒井 徹議員) 湯浅営業戦略室長。

○営業戦略室長(湯浅俊春君) 私からは、小項
目の2、観光振興とにぎわいづくりについてお答
えをいたします。

現在策定作業を進めております(仮称)名寄市
観光振興計画は、観光振興による交流人口の増加
を図り、市内の経済効果の拡大を目指すことを最
大の目的としております。この目的を達成するた
めには、名寄地区の中心市街地を初め市内個々の
商店街に市外はもとより市民が集うためのにぎわ
いづくりが必要となります。平成25年度に運営
が開始されます(仮称)名寄市複合交通センター
では、名寄市内の窓口であるランドマークとして
の役割も位置づけており、観光インフォメーショ
ンなどでは市外から訪れるお客様の受け入れ態勢、
さらには市民も含めたにぎわいづくりのためのエ
ントランスホールや大会議室、イベント広場など
の利活用方法、また市内商店街への消費拡大が図
られる方策などについて本施設に入所する団体や
関係商店街などを含めて協議をするとともに、
(仮称)観光振興計画策定市民懇話会などでも現
在議論がされておりますので、さまざまなアイデ
アや提言をもとにそれぞれが協力して取り組んで
まいりたいと考えております。

次に、NPOなよろ観光まちづくり協会の総括
と今後の役割ですが、平成14年度に観光事業全
般を推進するためNPO法人として新たに組織さ
れ、多くの皆さんの協力のもと地域イベントの開

催、名寄市全体のPRなど観光事業に取り組んでいただき、大きな役割を担っていただきました。しかし、今まで名寄市として観光振興に係る具体的な指針の定めがなかったこともあり、長期的展望に立った観光振興戦略に向けた事業の組み立てや展開等について共通した認識の上でなされていなかったのではという意見をお聞きしており、市としましても反省をする点があります。これらを踏まえ、向こう10年間に名寄市が進むべき観光振興策を定めるため、（仮称）名寄市観光振興計画の中ではNPO法人なよろ観光まちづくり協会にはこれまでの地域イベント開催のほかに（仮称）名寄市複合交通センターでの観光インフォメーション業務、新たな観光振興業務も担っていただくことが想定されますので、今後はオール名寄で観光振興を推進するネットワーク体制の確立、さらにNPO法人なよろ観光まちづくり協会を初めとする各組織の役割の明確化などについて関係団体と協議及び再認識させていただき、冒頭で申し上げました観光振興の最大の目的である交流人口の増加による市内の経済効果の拡大が図られるなど、NPO法人なよろ観光まちづくり協会には中心的組織として確立していただけますよう他の団体とも協力して進めてまいりたいと考えております。

次に、小項目3、リフォーム助成についてお答えをいたします。住宅リフォーム助成事業について平成19年度から3年間の期間限定の景気浮揚対策事業として住宅改修を促進し、快適な住環境の整備並びに市内建設産業の振興及び雇用の安定を図ることを目的に、件数では628件、助成額で1億2,560万円、経済波及効果では13億円となり、大きな役割を果たしたものと考えております。このリフォーム助成事業は、建設業界及び関連産業の新たな事業を創出し、市民生活環境の向上を図る上で3年間と期限を定めたことによって実施希望が集中し、景気対策の一つとして高い事業効果があったと考えております。今後のあり

方について全道、全国の事例や取り組み状況などを調査し、また市内建設業界や関係団体と協議し、工事費が50万円程度の少額リフォーム、解体支援による土木企業への波及、新設助成、あるいはエコ住宅や地域商品券を取り込んだものといった提案がありましたが、住宅リフォーム事業は一たん区切りをつけて、当分の間実施しないものいたします。

なお、今後の実施時期については、実施内容をこれまでと違った観点で広い視野で検討したいと考えておりますので、中小企業振興審議会や市民のニーズなど多くの意見を広く取り入れたものと考えておりますので、一定の期間を置いて方向性を出したいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） それでは、私のほうから大きな項目3点目、行財政改革における組織機構のあり方についての小項目1、適正な人事配置についてお答えをします。

組織のスリム化につきましては、合併時策定した人員削減計画、平成18年度から10カ年間に79名を基本に合併時に生じる重複部分の削減や退職者の一部不補充で進めることとしていました。厳しい財政状況が続く中で前倒しも行い、平成21年から平成23年度までの3年間で46名の削減に取り組んできましたが、職場の状況によって嘱託職員、臨時職員の配置も行ってきました。現在平成24年度から平成26年度までの3年間で27名の削減に向けて各職場において職場状況等調査を実施してきております。具体的な内容としては、平成22年4月の組織機構の見直しによる効果と問題点について、平成22年度4月の組織機構見直し後におけるさらなる事務事業等の見直しの必要性について、今後における課題や改善等について、平成24年度から平成26年度までの人員削減についてなどスリム化の進んで

いる市町村の組織図も取り寄せ、議論をしているところであります。今後においては、その内容を整理した上で組織・機構検討部会、さらには行財政改革推進実施本部において協議を行い、組織機構の見直しや職員の削減を行ってまいります。

仕事の見直しの必要の関係につきまして、組織のスリム化につきましては、職員数を削減するだけでなく、住民の利便性を配慮し、住民の利便性を促進し、仕事を見直す中で少ない人数で事務効率を上げることのできる手法やこれまでの仕事をやめることができないか、民間活用も含めさまざまな角度から検討していくことが必要であります。そのためには、効率的に事務処理できるマニュアル作成や職場の意見をより一層くみ上げる体制づくりも必要と考えています。

管理職が多いとの指摘につきましては、平成22年4月の組織の見直しで大課制を取り入れ、事務の円滑な継承と執行を目指し、経過措置も含め主幹職の配置も行いました。本市は、合併、団塊世代の大量退職、早期退職、名寄市特有の平成25年度末の大量退職者などの複雑に絡み合った課題を抱えておられて、若返りも図りながら一定の経験を積ませ、能力アップさせることも同時に進めています。組織のスリム化を図りながら住民サービスを提供する職員数、管理職の数はどの程度必要なのか、業務改善はできないかなど他市の状況も検証して見直しを進めてまいりたいと考えています。

副市長の定数につきましては、名寄市副市長の定数を定める条例において2名となっております。さらには円滑な市政推進を図ることを目指して、名寄市副市長担任意務規則の規定により両庁舎にそれぞれ副市長を配置しています。本年3月に合併特例区が廃止になったことから、風連庁舎担当副市長の合併特例区長の兼務はなくなりましたが、分庁舎方式による市政運営を効率的に行うため、合併に伴う事務事業の一元化などの課題も残っておりまして、現行の2人体制で運営するこ

とを考えています。

小項目2の庁舎のあり方についてお答えをします。平成18年3月の合併では、一つの庁舎にすることが困難な状況にありまして、両市町に庁舎があり、地域住民の利便性と一方が寂れないこと、両庁舎の有効活用、有効利用を図ることを十分議論し、総合的に判断をして分庁舎方式を採用してきました。合併から5年が経過いたしました。介護や保健センター業務では職員の家庭訪問の拡充などにも取り組んできており、市民の皆さんに御理解をいただき、特に不便で一つにすべきとの御意見には接しておりません。この間両庁舎の屋上防水、給排水管、エレベーター改修、ボイラー交換等実施してきましたので、今後10年間は活用可能と考えています。庁舎を一つにすることにつきましては、管理コストの縮減や名寄庁舎の老朽化等の課題もありますので、新名寄市総合計画（第2次）を策定する中で市民の理解が得られるよう慎重に議論を進めていきたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） それぞれ御答弁をいただきましたので、再質問という形でさせていただきたいというふうに思います。

まず、エゾシカの処理施設の関係ですけれども、9月の議会以降住民の皆さんとも議論していただき、一定の合意に至ったということだったというふうに思います。もうちょっと早く取り組みができていけばということはあるかと思っておりますけれども、そういう意味では9月以降の取り組みをしっかりとさせていただいた中で、地域の皆さんもその考えに一定の同意をいただけたというふうに思います。この間の地域の皆さんのその考え方に対する賛同していただいて、御理解いただいたことと現場の皆さんの努力に、そういう意味では敬意を表するところであります。一定正式に合意ということであれば、文書等でそのことをしっかり交わ

していくのか、その取り扱いについて教えていただきたいというふうに思います。

新年度の仮置き、地中に埋めるということについては、冷凍庫を用意してということで、これも答弁ありましたので、そういう意味では衛生的にも非常に安心できて、処分場全体への影響もないものというふうに思いますので、大変にいいことだというふうに思います。ただ、今年度も袋を二重にしてその残滓を入れて地中に埋めるということをしていたと思いますけれども、冷凍庫を使う場合もそういうことで一時保管をするのかについてお聞きしたいというふうに思います。

焼却施設が完成した段階では、焼却をする際にこの袋も一緒に燃やすとすればダイオキシン等の問題はいいのか、それについても教えていただきたいというふうに思います。

また、最初施設ができて当初運転をしたときに煙の心配がちょっとあるというふうにもお聞きをしました。その点について問題ないのかについてもお伺いしたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 寺崎経済部長。

○経済部長（寺崎秀一君） まず、地域との関係なのですけれども、一応確約書を交わすこととしておりまして、行政が行うべきことを確認させていただくことになっております。

それと、仮置きと焼却に関してなのですけれども、大型冷凍コンテナを設置し、保管しますけれども、コンテナ保管においては袋の使用は考えておりませんが、ことし仮置きしてあるものが袋ごと仮置きしてあります。それを袋ごとの焼却となりますので、ダイオキシンにつきましては、今回導入予定の焼却炉は1次燃焼室と2次燃焼室がございます。処理物は、まず1次焼却室で800度で焼却されます。そこから気化されたものが2次燃焼室に行くわけですが、そこでも800度で燃焼されまして、有害物質も燃焼させるという形のものになっております。それで、ダイオキシンが出ない仕組みとなっております。また、毎

年のダイオキシンの検査も義務づけられております。

煙の関係なのですけれども、今回調査してまいりました各施設では、着火から5分間程度若干の煙が出ると伺っておりますけれども、問題ない程度だと伺っておりますので、御理解願います。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） それぞれまた御答弁をいただきました。確約書という形で地域の皆さんと行政がすべきことをしっかり文書に残していくということですね。それから、袋の関係についてはことし埋めた分についてはそのまま焼却をするということで、ただそれもダイオキシンの心配はないということですね。それから、煙についても着火時出るけれども、特に問題はないということです。これらについて地域の住民の皆さんと話し合いの中で合意ができていくということでしょうか。最終的に確約書なり、近隣地域だけではなくて市民全体にもお知らせをしていくことでもありますから、その辺も含めて丁寧にお進めをしていただければというふうに思います。いずれにしても、住民の皆さんの信頼を損なわないように、施設建設と建設後の運営管理について慎重に事業を進めていただきたいというふうに思います。

また、駆除についてもことしはちょっと事情でおくれてしまいましたけれども、例年であれば当然もう4月からできるということで、それについても事前の話し合いと準備をしっかりとさせていただいて、スムーズに農業被害の対策を進めていただきたいというふうに思います。

この件について最後に今後の課題ということで、有害鳥獣の駆除に当たっていただいているハンターの皆さんが高齢化しているということで、そういう意味で減少しているというふうに聞いています。名寄市においても担い手の方の育成がそういう意味では急務ではないかと思っております。道内や近隣でも実施している、担い手の育成のための狩猟

免許の取得に係る費用の助成というのそれぞれやっているといます。これについて名寄市の状況を最後にお聞きをして、少しでも多くのハンターの方の育成をする中で駆除体制もしっかりつくっていくということができればというふうに思いますので、最後にその助成の関係についてだけちょっとお聞きしたいといます。

○議長(黒井 徹議員) 寺崎経済部長。

○経済部長(寺崎秀一君) 議員のおっしゃるとおり、施設建設後の管理運営につきましては慎重に対応してまいりたいと思っております。

また、駆除につきましてもJAが事務局の名寄市有害鳥獣農業被害防止対策協議会において毎年駆除の方針を立てまして、ハンターの方とも十分協議して対応してまいりたいといます。

あと、狩猟免許に係る助成の関係なのですが、中山間地域等直接支払交付金制度の中で、市の直接ではないのですが、その中で名寄集落、風連集落、両地区とも助成を行っております。名寄集落では平成22年度2名の方、風連集落では平成23年度1名の方の実績がございます。御理解願います。

以上です。

○議長(黒井 徹議員) 奥村議員。

○2番(奥村英俊議員) それで次に、瓦れきの関係について再質問させていただきたいというふうに思います。

扇谷部長のほうの答弁でいいますと、名寄市としては一定の条件をしっかりとつけていると。そういった中では、当然慎重な対応も含めてしていくことの答弁だったというふうに思いますけれども、やはり扇谷部長の話にも今ありましたけれども、市長のブログや何か、そういったものを見た人、あるいはいきなり新聞を見た人についてはどうしてというふうな心配があったというふうに思います。ブログ全部読むわけではありませんけれども、できること、やるべきことをやる、瓦れきの処理が進まなければ復興が進まないの、

自分たちもできる範囲で痛みを分かち合う覚悟が必要、市民の皆様、御理解よろしく願います。これについても気持ちとしてはわかるかなというふうに思います。ただ、実際に受け入れということであれば、受け入れをして名寄がどういうふうになっていくのだという、そういった説明がないのではないかとというふうに思います。そういう意味では、一方的なお願いという形にしかとれない部分もあります。そういう意味では、自治体の首長がやはり公に言葉を発するときには、一方的なお願いだけではなくてしっかりそれをするによってどういうふうになる、あるいはやっぱり慎重な対応が必要だということも含めて言うべきではないかとというふうに思います。

実は、私たちの会派、市民連合・凜風会が11月21日から3日間市政報告会、意見交換会というのを行いました。ちょうど新聞報道があったすぐ後だったものですから、やはりその場でも新聞報道見て心配だという意見が出ていました。また、農業生産者の方からすると、やはり風評被害というのは必ず出るだろうというふうにおっしゃっていました。それが出てしまうと、やはり死活問題ということになると思いますし、例えば伊勢の赤福に名寄はモチ米や小豆を納入している。そういった取引をしていると思いますけれども、そういった取引にも影響が出るのではないかと農業団体の方もおっしゃっていましたし、絶対反対だと、そういうふうにも言っていました。住みよい名寄といっているんな環境整備をやっているけれども、そういう中にごみが来てしまうとそれも意味がなくなってしまうのではないかと。あるいは、特に子供を持つ親の方は子供の将来のことを考えると心配だというふうにもお聞きをしています。さらに、被災地から道内に避難をされてきている方もいますけれども、そういった方はそういった汚染された地域から汚染されていない北海道に避難をしてきたのだけれども、せっかく安全な土地にと思ってここに避難をしてきたけれども、それも安全で

なくなってしまうのではないかというふうに非常に不安がっていたというふうにお聞きをしています。北海道自体での受け入れも反対をしてほしいというふうなことも言っていたそうであります。放射能汚染のない瓦れきの受け入れということで、最初の答弁にもありましたように廃棄物の詳しい内容が不明な段階では、これは加藤市長が意図したこととは違うかもしれませんけれども、やはり流れとしては受け入れを表明してしまったというふうなことになってしまったのではないかと思います。こうした心配している市民の皆さんや被災者の方の声からすると、簡単に市民理解を得られるということではないのかなというふうに思います。したがって、実質的に受け入れるには相当高いハードル、それから市民理解が難しいという状況から、市長は受け入れをしないということをお知らせすべきではないかと考えますけれども、いかがでしょうか。

それから、市長が考える瓦れきを受け入れるということについても、これは支援だということになるのかと思いますけれども、支援の方法についてはいろいろあるというふうに思います。例えば北海道が進めている気候、風土を利活用し、農業、農村振興を考えた食料備蓄構想というのが実はあります。既にそういった情報も担当のところには入っているようでありまして、とりわけ名寄の特産の米やジャガイモを活用できる可能性もありますし、備蓄による食料の安全供給に貢献できるというのは絶好の機会ではないかというふうに思います。市長としては、こういうことについて積極的に検討してかかわっていくことがいいのではないかというふうに思っているところです。

それから、もう一点、この事前調査については、北海道は調査の結果、それから自治体名などの公表をしないということになっているのではないかと思いますけれども、このこと自体が名寄市としての公表しない事項かどうかというのがありますけれども、市民には全く知らされていないことが

新聞の取材で簡単に漏れていくということについて、市民の知らないところで何かいつの間にか物事が決まって実現してしまうというようなある種の危機感もそういう意味では感じる事案だというふうに思います。今後このような市民に大きな不安とかを不信を招くようなことが引き続き起きてしまうのか、そういうことのないように具体的にどういうふうにしていくのか、これについてあわせて市長からの答弁をいただければというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 被災地の瓦れきの受け入れに関して今るる御意見いただきました。国は、早晩に瓦れきの処理について福島県のものについて県内と、それ以外のものについては広域処理という方針を打ち出していますけれども、具体的な安全基準等含めた、その処理基準についてはいまだ不明確な部分があるというふうに承知しております。であるがゆえに、10月の回答の、北海道のアンケート調査には不燃物に限り、そして放射能汚染のない瓦れきであれば我々としてできる範囲のことでないかというふうに回答させていただきました。2,000トンという内容も今の焼却場の寿命を短くしない範囲の中でということでございます。それで、新聞報道でああいう形になりまして、一部瓦れきがイコール放射能に汚染されているみたいな、そんなイメージを与えてしまい、市民の皆さんに不安をおおったことがあるかもしれませんけれども、そんなことも受けて再度ブログのほうで私のほうで御回答させていただいたということでございます。改めて汚染のない瓦れきであれば受け入れは可能だというふうに今でも考えていますし、しかしながらその安全基準は国がやっぱりしっかりと担保しなければならないということだろうというふうに思います。その上で、市民の皆さんがそれでも納得いかない、あるいは安全が担保されない、さらには先ほど申しました農業の風評被害の問題もあるということでござい

ます。そうしたさまざまな市民の不安の声もあるのもこれは受けとめて、要請が来た場合にはぜひそうしたことをしっかりと確認をさせていただき、議会、市民の皆さんにも相談をさせていただいて、この件については判断をさせていただきたいなというふうに思っています。

北海道のバックアップ拠点構想ということでお話ありましたけれども、先般も北海道のほうから担当者が来られて、名寄の雪室の倉庫等を視察していただいたという話を聞いております。この構想があるということも聞いていまして、これは中長期で北海道の戦略ということも含めての構想だというふうに思いますので、名寄も1次産業を基幹産業とするまちづくりを進めていることも含めて、議員のおっしゃるとおり長い目で見て被災地支援になるということもそのとおりだなというふうに思いますので、ぜひこの構想についてはアンテナを張って、できることをしっかりとやっていけるように検討してまいりたいというふうに思います。

以上でいいですか。

○議長(黒井 徹議員) 奥村議員。

○2番(奥村英俊議員) 最初の扇谷部長の答弁の中には、慎重に対応するということがあったというふうに思います。そういう意味では、市長もそういうことで、その点については同じという確認をさせてもらっているのですか。今文言としては、そういうこと出なかったものですか。

○議長(黒井 徹議員) 加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 市民の皆さんに御理解がいただけるように、事も含めて慎重に判断をしてみたいというふうに思います。

○議長(黒井 徹議員) 奥村議員。

○2番(奥村英俊議員) わかりました。それぞれの担当、それから市長のところから慎重に対応するというお話がありました。とりわけ市民の皆さんの理解がどういう形で得られるか、現状では十分得られるという状況ではないかという

ふうに思います。慎重に対応するという答弁であれば、具体的には受け入れをしないということで私としては理解をしたところであります。

また、支援の方法、食料備蓄構想についてアンテナを張ってということでも話がありました。3月に道のほうで決定をして国に要請をするというスケジュールになっているようです。ぜひ地元選出の道議会議員の先生いらっしゃいますから、そこもしっかり連携をとっていただいて、名寄の基幹産業、農業を売り込んでいただきたいというふうに思います。

次に、観光振興の関係について御質問をさせていただきたいというふうに思います。複合交通センターがランドマークだということで、そういうふうに位置づけをしてそこを中心的ににぎわいづくりを進めるというふうに私も理解をしていますけれども、にぎわいづくりということでは、やはり人が集まる、どういうことをすれば人が集まってくるのかということだというふうに思います。複合交通センターをつくれれば、そこに黙っていて人が集まってくるということではないと思いますし、やはり商店街に人が集まることがにぎわいづくりにつながっていくのだというふうに思います。そこで、これは市長にお聞きしたいのですが、市長自身が駅前、5丁目、6丁目を中心とした町中をどういうふうにしたいという絵を描いているのか、その辺についてお考えあればぜひお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長(黒井 徹議員) 加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 名寄の長い歴史の中で、駅を中心に商店街が栄えたという歴史、これはやはり交通の結節点がそこにあって、自然発生的に商売がそこに成り立っていくということで商店ができていって、そこに行政が基盤整備なりの仕掛けをしていったと、こういう流れなのだろうというふうに思います。やはり主導は民間からの主導なのだろうというふうに思います。今回の駅横に関しましては、まさに交通の結節点ということ

また再構築するという形で1つそこににぎわいというか、さらにまた交流人口の結節を設けると。加えて今度は、観光の拠点ということをしてここにワンストップサービスで設けるということでございます。現在新たに観光振興計画を今計画をしている中で、交流人口の拡大、そしてそこに観光のワンストップができることで商店街に波及がさらに進んでいくと。そのことでにぎわいづくりがつけられるというふうに思いますけれども、一方でまた駅横の利活用については中に入っている入居団体、あるいは商店街の皆さんとぜひ知恵を出し合って、さらなるにぎわいづくりができるイベント構築だとか、いろんなことをこれから考えていきたいというふうに思っています。その中で商店街の振興というのは、にぎわいをそこで創出しても、そのお店に行って買っていただければ最後振興にはつながらないという、やはり個店、個店の魅力づくりというのは最終的な行き着くところなのでないかなというふうに思います。そんな中で新規起業者の育成でありますとか、中小企業の振興条例あるいは企業立地促進条例、そうした関連する条例の中でぜひ起業家、あるいは既存の商店の皆さんのそうした経営の育成、そんなことも商工会議所等も連携をしながら進めていきたいというふうに考えています。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） 実は、もうちょっと市長の夢みたいな、そういう形のこともお話しただければよかったかなというふうに思いますけれども、時間もないものですから、市長も今それぞれのお店、特色あるお店だったり、そういったものがなければというふうなお話だったというふうに思います。市のほうでハードをつくって、それでいいということではなくて、そのハードを活用したにぎわいということになるかというふうに思います。そういう意味では、行政やNPO、それから商工会議所、商店街、市民が一体となって継続した取り組みが必要だというふうに思いますの

で、その先頭にぜひ市長が立っていただければというふうに思います。

次に、リフォーム助成についてお伺いします。今回も今までと同じ答弁を繰り返していただきまして、ありがとうございます。既に3年間の検証もしっかりしている。それから、市内の建設業界なり利用者からもいろんな意見をいただいているということで、一たんこのリフォームについては中止をしていくということだったと思います。ただ、何もしないのではなくて再度制度を構築するということがあったというふうに思います。実施をすれば、目的は景気対策なのか、生活支援なのか、またほかの別な目的があってやるべきものなのか、それについてお答えいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 湯浅営業戦略室長。

○営業戦略室長（湯浅俊春君） 今後につきましては、先ほどもちょっと足りなかったのですが、言いましたように、広い視野でというふうに申し上げております。それについては、具体的に例えば今回のように景気対策だとするのか、あるいは市民生活の向上にするのか、あるいは市民福祉、あるいは環境問題、そういったふうに今度はきちっと視点と目的を定めて今後の方向性を決めていきたいと思っておりますし、その中で少しでも、今回ちょっと住宅リフォームの意見の中で出たのが今回は住宅関連のばかりではないかと。それで、一部の業種に限定しているのではないかと。ですので、市民からほかの目線でも目を向けて実施してもらえないのかという、そういった意見も実はございました。ですので、そういった意見もさらに取り入れながら、次の展開の方向性を出したいというふうに思っております。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） この間やめてから2年たとうとしています。いつまでも中止ということでないかなと。一定の効果もしっかりある。お金を使ってやることですから、例えば内部だけでそ

ういった総合的な景気対策の事業の構築は難しいとすれば、逆に市民の皆さんからアイデアを募集するというのも一つの方法ではないかというふうに思います。いろんな方から意見を聞いてということがそういうことになるのか、正式に公募をしてというか、そういうことができるのかどうか、そういったことも含めてぜひ検討していただければというふうに思います。

それから、最後になりますけれども、行革の関係で再質問したいというふうに思います。この関係についても実は先ほど言いました市政報告会の意見、私たちの会派の意見交換会でも市民の皆さんから意見をいただいています。市政に無駄はないのかというふうな話も出ました。そういう意味では、同じ部署に課長が2人いるのではない、そういうのって無駄ではないの、それから仮に減らしたとしてもそういったお金がどこに使われているのだろうねというふうな話とかもありました。それから、副市長の2人制についても特例区によってそれは2人制になった。先ほど部長のほうから条例でも明記されているし、事務分掌もしっかりあるということでしたけれども、それはやはり特例区でそれぞれ副市長という形が必要であってつくった条例ではないかというふうに思いますから、そういう意味では財政健全化のほうからいえば見直すべきだというふうに市民のほかの方も言っていました。

それから、庁舎の関係も直したからあと10年使えますよということでしたけれども、私検討すべきではないかということでは言いました。10年後に検討するということなのかもしれませんが、そういった議論を内部でしっかり、今しなくていいからということではなくて、10年後は例えば必要であれば今からそういった議論しておくべきだというふうに思います。そういった意味で庁舎の関係については、やはり1カ所にあるのが一番業務的にもいいですし、人員構成をつくり上げていくにもいいと思います。何といたっても

市民の皆さんがそれこそ風連地区、名寄地区の中間にあればどちらもやっぱり便利でいいなということになると思いますから、そういったことも含めてしっかり行革の議論の中でしていただくべきことだと思いますので、その点についてはよろしくお願いをしたいというふうに思います。

また、管理職についても1係1課長ということはないのではないかというふうに思いますけれども、1事業はやはり1課長というふうになっているのだというふうに思います。プラス主幹、参事、先ほどの話では年齢的な構成もあってということでありましたけれども、それを過ぎるといきなり人がどんと少なくなる。年齢的にもそういった構成になっているというふうに思います。とりわけ人材の育成が必要だということもあるかと思えますけれども、事務仕事はやはり係長以下の人にしていただいて、職場や業務全体の管理運営をする管理職の方を配置をする。それは、年齢や経験で登用するのではなくて、人数も一定の制限をしながら配置をしていくということが今後必要だというふうに思いますので、少ない人数で、それも管理職の方も仕事ができるようにぜひ考えていただければというふうに思います。

それから最後に、副市長の関係ですけれども、既に先ほど答弁いただきましたし、定例の記者会見でも発表がされていたようですけれども、やはりなぜ2人なのでしょうねということです。市民の方の反応も記者会見があって新聞報道されたときには、やっぱりかという感じもありましたし、職員には少ない人数でといって業務の負担増を求め、市民には行政改革で負担を求めている状況ですから、市長自身がお手本になって副市長を1人に減らして、それこそ覚悟を持って職員や市民を信頼をして、名寄の10年、20年後の道筋をつけていくべきではないかというふうに思いますけれども、市長御自身の見解をお聞かせいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 再三繰り返しのお話になるかもしれませんが、合併特例区終了後も風連地区の懸案事項がまだ解消されていない問題が積み残しているということで、現在の状況の中で副市長を1人体制にするということは市政運営に不安を残すというふうになると考えています。スリム化を図っていく中でというお話もありましたけれども、課長、管理職が多いという話もありましたけれども、一方で管理職が下においての仕事をしていると。また、副市長も副市長本来の仕事のみならず、現場の仕事もかかわっていただいていると。そんなことの中でうまく組織を有効に活用できるように機能させていきたいというふうに考えています。ぜひとも私の任期中は2人体制を維持していきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） 人事については執行権の範囲ですから、これ以上時間もありませんし、ただ、今市長言いましたけれども、実はこのことは市長の力量も問われているのだというふうに思います。ぜひもう一度副市長を1人にしてやる方向で考えていただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 以上で奥村英俊議員の質問を終わります。

国勢調査結果から考察する課題対応について外2件を、佐々木寿議員。

○11番（佐々木 寿議員） ただいま議長から御指名と発言のお許しをいただきましたので、通告順に従いまして、質問してまいりたいと思いません。

まず、大項目の1点目は、国勢調査結果から考察する課題対応について伺います。平成22年国勢調査人口等基本集計結果が公表されました。国勢調査の集計結果は、国が直面する子育て支援、高齢者の介護、医療、若者の雇用対策、地域の活性化などさまざまな課題への対応に役立てられております。名寄市としましても今回の集計結果が

らさまざまな課題が予想されるわけでありまして。産業と職業と基本集計結果の公表は来年とされておりまして、産業別、職業別の動向はわからないものの、今回の公表では人口3万591人となり、平成17年の前回と比べて1,037人、3.3%の減少、世帯数は1万3,348世帯であり、前回に比べ279世帯、2.1%の増加となっております。

そこで、特に次の3項目について伺います。1項目めは、名寄市過疎地域自立促進市町村計画推進事業について伺いますが、平成22年12月と、それから23年6月に変更されておりますけれども、今回はあるのか、あるとすればそれはどういう事業が考えられるのか伺います。

2項目めは、雇用対策について伺います。人口減少は、あらゆる分野に大きな影響を与えます。かつて経験したことのない先行き不透明な時代にあっては、市民が抱く将来への不安を払拭する道筋を指し示すことが行政の重要な使命とっております。そこで、各種課題の中で雇用対策は重要な課題の一つと考えます。厳しい経済情勢の中、地元企業の振興策、若者が自立しない、帰ってきても働く場を確保できる等の雇用創出対策をどのように進めていくのか、現状の取り組みをさらに踏み込んだ取り組みとするべきだと考えますが、今後の雇用対策を推進するに当たってどのような方針を重点として進めるのか、さらには具体的施策をどのように展開していくのか伺います。

3項目めは、虚弱な独居老人対策について伺います。世帯数の増加現象は、年々増加傾向にある独居老人とひとり世帯の増加にもなっております。このことは、将来にさまざまな課題となる孤独死、自殺、倒壊危険な空き家等につながる要因を含んでおりますが、独居老人、ひとり世帯対策をどのような方針で進めるのか、また介護認定を受けていない虚弱な独居老人の把握はされているのか、不慮のけがや疾病で自宅での生活が困難となるケースが多いと聞きますが、そのことで民生委員の

負担になっていないか、買い物、食事、通院など市独自のサービス支援はできないのか、このような対応をどのようにされているのか伺います。

次に、大項目の2点目、交通安全対策について伺います。交通死ゼロ更新継続のための強化対策について伺います。交通死ゼロ記録が更新しています。交通安全計画で命の尊厳を重視しつつ、さまざまな対策が進められている中、これから特に推進しようとしている強化対策について伺います。

また、名寄市交通安全条例の徹底度はどのような状況にあるのか伺います。自分だけは大丈夫という過信が交通事故の増加の原因の一つとなっています。重大な人身事故に至らないものの、何かと交通事故が発生しております。改めて市民一人一人がゼロ更新に対する参画意識と交通安全に対する意識改革が重要と思われませんが、どのように啓発、啓蒙しようとしているのか伺います。意識高揚施策として、セーフティラリー的な方策も考えますが、見解を伺います。

次に、自転車交通安全対策について伺います。自転車の車道走行の徹底を柱に自転車総合対策を警察署がまとめました。政府の自転車の通行環境の整備等どのようにするのか、いまだ不透明なところがありますが、道交法は自転車を軽車両と位置づけ、例外的に歩道通行が認められているものの、車道を通行することが原則であります。このため車と自転車、自転車と歩行者との事故が多発するのではと危惧されます。そこで、ルールへの遵守や罰則の周知、マナーの醸成等改めて啓発活動を進めていくべきと考えます。そこで、この自転車対策をどのように考えられているのか伺います。

また、本市独自の交通ルールやマナーなどのテストなどで判断する自転車免許取得の免許制度導入の方策もあると思えますけれども、見解について伺います。

大きな3点目の市民保健について伺います。自殺対策について伺いたいと思います。自殺者数は、平成9年の2万4,391名から平成10年には一

挙に3万2,863名に増加しました。これ以降、3万人を超える数値が続いております。そこで、国は平成18年10月に自殺対策を総合的に推進するため、自殺対策基本法を施行いたしました。それでも依然として3万人を超える自殺者数となっております。背景には、健康問題、経済、生活問題、家庭問題等の要因が考えられます。自殺を防止するためには、それぞれの課題に対して社会全体で粘り強く取り組む必要があると考えます。本市としてもその課題に真正面から真剣に取り組むべきであり、とうとい命をなくさせない、なくさないという環境づくりが求められると考えます。どのような方針で取り組まれるのか伺いたいと思います。

以上でこの場からの質問といたします。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） ただいま佐々木議員から大きな項目で3点の質問をいただきました。大きな項目1点目の小項目1については私から、小項目2は営業戦略室長から、小項目3と大きな項目3点目は健康福祉部長から、大きな項目2点目は市民部長からの答弁となります。

まず、大きな項目1の小項目1、国勢調査結果から考察する課題対応についての名寄市過疎地域自立促進市町村計画における推進策についてお答えします。平成22年4月1日に施行されました過疎地域自立促進特別措置法の一部改正によりまして、法の失効が平成27年度まで延長されたことに伴いまして、過疎からの脱却と地域の自立を図ることを目的として平成22年9月に名寄市過疎地域自立促進市町村計画を策定いたしました。この一部法改正によりまして、過疎債の活用がハード事業だけではなくソフト事業にも拡充をされました。計画時点では具体的な運用が示されておらなかったことから、また北海道からの指導もありましたので、昨年12月の第4回定例会では平成22年度に実施が見込まれる産業の振興や高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進などの分野に

ついて、さらに本年6月の第2回定例会におきましては今後見込まれる産業の振興、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進、生活環境の整備、教育の振興、集落の整備などの分野におきまして計画を変更させていただきまして、国の財政支援策の有効活用に努めてきたところであります。議員より御指摘のありました変更の有無につきましては、さきに平成27年度までの向こう5年間を見据えた計画変更を行いましたので、本年度については計画変更の予定はございません。また、今後につきましても大きな変更はないと思われませんが、過疎計画の基本的な考え方であります総合計画との整合性を持った事業推進に基づきまして計画変更の必要性が生じた際には、その都度議会に御相談をさせていただきまして、改めて進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 湯浅営業戦略室長。

○営業戦略室長（湯浅俊春君） 私からは、小項目の2、雇用対策についてお答えをいたします。

名寄市の雇用対策について、新卒者の対策としては北海道、上川教育局、ハローワークとの合同による名寄商工会議所への求人要請、関係機関と合同で企業訪問の実施や企業説明会、介護就職デーなどを開催し、企業と生徒が理解を深める取り組みを実施したところですが、新卒者の管内就職内定率は、10月末で50%を割り込む状況ですが、市内においては11月末で数名の未内定という情報がありますので、今後もハローワークを初め関係機関と連携しながら、一人でも多くの生徒が希望する企業へ就職できるよう各企業への呼びかけや求人開拓事業に対して名寄市とも連携しながら、支援をしてまいります。

地元企業に対する振興策については、若者の定住化や雇用の場の確保の観点から、特に重要と考えておりまして、名寄市中小企業振興条例や名寄市企業立地促進条例による各種の融資制度や福祉

制度、人材育成制度などの支援を実施しておりますが、さらに充実した支援内容とすべく、名寄市中小企業振興審議会などとも相談をさせていただき、引き続き支援をしてまいりたいと思っております。また、国の委託を受けて運営する名寄地区通年雇用促進協議会を通じて近隣の関係自治体と連携をして、当該地域の季節労働者の通年雇用促進を図る各種の取り組みを実施してまいります。さらに、平成21年度から実施している国の緊急雇用創出事業については、今年度当市では6本の事業において23人を雇用する認定を受け事業に取り組みましたが、今年度をもって終了となります。平成24年度については、新たに震災復興や円高対策として事業が継続されるといった情報もありますので、国の動向を注視してまいりたいと思っております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 私のほうからは、小項目3の虚弱な独居老人対策についてと大項目3の市民保健について申し上げます。

平成22年国勢調査結果によりますと、平成17年から22年にかけて、総人口では3万1,628人から3万5,911人へと1,037人、3.3%減少しているのに対し、高齢者人口では7,880人から8,227人へと347人、4.4%の増加となっています。総世帯数では、1万3,069世帯から1万3,348世帯へと2.1%増加に対し、高齢者世帯では4,987世帯から5,273世帯へと286世帯、5.7%伸びており、高齢化が顕著にあらわれている状況にあります。また、高齢者夫婦のみの世帯では1,808世帯から1,955世帯へと147世帯、8.1%増加し、さらに単身世帯では1,204世帯から1,426世帯と222世帯、8.4%増加した数値になっております。ひとり世帯の対策につきましては、国勢調査の結果のように近年単身高齢者や高齢者のみの世帯が増加している中、地域から孤立した状態で高齢者が死亡する

ことが社会問題となっています。この問題は、今後の人口動向、さらには家族やコミュニティの役割が変化する中で一層深刻化することが予想されます。孤立死、自殺を防止するためには、行政を初め町内会、民生委員、福祉委員などが一体となり、だれもが地域で安心した生活を送られるよう地域全体で見守り活動を推進することが必要と考えております。また、倒壊危険の空き家につきましては、平成21年度から北海道の実施する緊急雇用創出推進事業の適用を受け、平成23年度までの3カ年で空き家になった危険家屋などの取り壊しを進めてきております。実施に当たりましては、各町内会から危険家屋や景観上問題のある空き家の情報をいただき、持ち主が明らかで連絡がとれ、費用負担を含め、取り壊しの同意が得られたものについて対応してまいりました。

次に、介護認定を受けていない虚弱なひとり暮らしの高齢者の把握につきましては、民生委員の皆様には地域包括支援センターの介護相談協力員もあわせて市より委嘱をさせていただいており、担当地区に住んでいる高齢者などで虚弱等の心配がある方についての相談など御協力をいただいております。高齢者が多い地区の民生委員の方々には、大変御苦勞をおかけしているのではないかと推察しております。市では、地域の関係者や関係機関と連携し、ともに問題解決に向けて支援することが民生委員の負担軽減につながるものと考えております。第三者から見て心配のある高齢者で、その方に介入できない時期に民生委員や町内会長、近隣の方が高齢介護課や地域包括支援センターへ相談を寄せられる場合があり、個別に応じた方法を検討し、対応を図っております。虚弱な独居老人の全体把握までには至っていない状況にあります。地域包括支援センターでは介護保険制度の地域支援事業の一環として、5年で市内を一巡する計画でひとり暮らしの高齢者ばかりではなく、要介護、要支援認定を受けていない65歳以上の方全員に対し生活機能調査、基本チェックリスト

を郵送し、回収する事業を本年度から開始いたしました。そのチェックリストをもとに生活機能が低下している方を把握し、必要であれば要介護認定を勧奨し、介護サービスへの利用へ結びつけたり、介護状態に至っていない状況でも近い将来介護状態になるおそれのある方には高齢者自立支援事業の利用や介護予防事業への参加を促し、生活機能の維持または改善を図る支援を行っており、本事業の実施により虚弱なひとり暮らしの高齢者の把握にもつながるものと考えております。

次に、市独自のサービス事業につきましては、要介護、要支援認定を受けていない、または要介護認定で自立と判断された高齢者が利用できる福祉サービスとして、高齢者自立支援事業の自立支援ヘルパー派遣事業、自立支援デイサービス事業、自立支援ショートステイ事業、配食サービス事業などを実施しております。また、65歳以上のみの世帯で重度の疾病により日常生活に支障がある方や重度障害のある単身世帯の方を対象に急病や災害などに迅速な対応を図るため、緊急通報装置の貸与を行う緊急通報システム事業も実施しております。現在の救急通報システムの利用状況は、全体で209台、そのうち一般住宅では159台、シルバーハウジングでは50台となっており、一般住宅159台のうち要介護、要支援認定を受けている世帯は86世帯となっております。さらに、市では実施している高齢者福祉サービスや介護保険サービス以外では民間の訪問介護事業所で実施している保険対象外サービスや名寄市社会福祉協議会で行っている有償ボランティアによるホームヘルプサービスなどの事業も展開されております。今後高齢者の福祉サービスにつきましては、介護福祉ガイドブックなどを活用し、民生委員や市民への周知を推進してまいりたいと考えております。

次に、大きな項目3の市民保健についての小項目1の自殺対策について申し上げます。名寄市内での自殺者数は、昭和62年から平成20年度までの22年間に210人になり、内訳としまして

は男性135人、女性75人となり、男性は女性の1.8倍にもなっています。多い年は平成18年の18人、少ない年は平成3年の4人となり、年平均で9.5人の方が何らかの理由によりみずからの命を絶ったこととなります。この数字は、全国、全道平均よりやや高い数字となっています。平成14年ごろからは増加傾向が見られ、平成20年度までの平均を見ますと13人となっておりますが、ここ2年間では22年間の平均の9.5人よりも低い数値で推移しております。年代別では、40代が最も多く46人、次いで50代と70代が37人となっており、働き盛りの40歳から50歳代の人全体が全体の約4割を占めていることとなります。原因としましては、病気、生活苦などが主なものと考えておりますが、正式な調査結果は出ておりません。これらの予防対策ですが、現在北海道が中心となり、関係する機関などが情報交換を行うとともに、相互の連携、協力により総合的かつ効果的な自殺対策の推進を図るべく、和寒以北中川町までの2市5町1村の自治体、警察、消防、民生委員児童委員連絡協議会、市立総合病院、労働基準監督署などの関係機関で構成されている上川北部地域自殺対策連絡会議が設置され、自殺対策が検討されております。この会議では、パンフレットの配布や講演会などで啓蒙活動を実施していますが、残念ながら特効薬となる対策は見出せないのが現状であります。自殺願望を持つ方の早期発見が課題とされている中で、悩みを抱えている人に気づき、声をかけ、話を聞いて必要な支援につなげていく見守る人、ゲートキーパーの養成が進められています。ただ、ゲートキーパーを養成するだけでは解決するには至らず、身近にいる人たちが当人の変化に気づくことが一番効果が上がるものと考えております。独居高齢者などには、見守りや声かけなどが効果的と考え、またひきこもりから発展してうつ病、そして自殺に至るケースも考えられることから、早い時期での相談が望まれます。悩みに関する相談は、電話でも対

応しておりますので、ことしの7月に全戸配布いたしました福祉相談ガイドを参照していただきまして、関係窓口を利用していただきたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷市民部長。

○市民部長（扇谷茂幸君） 私からは、大項目の2、交通安全対策についてお答えいたします。

まず、小項目1、交通事故死ゼロ更新継続のための強化策についてであります。名寄市の交通事故死ゼロ記録は平成20年9月19日以降続いておりまして、本日現在1,180日となりました。この記録は、昭和31年の市制施行以来旧名寄市、旧風連町を通して最長の記録であり、道内35市の中でもトップとなっております。このことは、交通安全にかかわる関係機関、団体はもちろん、市民一人一人が交通ルールを守り、交通マナーを実践した結果であると考えております。名寄市を初め交通安全の関係機関、団体では交通事故死ゼロ記録の1,000日及び1,100日達成、さらには旧風連町の最長記録を塗りかえた1,134日の達成ごとにさらなる意思統一を図り、毎年の6期60日間にわたる安全運動期間や街頭啓発、夜間反射材などのグッズの配布活動、また安全祈願式等を実施してまいりました。こうした活動は、名寄市交通安全条例や本年8月に策定をいたしました第9次名寄市交通安全計画を基軸に進められてきております。今後においても1,200日、平成24年1月2日達成を目標に交通安全教室の開催や各種啓発、広報活動を行い、市民の交通安全に対する意識高揚につなげてまいりたいと考えております。

セーフティラリーによる無事故、無違反の奨励につきましては、現在セーフティラリー北海道実行委員会が主催し、実施をしております。名寄警察署管内では、平成22年度実績で389チーム、1,809名の参加者があり、名寄地区安全運転管理者協会ではこの達成チームに対して独自の表彰

を設けて推進などしており、今後ともこの運動に多くの市民が参加できますようにPRを行い、安全意識の高揚につなげてまいりたいと考えております。

次に、小項目2、自転車交通安全対策についてであります。警察庁におきましては平成23年10月25日に良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の推進についての通達を出しております。このことは、全国的には自転車関連事故の全交通事故に占める割合が増加傾向にあり、またその交通ルール、マナー違反に対する国民の批判の声は後を絶たず、通行環境の整備も不十分なことから、自転車の通行環境の確立、自転車のルールの周知と安全教育の推進、自転車に対する指導取り締まりの強化をその対策としております。名寄市内での自転車利用者に対する交通ルール、マナーの教育指導につきましては、各小中学校、高校での交通安全教育、町内会、老人クラブ等の交通安全教室、高齢者交通安全宣言大会など街頭啓発のチラシ配布、また市の広報紙などを通じて実施しております。

御指摘の名寄市独自の交通ルール、自転車免許取得制度等につきましては、上位法令の道路交通法の遵守や北海道公安委員会等の定めもあり、難しいものと考えますが、歩道の自転車通行可能路線の設定などにつきましては道路交通法の中で地域の実情に合った通行規制など名寄警察署と連携をして対応してまいりたいと考えますし、マナー教育の一層の推進に当たりましては各教育機関や諸団体と連携をし、強化をしてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長(黒井 徹議員) 佐々木議員。

○11番(佐々木 寿議員) 答弁をいただきましたので、何点かについて再質問させていただきます。

先ほど総務部長のほうから今年度の過疎計画の変更はないということでございましたけれども、

いずれにいたしましても総合計画がまた来年度から新たに5年間の計画が始まりますから、その中で今までこの中で中小企業等が商業地域内で行う店舗、あるいは事務所の近代化を支援することを通じて高度化する経済社会に適合した企業の育成を図るということで、中心市街地近代化事業があります。それが加えられたわけなのですが、この事業は将来的にも今現在なかなか私どものところにははっきりとしたものが見えてこないのですけれども、この事業の成果と今後このような事業をまた継続していくのかどうか、その辺のことを伺いたいと思います。

○議長(黒井 徹議員) 佐々木総務部長。

○総務部長(佐々木雅之君) 事業の継続の関係については、補足があれば営業戦略室長のほうから。

今回計画を見直すとき見えづらくなった分については、過疎ソフトについては年間で1億8,000万円から2億円ぐらい、ソフト事業に対して交付されてきます。中小企業の振興関係につきましても近代化の補助金等も対象にするためには、それなりの位置づけが必要だったということもありまして、22年から23年6月に計画を見直すときに有利な過疎債の対象になるように仕分けをさせていただいて登載をしておりますので、その補助事業については現在も継続されています。通常の費目別の状況であるとか、そういうものと比べると、過疎対策を受けるために一定の仕掛けが必要でしたので、ちょっと見えづらくなって申しわけなかったのですけれども、そういう計画のつくり方をさせていただきましたので、御理解賜りたいと思います。

○議長(黒井 徹議員) 湯浅営業戦略室長。

○営業戦略室長(湯浅俊春君) 私からは、成果ということだったので、ちょっと数字的なお話をさせていただきますと思います。

平成23年度ということでもよろしかったでしょうか。平成23年度1月から6月という数字にな

りますけれども、設備資金の利子補給については件数で49件、金額としては255万4,121円、それから信用保証料については18件、75万600円、それから空き地、空き店舗対策については3件、87万円、中心市街地近代化については1件、204万3,000円、それから店舗支援につきましては2件で200万円というふうになってございます。よろしいでしょうか。

今後の見通しですね。なお、今後につきましては、いずれの事業も地域の経済や企業振興する上で必要な事業というふうを考えておりまして、今後も継続して実施したいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） わかりました。

あともう一点、今湯浅営業戦略室長からありましたけれども、過疎計画で一番最後にちょっと暮らしということで、この間新聞の報道でもありましたけれども、このちょっと暮らし、これは2006年から道が市町村に呼びかけた事業なのですけれども、ことしは東日本大震災等があった市町村によっては断ったところもあるということなのですけれども、名寄は将来の人口の増加とか定住の促進の事業の一つだと思うのですけれども、今年度このちょっと暮らしの上期、4月から9月までの上期の状況というのはどのような状況になっているのですか。

○議長（黒井 徹議員） 湯浅営業戦略室長。

○営業戦略室長（湯浅俊春君） 名寄市でもこの事業については実施しておりまして、体験移住事業と申しまして、通称、ちょっと暮らしということになっております。移住をする前に数日から数週間空き家や空き住宅を提供して、実際に住んでもらってその地域の環境や実情を体験してもらうという事業なのですけれども、名寄市においても実施しておりますが、平成23年度につきましては、照会というのは電話等でどこかありますかと、そういった照会なのですけれども、照会が4件、そしてちょっと暮らしは1件ということ。実

態は1件だけでした。上半期です。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） これは、名寄市の場合、ここまで来るというちょっと暮らしというのは少ないというような状況にはあるわけですが、これからの考え方としては住みよい名寄、ランクでも上位に入っている名寄を紹介するためにも、何かほかの事業を組み合わせながら、例えば名寄市の観光資源を、あるいは財産をPRとしてそこら辺を回っていく、そういうようなツアーとか何かも取り入れて宣伝していったほうがいいのではないかと思いますけれども、考え方あればちょっとお話を。

○議長（黒井 徹議員） 湯浅営業戦略室長。

○営業戦略室長（湯浅俊春君） 議員御指摘のとおりであります。今現在は、受け入れ態勢に不備というか、ちょっとまだ受け入れ態勢がきちっと確立されていないという状況がありまして、今後それらを今度少し組織をつくって受け入れ態勢を考えていきたいと思っていますし、観光振興計画の中でも実はそういう話題が何本も出まして、今交流しております杉並だとか、いろんなところにちょっと暮らし体験ツアーを何とか呼べないかとかという、まだ具体的にまだお話しはできませんけれども、そういった話題も出ておりまして、今後の課題と思って考えております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） ぜひこれからの名寄の観光事業も含めた、ツアーを含めた宣伝をやっていただきたいと、こういうように思います。

次に、雇用について伺いたと思いますが、なかなか先ほどの御答弁にあっても若い高校生はまだ半数以下だということなのですけれども、これは非常に将来にとって重要な問題だと思います。いずれにいたしましても、若い者がこの地域に残るとい、そういう考え方というのは、地元志向の考え方というのは当然ながらあるわけでありま

すけれども、なかなか道外に行くというと親の許可も得なければいかぬのだとかいうことが新聞に出ておりましたけれども、地元、なるべくやるということについては、平成19年10月に雇用対策法の改正になったのですけれども、御存じだと思いますけれども、これは特に若者の対策を、これを厚労省の努力義務で知らせているのです。これは、若者に有する能力を正当に評価するための募集、採用方法の改善、2つ目はその他の雇用管理の改善、実践的な職業能力の開発及び向上というようなことで、事業主の皆さんに努力義務として厚労省が出しているのです。これは、いい施策だとは思いますが、実際に名寄の場合はなかなかこれが結びつかないだろうなと思っているのですけれども、その状況とか何かというのは把握されておりますか。

○議長(黒井 徹議員) 湯浅営業戦略室長。

○営業戦略室長(湯浅俊春君) そういったところまでの情報、状況把握は今できておりません。

○議長(黒井 徹議員) 佐々木議員。

○11番(佐々木 寿議員) これは、行政としてしっかりと働きかけて、もう一回そういうような部分を話し合いもしながら、若者の対策をよく話し合われたほうがいいと。そういう機会を持たれたほうがいいと私は思っております。

それで、高校生のことについて、先ほど半数以下ということですが、これは職安のほうでも企業の一般枠を高校生まで広げましょうという、働きかけているのですけれども、行政としてはどういうふうな働きかけをしているのですか。何か考えておれば。働きかけしていますか。

○議長(黒井 徹議員) 湯浅営業戦略室長。

○営業戦略室長(湯浅俊春君) 新卒の生徒さんと、それから一般の再就職という方々については、それぞれ少し分けた考え方を今対策はとっております。ただ、採用条件や何かがその企業によって変わりますので、それぞれの状況に合った求人だとか求人要請だとかを行っているところです。

○議長(黒井 徹議員) 佐々木議員。

○11番(佐々木 寿議員) そういうことも含めて、行政としてもやっぱり企業とそういうようなものをしっかりと取り組んでもらいたいと思います。

それで、もう一つ、道の雇用創出基本計画、これが4年ごとあるのですけれども、これとのかかわりは名寄市としてはどういうふうなことになっていますか。

○議長(黒井 徹議員) 湯浅営業戦略室長。

○営業戦略室長(湯浅俊春君) ちょっとそこら辺把握できておりませんので、申しわけございません。今把握できておりません。

○議長(黒井 徹議員) 佐々木議員。

○11番(佐々木 寿議員) これは、4年ごと、雇用の創出のための基本計画なのですけれども、今度は来年度から4年の次期計画が道の経済関係のほうで検討されているところなのですけれども、こういうところも含めて名寄としての雇用に対する取り組み方をしっかりと進めていただきたい。いずれにいたしましても、こういうような計画等で一つ一つ検証して、そしてやっぱり将来に向けた対策を進めていっていただきたいと、こういうふうに思います。これを求めておきたいと思えます。

次に、虚弱な独居老人対策ですが、やはり世帯人員が減少するという要因というのは核家族であったり、高齢化であったり、少子化であったり、あるいは一生結婚しないというものがあつたり、あるいは結婚がおくれているという晩婚化、あるいはこれも私言いづらいなのですが、離婚率の増加とか、こういうようなものが要因になっているわけです。それで、この要因を解消するというのを一つ一つ解消していくということがやっぱり将来の高齢化の福祉対策に対策を通して実際に進めていくものになるのだと思っています。いずれにいたしましても、戦後、戦前を本当に懸命にこうやって生きてきた高齢者の方を、これが

だんだんひとり世帯になっていろいろな問題を起こすということは、一つの社会の中で非常に問題だだと思います。そしてまた、高齢化対策をしっかりとすることによって今の若者が将来に希望が持てる。この整備はどうしても欠かせないものだと思いますので、今後とも継続して地道ながらもしっかりと前向きに取り組んでいただきたいと、このように要望しておきます。

それから、自転車事故、交通安全対策について伺いたいと思いますが、特に自転車の交通安全対策、これは先ほども御答弁をいただきましたけれども、地域によってそれぞれ道路環境、あるいは自転車の乗る人の数とか、これだんだん環境がちょっと違うわけでありましてけれども、国は確かに専用レーンとかをつくってやればいいのですけれども、これがなかなかできない。ところが、例えば名寄市で考えると、余りにも人通りが少ないところはほとんどの方が自転車に乗って歩道を走っている。もちろんメーター数が2.5メートルもあれば走れるということなのですけれども、これはやはり公安委員会のこととその辺のしっかりした取り決めが必要なのだろうと。それは、やはり名寄市と公安委員会の調整をしっかりと公安委員会にさせていただいて、そして取り組まなくてはならない事業だと思っているのです。したがって、名寄でもこのごろは冬で自転車に乗っている人もいますけれども、そういう人なんていうのは本当に私どもも見ても危ないのですけれども、やっぱりそういうルールとか何かもしっかりと取り組まなければいけないと、こういうふうに思っています。

それで、先ほどセーフティラリーのことがちょっとあったのですけれども、これは自転車も、自転車に限らずセーフティラリーというのは市独自でもやっぱりやって、我々昔自衛隊におったころは自衛隊独自のセーフティラリーという、事故を起こしたら宣誓書みたいなものがあったのですけれども、そういうようなものも取り組むことによっ

て個人、個人に広がるのだらうなというふうに思っています。団体等に例えばトートバッグ、市長も配布されました。準備しています、トートバッグとか、あるいは理髪店に反射シールとか。そういうのやっている人は、ちゃんとわかっています。それやっていない方のほうが全然無頓着なわけです。したがって、これはやるのだったら市民全員にやらせないといけないのではないかと、こういうふうに思います。この考え方ちょっと聞きたいと思っておりますけれども。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷市民部長。

○市民部長（扇谷茂幸君） 自転車のマナー向上ということでございます。この間警察庁のほうでもそれぞれ対策を打っているということでありまして、全国的には自転車と人との事故、もしくは自転車と、それから車両との事故が若干率としてはふえているということでもあります。ただ、しかしながらこの間相当交通安全教育を含めて対応が進んできたということもありまして、実は事故そのものの件数は逆に少しずつ減ってきております。これは、全道、それから名寄市の状況におきましても決して自転車事故はふえているということではありませんが、ただこの間自転車のマナーの悪化が随分社会問題になりまして、危険行為も含めてやはり対応ということで今回改めて警察庁のほうでも対応したということでもあります。まさに議員御指摘のとおりルールづくりに、ルールをしっかりと守るといような教育なり啓蒙が一番必要だということでもあります。それで、今回警察庁のほうでも、いわゆる人と自転車の接触をできるだけ避けるということの意味含めて通達を出してございまして、実は一部歩道のいわゆる上を自転車が通行できる通行帯が名寄市内にも2カ所ほど設定をされております。それにつきましては、例えば幅員が2メートルでありますとか、それから勾配が10%でありますとか、さまざまな規定はございますけれども、今回の通達で警察庁は3メートルも一定の目標にということで、人と自転車を避

けるという工夫も必要だと一方では言っております。なかなかいわゆる自転車の安全対策につきましては、単純に人と、それから車両を避ければよいということだけではなくて、議員御指摘のとおり名寄で実際に歩道にあっても人と車両がかなりいわゆる込み合っているという状況は実はありませんので、それはまさに地域でそれぞれ適切な規則なり対応、もしくは交通規制なりをやるということが必要だろうというふうに思っております。まさに警察署もそういう視点で交通指導を徹底していくということをおっしゃっておられます。

それから、セーフティラリーの取り組みにつきましては、実は全道段階でもかなり長い歴史を持って取り組まれているということもございますし、先ほど申しましたとおり1,800人を超える方も参加をされていると。それから、一方ではシルバーセーフティラリーという制度もございまして、平成22年度時点でいきますと65歳以上、これは個人で参加ができるという仕組みになっておりますが、305人の方が参加をされているということもあります。制度的には、しっかり市民周知を図って市民の皆さんがこの制度に参加をしていただくということもまた1つ手だてとしては必要であろうと。そうした全体的な交通安全意識の高揚の中で自転車のマナーの向上についてもあわせてやっぱりやっていくということが必要なことだろうというふうに思っております。現在あるセーフティラリーの趣旨を十分市内の中でも周知できるような、そんな進め方を関係団体含めてぜひ私どもも取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長(黒井 徹議員) 佐々木議員。

○11番(佐々木 寿議員) やはり名寄市、特に市内中心街とかのところの実態を把握して、町内会の協力を得ながら、ここは危険な箇所であるとか、ここは自転車を通ってもいいとかという、そういうものをしっかり実態を重ね合わせた上で進めていってほしいと。自転車については、

道交法私もちよっと認識不足だったのですがけれども、この飲酒運転の罰則なんていうのは皆さん聞いたらびっくりするかもしれませんがけれども、飲酒運転は5年以下の懲役または100万円以下の罰金となっているのです。それから、普通に傘差し運転とか、あるいは2人乗りなんかやっていますけれども、傘差し運転については5万円以下の罰金なのです。こういう罰則もやっぱり自転車、特に老人の方なんていうのはもう自分の道路だと思っぐらい真ん中走っておったりというので、ルールなんか無視している老人の方の対策というのももうしっかりと教育といいますか、普及しなければいけないのではないかなと思います。今後ともしっかりとその対策については、事故が起きてしまってからでは遅いので、やっぱりそういう今のちょうど冬の期間ですと余り自転車も乗る人がいないのだと思いますけれども、春になったら一層乗る方も多くなってきます。それまでに対策をしっかりと進めていただきたいと、このように思います。

以上で私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(黒井 徹議員) 以上で佐々木寿議員の質問を終わります。

3時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時58分

再開 午後 3時10分

○議長(黒井 徹議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(仮称)市民ホールについて外2件を、東千春議員。

○19番(東 千春議員) 議長より御指名をいただきましたので、通告順に質問をしてまいりたいと思います。

(仮称)市民ホールは、基本的には市民会館の代替施設という位置づけですが、長らく市民が期待を寄せたホールでもあります。市民会館は、文

化的な活動には構造的な制約がありましたが、（仮称）市民ホールはどのような利用を想定した設計を考えようとしているのかお知らせをいただきたいと思います。

2点目、他の自治体ではホールができたことを契機に予算づけをしてコンサートや芝居などを主催して文化活動を行う例がありますが、名寄市では文化振興をどのように図っていこうと考えておられるのかお知らせをいただきたいと思います。また、市民が主催する文化事業をどのように支援しようと考えておられるのかお知らせをいただきたいと思います。

3点目、一定程度の文化的利用を考えるときに、音響、照明等の設備は重要であります。一般的にコンサートなどを行うときに機材を外部から借り入れて行うことになると、数十万円という金額になります。これでは、市民が自主的にイベントを組むときには大変難しくなるのではないかと思いますけれども、機材の整備をどのようにお考えかお知らせをください。また、音響、照明、管理運営、責任者のスタッフ体制はどのようにお考えか、あわせてお知らせいただきたいと思います。

4点目、ホールの有効利用を図るときにいすを収納したときの利用はどのように考えておられるのかお知らせをいただきたいと思います。

大項目の2点目、除雪についてお伺いいたします。名寄市では、通学路の歩道の除雪はルールを決めて生徒が安全に登下校できるよう配慮をされておりますけれども、幼稚園への通園の歩道はどのように考えておられるのでしょうか。一般的にはバスによる送迎が多いようですけれども、近い距離の場合は保護者とともに歩いて通うことがあるというふう聞いておりますけれども、通園路の歩道除雪について考えをお知らせいただきたいと思います。

2点目、市道のダンプ排雪を行うときにまちの外れまで運搬しなければならぬのが現状であります。昨年からは、旧雪印跡地を借り上げて雪

の堆積場所として利用しておりますけれども、土地の借り上げ料と近距離運搬の効率化でどのような収支になるのかお知らせをいただきたいと思います。また、名寄市が所有する西2条北1丁目の旧営林署跡地と雪フェスが終わった後の南広場を雪の堆積場として使うことに対する考えをお知らせいただきたいと思います。

大項目の3点目、市民、高齢者の健康対策について。近年全国的に健康への関心が高まっているのではないかと感じております。名寄市は、健康都市宣言を行い、市民の健康増進に向けて健康まつり、チャレンジデーなどの取り組みを行っております。特養などの待機者数が問題になることがありますけれども、いつまでも元気で少しでも長く地域で生活できることが有意義な人生につながるのではないのでしょうか。そのためにも積極的な介護予防などの政策を展開し、高齢者の健康寿命を延ばすことが重要だと思っております。

市政クラブでは、福島県伊達市に健康運動教室ということをテーマにして視察、研修を行ってまいりました。ここでは、40歳以上の健康運動教室、65歳以上を対象とした介護予防事業、認知症予防事業を行っております。専門のプログラムを利用し、データをとりながら取り組んでおりますけれども、体力の若返り、BMIや脂質代謝、糖尿病などで明らかな改善が見られております。他の自治体でも同様の取り組みが進んでいるとのことで、一般的に開始4年後には医療費へのよい影響があらわれると説明を受けたところでございます。名寄市でも市民の健康増進にこのような取り組みを行ってはいかがかと思っておりますけれども、考えをお知らせいただきたいと思います。

2点目です。なよろ温泉サンピラーは、市民の憩いの場として、また高齢者が温泉治療の一環として利用される例もあります。しかし、市内からは遠いために車を持たない人はバス利用で通っております。上川北部の保養センターのバスの状況を見ますと、市町村民または高齢者に対して優遇

措置を設けている例が多く、法的な根拠として有料化をするということには御理解をいたしますけれども、高齢者に対する考えをお知らせいただきたいと思います。

この場での質問を終わりとさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 東議員のほうからは、大きな項目で3項目の御質問をいただきました。大項目1につきましては私のほうから、大項目2は建設水道部長から、大項目3は健康福祉部長からの答弁とさせていただきます。

大項目1の（仮称）市民ホールについて、小項目1の利用目的についてお答えをいたします。市民ホールにつきましては、このたびプロポーザル方式により決定をいたしました受託業者と基本設計業務の委託契約を締結をいたしましたところであります。今後は、基本設計を進める中で施設の規模や座席数、機能、さらには既存の市民文化センターの改修も含め、両施設の補完的な機能を充実させ、にぎわいの創出、文化、芸術活動の拠点として、また市民のコミュニティーの醸成の場として、親しみがあり、市民が利用しやすい施設となるように計画をまとめてまいりたいと思います。建設に当たりましては、社会資本整備総合交付金を活用することとしております。補助事業といたしましては、昨年度オープンいたしました風連の地域交流センターと同様の事業となりますので、ホール部分におきましても通称、風っ子ホールと同じく多目的ホールに限定をされることから、一定の部分が可動席となるものでございます。

施設の機能につきましては、今後市民懇話会の報告を踏まえまして、基本設計の中で十分検討をしていかなければならない重要な事柄と考えております。特に施設の中心となるホール部分につきましては、市民の文化、創造、発表の場、各種大会の開催、プロによる舞台芸術公演や音楽鑑賞機会の提供など、多目的に利用できる施設を目指し、多様な用途に対応できるよう施設面では音響反射

板等の装置を設置するなどいたしまして、また壁や天井の構造等にも十分配慮することといたしたいと思います。

小項目2のホールの運営と文化振興の考え方につきましては、教育委員会では今日まで市民を交えました舞台芸術劇場実行委員会を組織をいたしまして、これまでさまざまな文化、芸術事業に取り組んでまいりました。例えば平成21年度におきましては、文化庁の地域文化芸術振興プランの指定を受けまして320万円の助成をいただき、演劇、吹奏楽、人形劇、ゴスペル、ダンス、阿波踊り、音楽のワークショップと発表会、プロによる人形劇公演を実施をしております。平成22年度は、財団法人地域創造の公共ダンスホール現代ダンス活性化事業によりますセレノグラフィカダンス公演、北海道文化財団の文化の宅配便事業によります金子竜太郎和太鼓コンサート、さらには財団法人自治総合センターの宝くじ文化公演によります劇団イナダ組の「コバルトにいさん」の公演を実施をいたしました。本年度におきましても今月10日の日に財団法人北海道公立学校教職員互助会の芸術文化公演事業を活用いたしまして、本市と交流がございます東京都杉並区の区立杉並芸術会館、座・高円寺制作のピアノと朗読「ジョルジュ」の公演を実施をしたところであります。

市民ホール建設後の運営につきましては、現施設の市民文化センターとあわせて引き続き直営とするのか、部分委託ないし指定管理者とするのか、さらには指定管理者とする場合においても既存の企業または新たなNPOなどの設立とするのか、現段階では不明な部分がございます。運営体制につきましては、基本設計の中で検討するとともに、平成26年度のオープンまでに現状を十分に見きわめながら、財政負担が少なく、かつ市民が利用しやすい施設の運営体制を構築すると考えております。施設運営と企画的文化、芸術事業とは連動するものと思いますので、運営体制が確定していない現段階といたしましては、引き続き舞台芸

術劇場実行委員会を継承する形で市民にすぐれた文化、芸術に触れていただく機会の提供をと考えております。

また、これまで文化大ホールの建設にと多くの市民の方々から寄附をいただいております。今回の建設事業には、これまでの約4,000万円ほどの寄附を含め、2億7,000万円近くあります文化センター大ホール建設基金は使わずに、国の交付金と合併特例債で賄うこととしておりますので、今後この基金を活用した文化、芸術事業を検討してまいりたいと思います。また、市民が行います文化事業への支援につきましては、現在社会教育団体などが公共施設を利用する場合減免としておりますが、新しい市民ホールも同様に適用させ、活動の支援を図ることといたします。また、各文化団体などの事業に対しては、共催等によりまして支援を引き続き行おうと考えてございます。

小項目3、ホール部分の設備につきましてですが、今後基本設計の中で舞台機能とともに設備関係につきましても検討する重要な事項と考えております。ホールの活用は、音楽、演劇公演以外にも各催し物など多彩な事業に利用され、利用される方につきましても一般市民から設備に関して専門的な知識を持たれている方まで幅広く利用されることとなります。音響、照明などの設備関係におきましても機器関係はおおむね備品扱いとなり、補助対象から外れることとなりますので、初期的な投資の経費とその後の補修、管理的な経費を考慮いたしながら、市民の方が使いやすい設備といたしたいと思っております。

管理運営体制につきましては、さきの小項目2のホールの運営で述べましたが、施設全体の管理運営体制と関係するものとなりますので、今後十分検討を重ねていきたいと思っております。

小項目4の可動いす収納時における利用についてであります。市民ホールは、市民会館の代替施設としての機能を有しておりますが、市民会館の大ホールの練習等でステージのみの使用を除きま

すと年間の利用が60から70回程度となっております。一方、現在の市民文化センターの多目的ホールの利用は、市などの主催及び共催事業を除きまして年間70回程度の利用があるところであります。市民ホールのホール部分は、多目的に利用できる施設としていすを移動させて平らな床面としても利用できる施設となりますが、建設後の利用者としていたしましては現在市民会館を利用されている団体などの利用のほか、市民文化センター、さらには総合福祉センターなどの他の施設を利用している団体の利用も考えられるところでございます。固定席だけでは、鑑賞中心の事業のみの利用となりますけれども、平面的な利用が加わることにより床面を活用した交流事業や机といすを配置した催し物など多彩な事業の利用が可能となります。今回の基本設計では、市民懇話会から報告をいただいております小ホール及びリハーサル室についても検討するとともに、隣接する市民文化センターの設備機能についても検討することとしており、稼働率の高い市民の多様な利用目的に対応した施設の充実を図る考えでございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 私からは、大きな項目2点目、除雪についてお答えをさせていただきます。

最初に、通園路の歩道除雪についてであります。歩道の除雪は、バス路線を含む幹線道路など交通量が多く、歩行者も比較的多く利用されている路線について国や北海道と連携を図りながら行っているところであります。そのほかには、通学路や園児の通る道路も同様に指定された歩道のある路線は最低限片側の歩道だけは確保できるような除雪計画で進めております。ただし、道路幅が狭く歩道のないところについてはできる限り車道を広く除雪することで道路空間の確保に努めておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

次に、市有地の雪堆積場利用についてであります。名寄地区の市道排雪における雪堆積場は、市街地付近に炭化センター北側など7カ所のほか、郊外地で日進地区に確保しております。日進の雪堆積場まで運搬するには、中心部から約7キロメートルもあり、市街地の堆積場から比べると倍近く時間がかかり、非常に効率が悪くなることから、市街地の市有地を主に雪堆積場として使うことを近隣の町内会などに了解を得ながら、利用させていただいているところであります。そのうち私有地で、昨年から利用させていただいている雪印乳業工場跡地について御説明をさせていただきます。雪印乳業工場跡地利用は、基本的には公共事業が見直され、夏場の工事が減少されている中で、それに比例するかのように建設業者のダンプの保有台数が減少しております。これを少しでも補う目的に市街地の中に雪堆積場をとということで、約1.2ヘクタールを年間74万7,000円で借地契約をしております。経費としては、昨年の実績で申し上げますと借地料も含め、フェンスや看板の設置、夏の草刈りなどで約138万円の支出に対し、工場跡地には1万4,500立米の堆雪をしましたので、これをロータリー除雪車で1日の作業を効率よく進めるには、日進に運搬すれば17台ダンプが必要となりますが、市街地であれば10台で間に合い、7台分の削減効果があります。これが昨年は7日かかりましたので、節減額は運搬費で約178万円となり、差し引き約40万円の節減となっております。ことしからは、フェンスや看板には経費がかかりませんし、今の降雪量から見れば非常に多くなっていることから、3万立米以上は跡地に堆雪しなければならないと考えておりますので、かなりの節減が見込めるものと考えております。

次に、旧営林署跡地は縦長で受け入れ容量が少ないことで非常用として確保しておりますが、昨年は雪が少なかったことから、利用をしませんでした。また、南広場はなよろ観光まちづくり協会

の要請により雪フェスティバル用として約7,000立米、ダンプの数にして500台の雪を搬入し、利用しております。今後も地域の理解を得ながら安全性と経費節減に努めて進めたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上、私からのお答えとさせていただきます。

○議長(黒井 徹議員) 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長(三谷正治君) 私のほうからは、大項目3の市民、高齢者の健康対策についての小項目、市民健康運動教室について申し上げます。

急速な高齢化に伴い、健康寿命の延伸を図っていくために、働き盛りである壮年期からの健康づくりが大きな課題となっています。効果的な健康づくりを推進していくために、平成20年3月に名寄市健康増進計画を策定し、食生活、運動を中心に身近にできる具体的な取り組みについて盛り込みました。その取り組みとして、広く市民を対象とした名寄市民健康づくりチャレンジデーやなよろ健康まつりの開催などスポーツの振興とともに、健康管理の大切さや健康づくりに向けての意識啓発に努めてきました。また、運動習慣の定着を目的になよろ健康あるキングを実施し、3カ月間ウォーキングを行い、歩数上位の方にはなよろ健康まつりの中で毎年表彰を行っています。健康づくり事業は、多くの方の参加が得られ、また地区、団体、個人においてもウォーキングやパークゴルフなどの軽スポーツやレクリエーションの各サークルにおいて自主的に取り組み、体力づくりに対し市民の健康に対する意識が高まってきていると考えております。しかし、この地域における健康課題として冬の運動不足が挙げられます。このため現在特定健診後の教室として、11月から1月の3カ月に向け、男性のための運動教室を開催し、内臓、体脂肪率、筋肉率、基礎代謝率など体内健康測定を行い、そのデータを確認し、運動の継続性を図っています。また、地域の中では保健推進委員が主体となり、冬期体操教室を開催し、地域の中から積極的な健康づくりに取り組ん

でいます。今年度は、ふうれん健康センターが開設され、新たに体力の若返りを測定できる健康測定機器も導入いたしましたので、これらの機器を活用しながらデータをもとに有効な運動の継続を図っていきたいと考えております。市民の健康増進に向けた健康運動教室の取り組みは、現在地域包括支援センターにおいて介護予防事業として展開されてきていますので、横断的な連携のもと、今後もさらに各団体との連携も視野に入れながら、ニーズを把握し、市民と一体となって健康づくりができるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、小項目2のピヤシリバス路線の高齢者割引について申し上げます。日進ピヤシリ線は、公共交通空白地域だった名寄日進地区住民の利便性と市内循環バスの逆回りの利用できる利便性及び日進地区の公共施設への足としての交通手段を確保する目的で、ピヤシリスキー場のオープンにあわせて平成22年12月11日から1日5往復の運行を開始しております。日進ピヤシリ線運行による利用状況につきましては、昨年運行開始から本年3月末日までの約4カ月間の利用者としては6,452名、前年比25.7%増となっており、本年11月末日までの1年間で延べ約1万5,000人の利用をいただいたところです。上川北部の市町村では、保養センターを利用する高齢者に対しての優遇措置として、保養施設独自の無料バスの運行及び保養施設を含めた無料路線の提供などが行われておりますが、本市のピヤシリバス路線の通年の路線運行に際しては地域住民が利用しやすい公共交通機関となるように、市内からなよろ温泉サンピラーまでの大人片道運賃400円を市が2分の1を負担して200円で設定し、日進橋手前までについては市内循環線と同様に150円の定額料金として利用できるようにしております。平成22年12月11日から平成23年11月末日までの約1年間の市負担分は、約630万円となっております。高齢者を対象として敬老会、除雪サービス、老人クラブ運営、外出支援事業など

を実施しておりますので、高齢者の一部に限定した割引は難しいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○19番（東 千春議員） それぞれ答弁をいただきましたので、随時再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、順番にいかせていただきたいと思います。ホールのほうからお伺いしたいなというふうに思いますけれども、ただいま答弁の中で市民の舞台芸術劇場実行委員会というところで各種事業を行った、そういったオープンに向けての準備をしているのだというふうなお話を伺いました。そういった中で現場の状況、雰囲気というのは大分つかんでおられるのかなというふうにも思います。というのは、例えばよそからどなたかを招聘した場合にはどういうふうな形で招いて、どういうふうな手順で当日を迎えたらいいのかであるとか、そのときの音響、照明はどうするのかだとか、前売り券はどうするのかとか、そういったことを次第に学んでこられているのかなというふうに思いますけれども、そこら辺の状況についてお知らせをいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） まず、再質問にお答えする前に、先ほど私答弁の中で数字が間違っておりましたので、訂正をさせていただきたいと思っております。

市民ホールの建設基金の総額でございますけれども、2億7,000万円と言いましたが、3億円に、済みません。訂正をしてください。申しわけございません。

今議員のほうから御質問いただきました。具体的には、平成21年度から実施しております舞台芸術劇場実行委員会につきましては、現在事務局につきましては教育委員会の生涯学習課が主な担当をしておりますが、それぞれの事業につきましてはいわゆる実行委員長を決めまして、これは民

間の方でございます。劇団なよろとか各種行事に精通している方にその都度入っていただいて、主に10名前後での実行委員会をつくり、事業を組み立て、また実行するという形でございます。回数を重ねる中で、議員の指摘のとおりこういった企画が市民から要求されているのか、また事業にあってどういうところに券を売ったりしなければだめなのかというノウハウが毎回蓄積されているように考えております。この間の土曜日に行われました「ジョルジュ」につきましても市民会館の上下の席、350席を満員にするだけの企画力と準備をなし遂げたという部分では、一定程度成果が上がってきているなど考えております。今後は、こういった実行委員会形式のものを続けながら、具体的に市民ホールができたときには多分大きな規模の事業につきましては情報の収集を含めて長いスパンでの準備期間等が要る事業に取り組まなければだめだということでありますので、舞台芸術劇場実行委員会の方の蓄積したノウハウを検討する中で、より具体的な実行団体、強力な推進力になるような実行団体をつくり出していくように教育委員会としても一緒に努力をしていきたいと考えております。

○議長(黒井 徹議員) 東議員。

○19番(東 千春議員) 徐々にそのように準備を進められておられるというのはいいことだなというふうに思っております。やっぱり箱ができて、さあ、どうしようというのでは、これはだめな話で、ソフトがきちっと整ってなければ箱は本当に宝の持ち腐れになってしまうということなので、ぜひそういった方向でこれからも進めていただきたいなというふうに思います。

そういった中で、実行委員会は民間の実行委員長を置いて、民間の実行委員を10名程度という形で進められておられるのかなというふうに思いますけれども、特にやはり音響だとか照明だとかというのはありものを使っているのか、あるいはどこからか借りてきて使っているのか、そういっ

た現状についてはどういうふうになっていますでしょうか。

○議長(黒井 徹議員) 鈴木教育部長。

○教育部長(鈴木邦輝君) 実行委員会につきましては、メンバー的には約半数ほどが民間の方、あとはその都度生涯学習課を中心とした市職員ということになっております。

各種事業につきましては、演劇、それから音楽活動等それぞれの事業によりまして、音響であるとか照明関係については違う部分があるかと思えます。特に市民会館で実施する場合につきましては、市民会館の既存の施設を利用するのと、あと一部公演する側からの持ち込みの部分、照明等については持ち込みの部分等が中心となっているのではないかと思います。いずれにしても現在の市民会館の設備では音響、照明を駆使したような複雑な公演等はなかなか組めないものですから、市民会館の現在の容量なりキャパシティーに合ったような事業を行っているというのが現実的でないかなと思います。

○議長(黒井 徹議員) 東議員。

○19番(東 千春議員) あそこでは、現実的にはそうかなというふうに思っております。そして、新しい市民ホールができたときに一定程度のイベントをやろうかなというふうに思ったときに、冒頭の発言でも申し上げましたけれども、やはり機材を借りるというのは相当な金額がかかるのと労力がかかるのです。音響なり照明の方に体だけ来てやってもらうのだったら、比較的これ安くできるのです。ほとんど持ち込みなしでやるという便利さというのは、今の天文台が実はありまして、だからあそこ利用頻度高いのかなというふうにも思っております。そういったことからやはり考え方として利便性を高めるというのは、そういったところをきちっと配慮していくということのかなというふうに思っております。

それと、機材選定に当たってもやはり一般的に使いやすい機材というのがあるのです。そういっ

たものの研究だとかもこれから必要になってくるのかなというふうに思っておりますけれども、そこら辺はどのように進めていこうとされているのか、あわせてちょっとお知らせをいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 芸術鑑賞事業で音響と、それから照明の占める効果というのは大変大きなものがございます。今議員指摘のように、天文台では現在100から百二、三十のいろいろな音楽イベントをこのオープン後多様な方に来ていただいてやっているのは、名寄市内にそういったノウハウを持った方がいるおかげで実施できているのではないかなと考えてございます。今後そういった名寄市内に在住の照明とか、それから音響の部分を担当する方等にも指導を仰ぎながら、あとは業者の方が今回コンサルの方も札幌等での建物だけでなく、その後のソフト事業についても一定程度のノウハウがあるということも聞いておりますので、札幌段階の情報、それから名寄市もしくは近郊でお伺いできる人材等組み合わせながら、基本設計の中で組み立てていきたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○19番（東 千春議員） よろしくお願ひしたいと思ひます。同じ金額でも使えるものと使えないものがありますので、そこら辺はしっかりと吟味をしていただき、市民が使い勝手のよいものを選定をしていただきたいなというふうに思ひます。また、若干補助メニューから外れるということでお金もかかるのかもしれませんが、そこら辺はやはり市民の利便性ということからも十分御理解をいただけたらありがたいなというふうに思ひます。

それと、今までさまざまなイベントをやられて、先ほどの竹下景子さんのものは大体上と下が満杯になって350ぐらい入ったよと。やってみられて、実感としていろんな事業を展開をし

てみてどれぐらい券売れそうだなとかという実感とか何かありましたら、ちょっとお伺ひをしたいなと思ひます。この竹下さんのものが大体マックスだったのでしょうか。ちょっとお願ひしたいと思ひます。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 文化事業の事業展開の中で、出演される方のキャラクターというのでしょうか、そういった部分では、今回の「ジョルジュ」につきましては私どもは一般的に竹下景子さんという女優業をやられた方、しかも「北の国から」で北海道とも関係が深かったということの部分と、あとは音楽愛好家の方ではピアノを弾かれた清塚さんという方が実は日本でも有数のショパンを弾かれる方という、そういった好条件がマッチングをしてたくさん入ったのではないかと思ひます。すべての事業がこういったいい組み合わせになるとは限りませんし、興味の分野等も伝統芸能であるとか、演劇であるとかという部分で違ってくると思ひますけれども、近隣では士別市の朝日のサンライズホールのように本州、それから道内段階で広くいろいろな文化、芸術活動のネットワークを持った、ノウハウを持った方がいらっしやいますので、そういう方に学びながら、ソフト事業につきましても特にアンテナを高くするような部分について勉強させていただきたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○19番（東 千春議員） 大きなイベントやるというのは、本当にこれ労力のかかるものなので、何が一番大変かという券を売るのが大変なので。それで、やはり市民会館がいっぱいになるというのは私の実感としても大変なことなのです。350名寄で売るといふのは、なかなかこれが結構大変で、比較的チケットの券も安かったはずなのだけれども、大変だったのではないのかなというふうに思ひます。そういった中で、新しく（仮称）市民ホールができるわけなのですけれども、

そういったところから大きなものをつくって、ではどの程度の人が入るかということも議論の対象になってくるのかなというふうにも思っております。大きいところで100人とか150人ぐらい入って何かをやるというと、本当に寂しい話でありまして、そういったことから、これは客席の数にもつながることかもしれませんけれども、想定されるというのは、名寄市民の各種団体の中で使う場合に例えば小学校でも、中学校の吹奏楽部だとかという、マックスどれぐらいを想定されているのか、ちょっとわかりましたら教えていただきたいと思っております。

○議長(黒井 徹議員) 鈴木教育部長。

○教育部長(鈴木邦輝君) 最終的には席数にもつながることかと思っておりますけれども、今議員がおっしゃいました利用の想定人数につきましてですが、準備段階の中で本年度に入りまして6月と7月にかけて、すべての団体ではないのではありません、可能な限りの団体、市内の団体、それから事業所に対しまして口頭もしくはファクス等で開催可能事業の規模についての調査をさせていただきました。約100件ほどが集約することができまして、全体の規模別の集約では、これは新しい市民ホールができたという想定でございますけれども、約600人以上の規模が開催できるよという数は全体の1割、それから500から599、600以下のものについても1割、それから300から499ぐらいの規模の開催もできるという件数が5割、それから299以下、いわゆる300以下の規模が3割ということになりましたので、概略でいえば600以内ぐらいで約9割ほどの事業に集約されたかなと考えているところであります。

○議長(黒井 徹議員) 東議員。

○19番(東 千春議員) 600以上の利用というのは、1割程度という回答だったなというふうに思っておりますけれども、それが利用の回数となるとまたちょっと別になるのかなというふうにも思

っております。そういったときに、例えば500席をつくる際のホールの維持費、800席をつくる際のホールの維持費、暖房、冷房、今度冷房入ると思っておりますので、冷暖房費ですとか、その他維持費がかかると思っておりますけれども、そういった差というのはどの程度想定されておられるか、わかりましたらお知らせいただきたいと思っております。

○議長(黒井 徹議員) 鈴木教育部長。

○教育部長(鈴木邦輝君) ホールの規模と特に席数と今度の維持費につきましては、基本的には今後コンサルとの基本設計の中で積み上げていく部分かと思っております。現在までのところ私どもで押さえているのは、ホールというのは席数プラス容量だということ聞いております。ですから、600前後と、それから800前後では1人人が入ることによって何平米かの空間を持たないと芸術鑑賞等の効果があらわれないということですので、規模が大きくなると比較的掛け算的に建設費と、それから維持管理費がかかるということも言われております。細かい数字についてはお話しすることができませんけれども、そのような押さえはしておりますので、今後の管理計画、特に維持管理の経費につきましてはその部分も大きな要素になるのではないかと考えております。

○議長(黒井 徹議員) 東議員。

○19番(東 千春議員) 一定程度理解はさせていただきます。そういったことも人口がこれからふえていくという話ではない中で、いつかの段階で決断をしなくてはいけないというふうに思いますけれども、最良の判断をすべきだなというふうに思っております。今後こういったことが決まっていくプロセスについてお考えがありましたら、ちょっと最後にお知らせいただきたいと思っております。

○議長(黒井 徹議員) 鈴木教育部長。

○教育部長(鈴木邦輝君) 今後の予定につきましては、若干基本計画の実施時期がずれたということで皆様にも御迷惑をおかけいたしました、コンサルとの月2回程度の打ち合わせ、既に昨日

第1回目の打ち合わせをさせていただきました、年内視察も兼ねてもう一回実施する予定でございます。その後月2回程度の打ち合わせを重ねながら、4月前後には市民の方にパブリックコメントを提示できるという部分ですので、2月中ぐらいには席数であるとか平面的なプランニング、維持管理の部分も含めた大まかな方向が基本設計の中でまとまるのではないかと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○19番（東 千春議員） 市民待望のせっかくつくるホールですから、専門的に使いたい方は本当の形のホールが欲しかったのだらうなというふうな気持ちも私も十分わかりますので、そういったところも踏まえて、市民のそういった皆さんが使い勝手のいいものをぜひ計画を練っていただきたい、そういうことを求めて、ホールについては終わろうと思います。

その次は、除雪について。通園路については理解をさせていただきました。これからも道幅確保にどうかよろしくお願ひしたいなというふうに思います。

それと、まちの中の雪を積み上げるということだったのですけれども、営林署の跡地は幅が狭いということ使勝手がよくないということだったのですけれども、南広場の場合は結構広くて、1回目の質問でもお伺いしたのですけれども、雪フェスが終わった後は雪像を崩してあるわけですから、そういったところに一定程度堆積というのは可能でないかなというふうに思うのですけれども、答弁をいただいた中で近隣町内の皆さんと相談をしながらやりたいというふうな答弁だったのですけれども、今後の考え方についてもう一回お伺いしたいと思います。現状と今後の考え方についてお知らせいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 先ほどのお答えでもさせていただきましたけれども、基本的に雪を堆雪する場合は付近の、近隣の町内会と御相

談をさせていただきます。それで、去年の場合も雪フェスが終わったということ、南広場の近隣の町内会さんと御相談をさせていただいて、ぜひ終了後雪を堆雪させていただけないかという御相談を申し上げたところでございますが、南広場を取り巻く4つの町内会さんのほうから、1つには中心部に近いことや高齢者の買い物客及び近隣住民に対して雪搬入時の安全面が確保できないということがありますということで、基本的にはお断りをされたというふうに、私ども要望をされております。去年の場合は、基本的に雪が少なかったということも含め、私どもの地域に対する住民周知も後だったということも含めて、一回取りやめをさせていただきました。ことしは、けさの報道でもあるように岩見沢地区ではもう1メートルに達する積雪量だということも、私ども去年の降雪量から見るともう倍以上の雪の量だということも含めて、今のところはまだ大丈夫かなと思っておりますけれども、これ以上降り続くと南広場のほうも借上げをしなければならないということも含めて、今町内会さんと交渉に入ろうかなという段階でございまして、これ何回か行かないと難しいかもしれませんけれども、基本的にそここの話し合いがつけばいいですけれども、つかなければできませんけれども、つけば南広場の借上げも考えたいというふうに思っています。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○19番（東 千春議員） 今答弁をいただきまして、中心部に近い、あるいは安全面が確保できないというふうな町内の皆さんからの意見があったということなのですけれども、現実には雪フェスに使う雪は搬入しているわけなのですよね。何がどの部分で安全面が確保できないのか、そこら辺やっぱり市としてもきちっと説明をして、どうか理解をしてほしいというぐらいの気概を持って町内の皆さんと交渉していただきたいなというふうに私は思います。そのこと、周辺の町内の雪をそこに持ってくるということですよ。遠くから

持ってくるという意味ではないと思うので、やはり近ければ近いほど効率がいいということですので、そういったところもよく説明をして理解をしていただきたいというふうに思います。それは、雪の量が多いから、少ないからというのものもあるかもしれませんがけれども、やっぱり近いところで効率よく排雪ができるのであれば、例えば交差点のカットを同じお金を払ってでももう少し丁寧にできるということもあるかもしれませんので、これはできれば毎年毎年そういうふうなお願いということではなくて、継続的にここにはもう雪フェスが終わったら入れさせていただくのだという形でぜひ交渉をお願いしたいと思いますけれども、何か答弁いただける部分がありましたらお願いします。

○議長(黒井 徹議員) 野間井建設水道部長。

○建設水道部長(野間井照之君) 基本的には、東議員の言われるとおりなのです。ただ、町内会のほうでは雪フェスのときに非常に高く積む部分がございます、それが一部道路に漏れたという状況もございます、その辺の部分で少し危惧されているようなこともありましたので、その辺も含めて町内会と交渉するときは全面を使わないで少し中に入れた形で排雪の堆雪をしたいというふうなことも申し入れて、ちょっと粘り強く交渉させていただきたいと思っていますので、御理解いただきたいと思います。

○議長(黒井 徹議員) 東議員。

○19番(東 千春議員) ぜひそのようにお願いしたいと思います。除雪については終わりたいと思います。

最後、市民、高齢者の健康ということなのですが、名寄市でも保健センターの職員皆さんが大変熱心に取り組んでおられる姿は私もよくわかっておりますけれども、やはり機械の老朽化であるとか、そういったことは否めない部分があるのかなというふうに思っております。それと、これからの高齢化社会の中で地域の中で高齢者が

どういうふうに幸せに暮らしていこうかという観点から考えますと、やっぱり健康であってほしいなというのが一番なのです。先ほども申し上げましたけれども、施設に入れたから幸せだということではなくて、やっぱり健康で地域で暮らせて何ぼかなというふうにも私は思っております。そういったことに対する名寄市としてお金をかけて市民の暮らしがこうなるのだという分には、若干私はお金をかけてもいいのではないのかなというふうに思っております。伊達市の中では、ちょうど4年目だったので、国保に対する影響というのはまだ計算上はでてきていないという話だったのですが、よその早くからやっているところは大体4年目ぐらいから出てきているという調査結果もあるようでありますので、そういったことも踏まえて、お金をかけたからこれは全部なくなるということではないと思うのです。そういった例えば介護に係ってくるお金が影響が出てくるだとか、国保に係ってくるお金の影響が出てくるだとか、それプラスやはり市民が健康でいられるというのは、これは本当にいいことではないのかなというふうに思いますので、少し研究をしてみたいなというふうに思いますけれども、そこら辺再度ちょっとお考えありましたら、お伺いしたいですけれども。

○議長(黒井 徹議員) 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長(三谷正治君) 今議員がお話のとおり、介護、医療の予防が、やはり今の国保、それから介護特別会計等に圧迫をしているのが現実でありますので、この予防が一番の対策ではないかと私たちも考えているところです。現在今議員お話しいただきました保健センターを中心に原課の地域包括支援センター、それから国保、この3者で連携をとりながら、国保は医療の部分で、地域包括支援センターでは介護の部分で、保健センターは子供からお年寄りまでということで、全市民に対して予防対策を常日ごろから考えながら進めさせていただいているところであります。議

員の視察に行ってくださいました伊達市におきましては、人口規模では名寄の倍、6万ということで、金額にしても議員から資料をいただきまして勉強させていただく範囲では、やはり大きなお金を投入して、そして人も雇ってということで進めておられる事業ということで考えております。議員言われるように、そちらの介護ですとか国保のお金を投入してでもということでございますけれども、現実も今国保でも介護でもその予防対策として現実に進めさせていただいていることは御理解いただきたいと思います。しかしながら、今議員言われるように今後もこの高齢化が進む中で、やはり介護、医療の部分はこれ以上のお金もかかってくるのが現実でございますので、今後はこの3者連携をもとに、また全市民を挙げて市民の健康、あわせて健康教室、いろんな取り組みがされていると思います。その一つとしましては、市内では各サークルで軽スポーツですとか、レクリエーションサークルがたくさんございます。若干データ的に調べさせていただきますと、この高齢化社会によって今まで30代、40代のサークルが現在もう65歳以上、高齢化の団体、サークルが非常に多くなってきています。これらのサークルの活動、また文化活動の中でもやっぱり趣味を生かした、そういうものを生きがいを持ってすることが予防の一つの施策ではないかと考えておりますので、連携をともに、あわせて市民とともに進めさせていただければと考えております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○19番（東 千春議員） これは、なかなか一回始めるとやめることのできない大きな投資になってしまうかもしれませんので、政策的な判断、政治的な判断が必要になってくるかなというふうにも思っております。ですから、今すぐここで判断してどうせいということは私も申し上げられませんけれども、決して介護のお金を持ってこいだとかという考えはありません。これは、名寄市の

考えとして高齢者はこうあるべきだという判断、政治的な判断の中からやっていただきたいというふうに私は思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。伊達市の場合は、7カ所でやっておりました。名寄の場合はそんなの無理です。だから、保健センター1カ所と、例えばまちの中はあるかどうかわからないですけれども、南のほうに行く例えばポスフルの2階なんてあいているわけですから、ああいったところを民間活用して、場所借りて、あそこ暖かいですから、冬なんか本当にいいと思います。そういったことも少し考えながら、政策的にやっていっていただきたいというふうに私は思います。答弁を求めたいと思います。

それと、ピヤシリのバスなのですけれども、400円を200円補助して200円ということで理解をせざるを得ないのかなという部分もあるのですけれども、よそのまちを見るとなかなかもうちょっと優遇措置をしっかりとしているということで、あともう少し何か高齢者に対してメニューはないのか、考えがあればお知らせいただきたい。2点お願いします。

○議長（黒井 徹議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 健康教室の部分につきましては、議員お話しのとおりこれから研究をさせていただきたいと思います。しかしながら、名寄市としてはこの健康についてはチャレンジデー、健康まつりを含めて積極的に進めていると考えてございますので、さらに努力してまいりたいと考えております。

ピヤシリ路線バスについては、高齢者にももう少し優しくという御意見だと思います。しかしながら、名寄市においては高齢者に対して清峰園等、特養老人ホーム等で他の施策において高齢者に温かい施策をしていると考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 以上で東千春議員の質

間を終わります。

平成24年度予算にかかわって外3件を、佐藤靖議員。

○9番(佐藤 靖議員) 議長の御指名をいただきましたので、通告順に従い順次質問を行わせていただきますが、一部前段質問議員との重複もあるかと存じます。御理解を賜りたいと思います。

1点目は、平成24年度新年度予算にかかわって4項目お伺いします。市長は、11月1日、「平成24年度予算編成について」と題した訓令を出されました。22年度決算が2億1,358万円の実質収支であり、健全化の判断指標である実質赤字比率及び連結実質赤字比率がゼロ、実質公債費比率も1.5%下がって16.4%、将来負担比率が34.1%下がり、85.6%になったことなどから、財政状況の好転を強調する一方、3月11日の東日本大震災やギリシャ財政の混迷などの影響により国の財政の悪化が懸念されることから、名寄市にあっても今後も行財政改革推進計画などに基づき事業を厳選し、適正な公債管理に努めるようと求めるとともに、新名寄市総合計画後期計画の初年度になることから、より一体となったまちづくりを進めなければならないと強調しています。そこで、まずお伺いしますが、特に行財政改革の推進にかかわり、市民にとって何が必要かを改めて職場で議論し、既得権や既成概念にとらわれず、すべての事業の見直しを行うことと求めています。これは24年度予算編成前までに求めたことなのか、24年度中に行うことを求めているのか、改めて行財政改革にかかわる基本的な考え方をお伺いします。

次に、市長訓令に基づき総務部長による事務連絡も行われています。例年どおりに無駄をなくす事業費の圧縮、職場内での議論の徹底を求める厳しい内容となっておりますが、特に新規事業については記載のとおり新総合計画後期計画登載予定事業を基本とするのは当然ですが、新規事業を取り入れるに当たっては他の事業との公平性、官と

民との役割分担、適正な受益者負担、事業の緊急性を十分に検討した上で既存事業の見直しにより財源の確保を図るとしてはいますが、その真意についてお伺いします。

なお、概算要求額及び主要事業については、午前中の答弁で一定の理解をさせていただきますので、よろしくお祈いします。

しかし、平成24年度も東日本大震災による被害の復興が国の最優先課題となることが予想されるため、地方自治体への財政的影響を懸念する声があります。また、一方では、地方主権型社会確立も求められています。総務部長事務連絡では、国は制度の抜本的な見直しを検討しているが、新たな制度が明確に示されていないことから、現行制度を基本とするとしていますが、地方財政計画の見通し、新制度の見通し及び名寄市財政への影響についての基本のお考えをお示ししたいと思ひます。

大きな項目2点目は、各種条例、規則、要綱等の整備にかかわってであります。合併から6年目に入り、ことし3月26日をもって5年間の特例区も廃止となり、名実ともに新名寄市としての歩みが新たにスタートしています。両市町が持っていた各種条例、規則、要領などについては、合併事務局職員の尽力により短期間ではありましたが、統一を図り、合併以後今日まで運用されてきました。しかし、さきの使用料見直し等に伴う関係条例の整備等に関わる審査特別委員会審査においても、条例を補完する規則委任については教育委員会規則で定める、教育委員会が別に定める、管理者が別に定めるなどの表現が混在していること、初日の補正予算審議で明らかになった名寄市企業立地促進条例にどちらとも読み取れる表現があったことなど、詳細においては条例、規則、要綱などにおいて文言の整理がされていない状況もうかがえます。条例主義の見地から、内規を含め一定の文言整理が必要と考えますが、所見をお伺いします。

また、整理に当たっては、混乱を与えないためにも法制担当職員を増員してでも単年度での実績が必要と考えますが、その点を含めて見解をお示しいただきたいと思っております。

3点目は、（仮称）市民ホールにかかわっております。市長は、旧名寄市を含め20年来の待望の施設である（仮称）市民ホールの建設着手方針を固め、平成26年8月のオープンを目指して具体的建設スケジュールを総務文教常任委員会に提示されています。市民ホールについては、建設場所も市民文化センター隣接地と決まっておりますが、ホールの規模については約600席なのか、800席なのか、最近では名寄商工会議所や風連商工会から800席を望む要望書を提出されたようではありますが、この規模、機能を含め、詳細を公表するには至っておりません。私は、市民ホール建設を否定するものでもありませんが、建設後の活用についての協議、検討が不足しているように思えてなりません。名寄市は、現在も、そして将来においても少子高齢化、過疎化が懸念される状況にあります。人口が一定程度ある自治体においては、施設を建設すれば活用されるということはあるのかもしれませんが、当然のことながら名寄市にあっては限られた財政を有効に活用して、公共施設を建設する際は有効に活用できる議論を優先させ、その上で活用策に合った機能を持つ施設にしなければ、語弊がありますが、宝の持ち腐れとなってしまうのではないのでしょうか。

私ども市民連合・凜風会では、ことし上富良野町のかみん、鷹栖町のメロディーホール、美深町のCOM100を視察、調査させていただきました。保健センターと併設しているかみんを別にしても、メロディーホール、COM100とも苦慮していたのは有効活用策であり、当初の思いと現状が乖離している状況も明らかになりました。改めて施設の有効活用策に対する検討経過並びに経過についてお伺いします。

最後に、名寄市立総合病院にかかわってお伺い

します。市民の皆さんが存続を期待しておりました消化器内科は、残念ながら10月から休診となりました。改めて一日も早い再開を目指し、市長、院長を中心に行政、病院当局挙げて医師確保に努めていただくことをお願いするとともに、御見解をお伺いしておきます。

市長も行政報告の中に述べられておりましたが、今年度上半期における医業収益は3億5,595万6,000円の損失を計上する結果となりました。その原因については、消化器内科の影響としており、完全閉科となっている下半期においてはさらなる損失が懸念されるところであります。今後の見通しについてもお伺いします。

一方、厳しい状況下ではありますが、それだけに病院環境の早急な整備が求められるところであります。まず、9月の第3回定例会における（仮称）複合交通センターにかかわる議論の中で、名寄市立総合病院の院内冷房について導入の見通しをお伺いするとともに、3月の第1回定例会で提案させていただきました名寄市立総合病院、東病院、士別市立病院を巡回する緊急医療バス運行について、11月7日の部次長会議で処理、検討でんまつが報告されているようでありますので、検討経過及び結果についてお知らせをいただきたいと思っております。

さらに、病院隣接地にあった古い医師住宅を解体し、駐車場として整備を図りましたが、今後において医師確保対策の一環として住宅、住居の確保も必要と考えますが、今後の方針をお伺いし、この場からの質問とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） ただいま佐藤靖議員から大きな項目で4点の質問をいただきました。大きな項目1点目と2点目は私から、3点目は教育部長から、4点目は病院事務部長からの答弁となります。

まず、大きな項目1点目の平成24年度予算にかかわっての（1）、市長訓令及び事務連絡の内

容についてお答えします。この文言につきましては、地方行政を運営する基本としまして、地方財政法などの条文にも書かれておりますが、住民福祉の向上と受益と負担の公正性を促進し、最少の経費で最大の効果を上げ得るよう財政の効率化を図ることなどを予算編成の訓令で改めて職員に発した訓示であります。少額の予算要求であっても税の再配分を通じて住民サービスを提供するため、無駄を省き、常に見直しを行い、さまざまな観点から検討を加えることを求めています。行革の推進につきましては、毎年の本部会議を経て条例改正等の手続を済ませて取り組むもの、担当部課との予算協議で取り組むものなどがありますが、関係機関との協議も行い、最終的には市長査定で予算案に反映しております。

次に、新規事業と既存事業の見直しについて申し上げます。新年度予算編成において新規事業を要求する際には、総務部長事務連絡にもあるとおり、まず新総合計画後期計画掲載予定事業を基本としますので、この後期計画掲載予定事業においてもさらに事業の緊急性、優先順位、他の事業との公平性などさまざまな観点から検討を加え、真に必要な事業を新規事業として要求していただきたいという意味であります。後期計画掲載予定事業でない新規事業の要求に当たっても同様の考え方です。当然ながら新規事業の計上においては、新たな財政負担が生じてきますので、財源確保ができるかどうか課題となります。国、道の補助金、交付金制度を活用できないか、有利な起債が使えないかなど財源確保を確認していくことは当然ですが、あわせて既存事業の見直しも検討していただきたいということでもあります。既存事業、特にソフト事業においては、住民サービスの水準を維持しながらコスト削減を図ることは、対象者の増加等で難しい状況になってきております。さらに、長引く不況の影響で税収が落ち込み、地方交付税に40%以上依存する財政状況の中で、今まで提供してきた住民サービスの上に

新しいニーズの事業を安定的、持続可能で取り組むことは、国、道の有利な財源がないとできていないのが現状でもあります。行革推進による既存事業の見直しも進めておりますが、合併市町村特有の課題もあります。可能な限り住民ニーズの高い新規事業に取り組むために、市長訓令と同様に予算要求に当たっては既存事業の見直しを含め、財源確保の検討を求めたものであります。

次に、（3）、地方財政計画の見直しについてお答えします。政権交代後、子ども手当や一括交付金制度の創設など、地方財政の枠組みを変えていく政策が出されておりますが、例えば一括交付金制度については平成24年度は政令指定都市に限定されるなど、名寄市にとって新たな制度がどのようなものか不明確な状況にあります。また、平成23年9月に総務省自治財政局で示された地方財政の課題では、1つ、地域主権改革に沿った地方の一般財源確保と地方財政の健全化、2つ、東日本大震災に係る地方の復旧、復興事業費及びその財源の別枠での確保、3つ、社会保障、税の一体改革の推進の3点が課題として挙げられておりますが、具体的には今後発表される地財対策、地方財政計画にある程度反映されるものと考えております。しかしながら、地方財政計画等につきましては、平成23年度予算では23年1月に発表されており、同様のスケジュールでの発表だとすると平成24年度予算査定中にその内容が判明するということになります。現在得ている情報では、12月24日以降に地財対策が公表されるという情報も得ております。名寄市の財政は、地方交付税に大きく依存をしておりますが、現状では地方財政に対する国の方針が不明確であるため、健全な財政運営を図るために基本的な取り組みは欠かせないと考えております。適切な公債管理、行財政改革の推進も不可欠でありますし、事業そのものの見直しも重要であると考えています。また、平成24年度予算編成において予算に組み込まれた事業は、今後複数年にわたって継続される

事業も予想されます。さらに、維持管理経費など新たな経費が発生する事業も予想されますので、慎重に議論を重ねて市民の意見も反映させながら進めていくことが非常に重要だと考えております。

大きな項目2点目の各種条例、規則、要綱等の整理にかかわって、(1)の各種条例等の文言整理の必要性についてお答えをします。合併時に両市町の規定等につきましては、主に施策や事務事業の違いを一本化するために一定程度統一を図ってきております。この作業につきましては、御案内のとおり合併事務局を中心に両市町の職員が集中的に短期間で行ってきております。そこで、1点目の条例中の表現の混在による文言整理については、今日まで国、道の準則規定等を基本として制定しているものも多く、制定過程及びその時代に合った表現をしており、言い回しは異なるものの、論理的及び法的に適正なものとして考えております。

次に、2点目のどちらにも読み取れる表現につきましては、条例の制定内容を補完するものとして、規則や要綱などで委任や詳細を決めることとしております。御指摘いただいた名寄市企業立地促進条例等につきましては、早急に改善をしております。また、住民、法人に対する条例に基づく支援制度については、ホームページ上にわかりやすく公開をし、情報共有も図ってまいりたいと考えております。部局及び原課の職員においては、法制執務研修を行うなど公務をする上で関係規定の精査を行い、見識を高めることにより文言表記や表現の適正化を図り、適正な執務の執行を図るように努めてまいりたいと考えております。

次に、(2)の専任職員を配置し単年度で整理することが必要でないかについてお答えをいたします。合併時の条例、規則、告示等の規定は、多額の費用をかけまして専門業者に委託をし、表記、表現や法的な誤りはないかなどの審査を行い、公布等を行っております。今後改めて整理を行うと

ときには、単年度の整理という手法ではなく、最近では上位法の改正に伴う条例改正も非常に多くなってきております。さらに、市単独の条例改正時には漏れなく整理するように努めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 私のほうからは、大項目3の（仮称）市民ホールの有効利用策についてお答えをいたします。

まず、（仮称）市民ホール建設にかかわる検討の経過ですが、平成21年度に中尾副市長を座長とする庁内検討プロジェクトチームを組織をして、新たなホールの建設に向けまして、1つには建設位置、2つには建設規模及び概要、3つには施設の機能、4つには施設の活用方法、5つ目には施設の維持管理などを検討してまいりました。また、プロジェクトチームでは、市民会館大ホール、市民文化センター多目的ホール及びそれに類似する施設として総合福祉センター、風連の福祉センターを使用しています主な団体、61団体を対象としてアンケートを実施をいたしました。この時点でのアンケートの結果といたしましては、9割の団体が新たな施設の建設を望み、座席数につきましては400から500が25%、500から600席が28%、600から800席が25%と400から800席の部分が全体の8割を占める結果となり、一方、800席以上は16%との内容になっております。また、新しいホールの活用方法では、定期練習や発表会が24団体、他の団体と連携したイベントの開催による利用が22団体の回答を得たところであります。また、ホールの運営、協力につきましては、チケット販売や当日の受け付けなどの事業協力が28団体、その他イベントのPRや芸術団体の紹介などに7団体の回答をいただいたところであります。

その後平成21年10月に名寄市文化ホール市民懇話会が組織をされまして、プロジェクトチー

ムでの検討事項を引き継ぐ形となりました。市民懇話会では、1つに建設位置、2つに建設の年次、3つに施設の形状、規模とか機能でございます。4つ目に活用方法の4点を検討事項として、近隣先進施設の見学や外部から北海道文化財団アドバイザーなどの専門家を招きながら、検討を重ねていただいたところであります。平成22年3月に市民懇話会の検討結果を最終的に報告書として提出をいただいたところです。本報告書においては、その中の項目の一つとして活用方法についても報告をいただき、管理運営の方法については民間活力の導入や民間の経営感覚を取り入れ、また柔軟な利用が可能となる運営など従来の公共施設運営から大きく踏み込んだ管理運営方法について検討すべきとされました。また、利用者本位の運営が進められるよう地域住民による利用はもとより、市や教育委員会が近隣の市町村の施設と連携をして、主催をする事業も検討し、プロによるすぐれた舞台芸術を鑑賞する機会の創出にも努めるよう提言をいただいたところであります。これらの報告を受けまして、先ほどの東議員の質問とも重複いたしますが、平成21年度よりプロによるすぐれた芸術、舞台鑑賞機会の創出につきましては、舞台芸術劇場実行委員会によりまして、国や道、またはその関係機関から助成や補助をいただきながら実施をしております。特に平成22年度の宝くじ文化公演による劇団イナダ組「コバルトにいさん」の公演には美深町と、また本年度の区立杉並芸術会館、座・高円寺制作のピアノと朗読「ジョルジュ」の公演には鷹栖町など道内4カ所で同時公演することにより、経費の軽減に努めております。今後は、現在の実行委員会組織を継続しつつ、すぐれた舞台芸術鑑賞の機会の提供に努めながら、市民会館などの利用団体や範囲や分野を広げて市内で活動している団体などの意見を聞く機会を設け、有効活用策の具体像をつくり上げていくことが必要と考えております。建設後のホールの利活用につきましては、既存の文化団体などに

よる従来の活動、さらには新たにホールを活用した新規の企画などの事業が期待されるところです。市民の期待の大きい市民ホールの施設運営と企画事業につきましては、相互に連動するものでありますので、報告をいただいた市民懇話会の方にも相談をしつつ、基本計画の中で方向性を示していきたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長(黒井 徹議員) 松島病院事務部長。

○市立総合病院事務部長(松島佳寿夫君) それでは、私からは大きな項目の4点目、名寄市立総合病院にかかわってについてお答えをいたします。

初めに、消化器内科医師の招聘についてであります。現在市長、院長を中心に北海道の医師確保対策推進室や各医育大学などに要請活動を行い、自治体病院協議会などにも協力を求めるなど、多方面から粘り強く取り組んでおりますが、現時点で診療再開のめどは立っておりません。今後も引き続き要請活動を続けてまいりますので、御理解をいただきたいと思います。

次に、本年度の収支見通しについてであります。上半期では、行政報告の中でも述べさせていただいたとおり、医業収益で3億5,595万6,000円の損失となりましたが、医業外収支、特別収支を含めた全体の収支では2億1,354万9,000円の損失となったところであります。下半期では、消化器内科休診の影響を抑える対策として、一部の病床を亜急性期病床へ変更し、整形外科の長期入院患者を中心に調整をしております。あわせて収益の増加と診療材料、薬剤等の経費節減を図っていきたいと考えており、これらの努力を行いながら、単年度の収支を内部留保である減価償却費と同程度の3億8,000万円程度以内の損失にとどめたいと考えております。下半期は、季節的な影響も大きく、大変厳しい状況にありますが、佐古院長を中心に全職員一丸で収益の向上と経費の節減に取り組んでまいりますので、御理解をお願いしたいと思います。

次に、（１）の院内の冷房施設導入の考え方についてお答えをいたします。本年度は、外来診療室、医事課などの整備を11月に完了したところであります。残る5つの一般病棟については、平成24年度の予算化を目指して現在準備を進めております。参考までに、現時点での事業費は1病棟当たり2,000万円、合計で1億円程度と想定しておりまして、精神科病棟については病棟改築の事業の中で実施を予定しております。

次に、消化器内科の診療体制の縮小、休診に伴う医療バスについてのお答えをさせていただきます。検討の経過といたしましては、両市の病院同士、企画課の交通担当同士で双方で協議をいたしております。1つといたしまして現時点で利用者数の把握が困難であること、2つ目といたしまして停留所など運行経路の設定に時間がかかること、3つ目といたしまして貸し切りバスが運行する場合の経費を2つの案で試算したところ、第1案では市立病院、東病院、士別市立病院の間を貸し切りバス1日6往復した場合の年間の経費として3,740万円が見込まれました。また、2つ目の第2案として、現行の道北バスの運行路線に名寄駅から市立病院の間を貸し切りバスとして路線延長した場合の経費は、仮に1日当たり3往復と想定した場合、780万円程度が見込まれ、いずれの場合も一定の経費がかかることが想定されます。これらのことから、現時点でのバス運行は困難と判断し、今後患者動向などで新たな動きがあった場合には改めて検討したいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

なお、参考までに当院の外来患者数に占める士別市からの通院者数と割合は、平成21年度が延べ1万5,170人で6.3%、平成22年度が1万4,967人で同じく6.3%、今年度は4月から9月までの上半期では6,864人で7.2%となっております。また、士別市立病院の外来患者数に占める名寄市民の人数と割合は、平成21年度が3,821人で2.5%、平成22年度が4,111人で

2.6%、今年度は4月から10月までの7カ月間でありすけれども、2,500人で3.0%というふうに伺っております。また、病院の広域化について、現在北海道が中心となりまして自治体病院等の役割分担と医療機能の見直しを行っておりますので、当院と士別市立病院間においても医療連携、役割分担などを協議し、市民並びに圏域住民の皆さんの命と暮らしを守ってまいりたいと思いますので、御理解をお願いいたします。

次に、医師確保対策の一環としての医師住宅、住宅確保の方針についてお答えをいたします。研修医を含む医師確保において、住環境の整備は大変重要な課題であると認識をしておりますが、民間活力による整備を基本にしてきております。既存の医師住宅については、平成21年度から22年度にかけてまして老朽化した4棟を解体し、跡地を駐車場として整備しました。現在医師住宅は院長公宅のみで、今後も病院財産としての整備は考えておりません。また、同じく既存施設として研修医や医学生の研修に供する医師寮がありますが、これも大変老朽化しておりますので、精神科病棟の改築にあわせて病院敷地内で10戸程度の施設として民間活力による建てかえを検討しておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） ここであらかじめ会議時間を延長いたします。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） それぞれ御答弁をいただきましたので、再質問をしていきたいと思っておりますけれども、まず24年度、来年度の予算にかかわってであります。それぞれ総務部長から御説明をいただきまして、基本的には理解するものでありますけれども、ちょっと見解というか、お考えを聞いておきたいのですが、部長のお話にもあったように名寄市の財政は全歳入の44%ぐらいが

普通交付税というか、地方交付税で占めているということなのですが、財務大臣が8月に各省大臣に「平成24年度予算の概算要求に係る作業について」という通達というか、大臣同士ですから、お知らせか、ちょっとわからないですけども、その中で地方交付税や、あるいは交付金についてという表記がありまして、地方交付税交付金及び地方特例交付金の合計額については、中期財政フレームとの整合性に留意しつつ、要求する。なお、東日本大震災からの復興の基本方針において、国、地方合わせた財源の確保にあわせて行うこととされている地方交付税の加算額については、その全額を歳出の大枠への加算の対象とすると。何書いているかさっぱりわからないのですが、実質例えば地方財政にこれが地方交付税の中でどういうふうに影響してくるのかというのは、部長自身はどういうふうに御判断をされているのかお伺いしておきたいと思っております。

○議長(黒井 徹議員) 佐々木総務部長。

○総務部長(佐々木雅之君) 毎年この時期に問題になるのは、地方交付税の出口ベースの総額がどれくらいになるかということが大変重要になってきます。今議員おっしゃったのは、概算要求時における考え方を示したものでありますけれども、1つは通常の地財対策と、それから復興財源に対する取り扱いとがそこはまじって書かされているというふうに私は思っています。例えば被災されました東北3県のところにつきましては、当然家とか流されたり、働き口が大幅に減っていますので、税収の落ち込みが著しいのでないかと思っています。その税収の著しく落ちた分については、地方交付税の総額の中で収入が減ることに伴いまして相対的に地方交付税の交付額が上がると。そうすると、全体的に災害のなかった地域のところにはわずかながらかもしれませんが、若干の影響が出てくるのでないかなと思っています。そして、復興財源の関係につきましては特別会計も視野に入れて、財源確保と復興経費の関係を明

確にしようと。これは、新たな道路をつくったり、新たな建物をつくるために、国のほうが都道府県を通じて関係市町村のほうに配分をする財源だというふうに思っていますので、大まかに先ほどの通達等を見ていると、関西学院大学の小西先生なんかの表現ありますと余り大きなダメージはないというふうに考えているけれども、実際毎年のように行われている総務大臣と財務大臣の地財折衝で総枠が決まってくるということでありまして、先ほど申しましたように災害関係と復興財源の関係につきましては一定程度国のほうですみ分けをして財源措置をしておりますので、税収等の落ち込みによる影響はあるものの、その部分でいうと比較的大丈夫なのかなというふうには考えています。ただ、地財折衝自体がまだ明確になって、これから詰まってくるので、その情報については注視をしたいと思っています。

それから、25年度以降の地方交付税につきましては、災害復旧費ということで阪神大震災のときには公債費の元利償還金におきまして後年度交付税措置されておりますので、それがどちらのほうに入るのか。復興財源のほうに回っていくのか、地方交付税の総額の中で毎年のみ込んでいくのか。そのお金につきましては、15年間にわたって、もしくはそれ以上長い期間にわたって公債費の償還が始まるとすれば、どちらかにすみ分けされるかによって影響が変わってくるので、短期的な24年の分と25年以降長きにわたってどのように影響出るかについては今回出る地財対策をしっかり注視をしていきたいなというふうに考えております。現段階での考えは、今のような状況であります。

○議長(黒井 徹議員) 佐藤議員。

○9番(佐藤 靖議員) 今総務部長がおっしゃられたとおりなのかもしれませんが、いずれにしても私どもも名寄市の財政をこれから展望していくときに、これはやっぱり地方交付税がどういうふうに動いていくかというのが非常に大き

な課題となってきますので、ぜひ財政当局におかれては情報の収集を徹底をされて、将来の財政運営に忌憚のないようにお進めをいただきたいということだけは求めておきたいと思います。

その大きな話をした後に小さな話でちょっと申しわけないのですけれども、名寄市の公用車でハイオクを使っている車というのは何台ございますか。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 私のほうで知っている範囲では2台、旧市長車と現場で使っている車が2台ありまして、そのうちの1台はレギュラーガソリンのほうに取りかえをしたというふうに聞いております。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） 今回の総務部長の事務連絡の最終ページで、24年度の当初予算要求に係る燃料単価表というものが出されておまして、ハイオク、23年10月5日現在でハイオクの153.3円、レギュラーの142.8円ということで計上しなさいということでありまして、市長車はハイブリッドカーにかえて、ガソリン車、レギュラーガソリンを使うと。残る1台についても市長等が使うよりも多分市長の場合は旭川行ったり、札幌行ったり、いろいろ公用車で出かけるということがあるのかもしれないけれども、ほかの公用車についてはそれほど多く遠くへ行くということもないと思いますので、ここは一挙行財政改革の小さな行財政改革かもしれないけれども、ハイオクをレギュラーに落とすという検討もされていかかというふうに思いますけれども、どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 今使っている車につきましては、市長車から議長も含めて多目的に使う財政課が管理している車ということでありまして。もう一台は、現場のほうでしたので、それは無駄を省くという観点からレギュラーガソリンの

ほうにかえさせていただきました。燃料関係につきましては、ハイオクについてノッキングを防止するということがあるのですけれども、出力の低下ということの問題もございまして、その関係でいいますと逆に言うと燃費が悪くなるというような業者さんの情報もちよっと得ておりますので、改めて今御提案いただきましたので、その辺の支障がないかどうかも含めて検討して取り進めたいと思います。

なお、燃料関係につきましては、環境に優しいということも含めてハイブリッド車をできるだけ多用化をしておりますので、燃費が25キロから30キロとかというのを主に長距離出張用に使っておりますので、全体的につきましては今のハイオクだけではなくて車両管理全般についても改めて無駄がないかのチェックをこの予算編成時に対応してまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） ぜひ御検討されることを求めておきたいと思います。

それと、今新年度予算の編成作業それぞれ進んでいるというふうに思います。午前中の御答弁ですと、2月の中旬ぐらいに予算発表ということになると思いますけれども、私は今回大きい項目の第1番目、2番目とも中心的な議論にしたかったのは、平成22年4月1日に施行した自治基本条例に基づいた取り組みがされているのかということ、やっぱりそれにしなければいけない。議会のほうも1年前に議会基本条例というのをつくりました。昨年段階では、日経の「日経グローバル」というところでは全国5位の議会改革ということで、何とかそれに結びつけようと思って今議運の中でも各議員の御協力をいただいているいろいろな見直しをしているのですけれども、自治基本条例の第20条、財政運営の3項で、市長等は予算の編成及び執行に当たっては、その内容に関する十分な情報を市民に提供するよう努めなければならないと。これは、22年度、要するに名寄市の

最高規範である自治基本条例ができた後、今回がある意味では本格的な編成作業、昨年度もそうかもしれないけれども、あると思いますけれども、この基本に、条項に基づく公表の仕方を含めてどういうふうにお考えになっているのかお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 自治基本条例との関係につきましては、議員のおっしゃるとおりでありまして、その辺につきましては午前中の議論でも答弁させていただきましたけれども、市民ニーズを積極的に取り組み入れることにつきましては市長御自身も市長室開放事業という形でさまざまな御意見を伺ってまいりました。それが直接市長査定段階では、さまざまな市長からの指示もあろうかというふうに思っていますし、今回特に総合計画の後期計画を策定するために関係団体等の御意見もいただきまして、例年この時期に市長査定前に各種団体のほうからも市長のほうにペーパーにより要望書という形で回ってきておりますので、この辺につきましてもしっかりと市民ニーズを確認をして予算のほうに反映をするべきだというふうに思っています。

先ほどの答弁でちょっと十分に説明できなかったのですが、予算査定の過程を市民の皆さん、議員の皆さん方にもお知らせするということは、スケジュールがタイトな中で非常に難しい課題だなというふうに思っています。ただ、過去に旧名寄市におきましては、すべての情報をなかなか市民の皆さん、議員の皆さん方に提供することはできないのですが、少なくとも市長査定に上がった事業についてはやむを得ずできなかった事業と、それから何とか財源確保なり全体調整をして市長がつけた予算と、この辺につきましてはホームページ上に包み隠さず市長査定の内容をお知らせしますということで過去にやった経過が1回だけありましたので、自治基本条例の精神をしっかり生かすとすれば、財政の予算査定が日程

タイトとはいいながら、可能な部分につきましてはそういう手法でも市民の皆さん方、議会の皆さん方にもお知らせするやり方というのは可能なのかなというふうに考えておりますので、この辺についてはしっかりと検討して進めてまいりたいと考えています。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） 私も予算の編成及び執行に当たっては、その内容に関する十分な情報という条文になっておりますが、なかなか部長おっしゃるように編成については時間的な問題や、あるいはあると思いますけれども、さっきの午前中の中では原課からの概算要求は202億円と。予定している額よりも7億円ぐらい多いということで、その中、一方では今回も市長名あるいは総務部長名で一定程度シーリングを設けているので、徹底的な事務事業の見直しをして要求するようと言っているけれども、やっぱりここで7億円ある意味では違ってくる。それだけ原課においては、やっぱり市民ニーズをしっかりと押さえて、総合計画に登載している事業は別だと思っておりますけれども、市民ニーズをとらえてやっぱり要求をしてきて、結果的に2月の中旬過ぎぐらいの予算発表になったら削られているということについては、17年から18年からちょっと忘れちゃったけれども、1回だけ部長おっしゃるように一覧表でこういう内容でこの事業は先送りしました、こういう内容でこの事業はということで、前段に当時の市長のごあいさつがあって、中に詳しく書いてあるのが1回登載されて、結局はその1回で終わったのですけれども、自治基本条例ができたからこそ、私もそれはしっかりとやるべきだと。市民の皆さんにやっぱり名寄のまちづくりはこういうふうに進むと。市長は、やっぱり何を考えてどうしようかということをしっかり市民の皆さんに伝えるということがある意味では自治基本条例の基本にあることではないかと思っておりますけれども、今総務部長は検討と言いましたけれども、市長はこの点についてどう

いうふうにお考えなのか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 先ほど午前中でも大石議員のお話があって、どこまで情報開示ができるのかということで、いろんな作業の状況もあるのでしょうけれども、今議員から御指摘いただいたことを検討を前向きにしていまいりたいというふうに思いますので、ぜひ御理解いただきたいと思いません。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） 検討を前向きではなく、前向きに検討していただければという。検討が先で前向きが後になるとちょっとあれですので、前向きに検討いただきたいこと、これは求めておきたいというふうに思います。

それで、2番目の2項目に挙げている条例のとか規則の文言整理でありますけれども、それも御答弁の趣旨は十分わかります。ただ、自治基本条例ができて、市民の皆さんにもしっかり情報公開をして、ともにまちづくりをつくっていくことをうたっているわけです、自治基本条例。市民の皆さんが名寄市が何をしようとしているのか、それは人にもよるでしょうけれども、市長のブログなり広報の中の市長の言葉とか、ラジオの声とか、いろいろ聞いて理解する方もいらっしゃると思いますけれども、ある意味では条例を見たときに一定程度しっかりと文言を整理して、市民の皆さんが理解できる。特にその後内規というものも各課で持っていたり、内規がまた違っていたりということがあり得るかもしれない。それは、ないのかもしれないから、ちょっとわかりませんが、そういうこともあると余計やはり市民の皆さんに見えないことになってしまうので、私はこれも1つ提言をさせていただくなら、1つはやっぱり職員研修の中で原課でしっかり自分の所管している条例、規則、これは見ているのは当たり前だと思えますけれども、改めてチェックしてみると、それを1つみずからの学習にすると。

職員研修にするということも私は今の時点必要ではないかと。それはなぜなのかというと、市の基本である、最高規範である自治基本条例でこういうことをうたっておりますので、市民の皆さんから御説明を求められたときにちゃんと答えられるシステムをつくりたいということもできるでしょうし、それをやはり私はやるべきだと。それが正規の条例の改正案になると議会に提案して議決事項になっていきますけれども、規則、そのいかにについてはこれは原課でやる話でもありますでしょうけれども、一回やっぱりそういうこともしてみることも私は必要だと思うのですけれども、その辺の御見解があればお伺いしておきたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 佐藤議員の専任職員を配置してということも含めて、実はことしの4月に人数的には0.5人工なのですけれども、主幹を配置しまして、これから条例改正多い中で条例の一定の対応しようということで配置ありましたけれども、残念ながら大震災もありまして、そこは十分活用できなかったというふうに反省しております。今議員おっしゃられたように、職員研修を従来の講義型の職員研修、法制研修ではなくて、それぞれ抱えている条例についていろんな前例で、修正のかかったところの前例等についても法制担当は持っていますので、それらを携えて、例えば現場の課長、係長クラスのところとひざを交えてのこういう条例って問題あったのだよねと。それに類する例が自分の所管している条例でありませんか、ないですか、そういう確認行為を含めた勉強会を新年度から立ち上げるべきだということで今内部協議を進めておりますので、ぜひ議員のおっしゃるようなものにつきましても取り入れて対応していきたいなというふうに考えています。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） ぜひそういうふうにお

願いできればというふうに思います。

次に、文化センターの関係については前段東議員のほうから相当論戦をされておりましたので、それ以上深く追及することもないと思いますけれども、いずれにしても風連の風っ子ホール、これで駅横にできる複合交通センター、福祉センター、そして市民ホールと。内容は確かに違うのですけれども、市民の皆さんの選びやすい施設がふえるという意味ではいいのかもしれないけれども、だからこそ市民ホールというのには一定程度利活用を含めて、応援団も含めて、市民の皆さんのグループも含めて、しっかりつくり上げていかないと、先ほど600人を超えるのは約10件ぐらいという話もありましたけれども、そんなので終わるのなら、つくる必要はある意味ではなくなってしまし、では使わせるためにあそこにどうやって交通を配置するのか。それこそ3億円のを基金として士別や美深のように運用に使ってイベントをやるのか、そういうことも含めて、せっかくなつく施設ですので、市民待望の施設ですので、市民の皆さんがイメージできる施設、あるいは市民の皆さんが有効に活用できる施設、ここにしっかり議論を置いていただきたい。これからの作業を進めるでしょう。しっかり進んでいくと思いますけれども、ぜひつくったときに5年も10年もしない、ほかの市町村と言ったら怒られますね。それこそ運営に困るような状況にはならないことをきちっと議論していかないと、私はそんなに遠くない将来にやっぱり使っていないぞという話になってしまうので、そのことだけは強く求めておきたいというふうに思います。

病院の関係で、特にバスの関係は病院同士で話をしたら、それは話は進まない話だと私は思います。これは、3月にも言いましたけれども、緊急避難的にそういうのが例えば名寄市民の皆さんで困っている方がいらっしゃるなら、私は5人でも10人でもやるのが加藤市長らしいやり方ではないのですかと。これが同じ赤字を抱えている

病院同士でどうしようと考えたら、この経費というのは物すごくどうやって出すのということになったり、ある意味では極端でないですけども、そのバスを利用してうちの患者が名寄にとられる、うちの患者が士別にとられるという話まで行ってしまうので、これこそまさに私は政治判断だと。一人でも市民の皆さんの命を守るために、やはり政治判断が要るのではないかと。何も恒常に恒久的にこのバスを運行しろと言っているのではなくて、あくまでも消化器内科がなくなった、士別には内視鏡センターがあるというところから含めて、あるいは士別にない小児科を名寄でやっているということを含めて、お互いに利便性があるのだから、当面はこういうことで乗り切って、お互いに医師が確保できればそれはよかったですねという話で終わればいいけれども、今のところは市民の皆さんの中ではやっぱり御苦労されている方がいらっしゃるわけだから、私はこれは病院当局の話ではなくて、政治家として、トップとして、トップ同士の話だと思いますけれども、市長はどういうふうにお考えですか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 士別一名寄間の病院の輸送の関係でありましたけれども、御指摘はそのとおりかもしれません。しかし、お互いがそれぞれ2次救急を扱うという、連携はしているのだろうけれども、一方では今のところ同じような性格を有する病院であるという位置づけなのだろうというふうに思います。また、小児科の話もございましたけれども、名寄から週5日今小児科の先生方が行っているという状況もかんがみたときに、それぞれ病院の明確なすみ分けができていない中で直通バスを出すというのは得策でないというふうに今のところ判断をさせていただいています。いずれどういった連携していくのかと。性格的にきっちりとすみ分けしてという話が出てくるかもしれませんが。そうした中でぜひこうしたことも、バスの交通のことに関してもその中でぜひ考えてい

きたいというふうに考えていますので、現段階での判断はそういうことで御理解いただきたいというふうに思います。

○議長(黒井 徹議員) 佐藤議員。

○9番(佐藤 靖議員) いずれにしても、今この地域の実情から少子高齢化、これは上川北部全体の課題でもありますけれども、そういう意味でも地域センター病院である市立病院、あるいは土別の病院、東病院、いろんなどろを含めて病病連携、病診連携というのはこれからこの地域として考えていかなければならないことだと思いますので、それはあくまでも市民の皆さんの命を守るという、最前線で守るということを重きに置いてぜひ進めていただきたいというふうに思います。できればバス運営をしていただきたいのですけれども、将来に期待を込めて、とにかく連携をしっかりとして市民の皆さんの命を守るということだけを強くお願いしておきたいというふうに思います。

それと、残り2分となりましたので、いずれにしてもこれ消化器内科の影響は大きいというのはわかりました。今病院内、あるいは含めて言われているのは、皮膚科が大丈夫かという話が言われておりますけれども、新年度の診療体制について今の状況をお知らせをいただきたいと思います。

○議長(黒井 徹議員) 松島病院事務部長。

○市立総合病院事務部長(松島佳寿夫君) 御指摘のように、皮膚科につきましては医長の方が退職されまして、今現在も院長中心に旭川医科大学に要請活動を行っております。現時点で要請活動を行っているということで、明確なお答えはできませんけれども、毎年この時期には医科大学に訪れまして、今週木、金と行く予定であります。皮膚科を含めてほかの診療科につきましても一定の医師の交代がありますので、そこの後を含めてしっかりと確保できるように要請活動を行ってまいりたいと思いますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長(黒井 徹議員) 佐藤議員。

○9番(佐藤 靖議員) いずれにしても、私一般質問やるたびに時々言うのは、市立病院と大学というの、この2つの財産がもし歯車が1つこけてしまうと名寄市の財政は破綻に向かうと。何としてもこれは、今の状況からいっても大学は4大の生徒が今集まっている状況ですので、これから先生を含めてまだまだ苦勞しなければいけないと思いますけれども、特に病院についてはこれはいつもお願いしますが、市長を先頭に佐古院長とともにコンビを組んで病院の経営が安定するように最善の努力をいただくことをお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長(黒井 徹議員) 以上で佐藤靖議員の質問を終わります。

○議長(黒井 徹議員) 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

御苦勞さまでした。

散会 午後 5時10分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

署名議員 植 松 正 一

署名議員 駒 津 喜 一